

平成17年度研究報告書

児童虐待の援助法に関する文献研究

(第3報：1990年代まで)

戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という 視点からの心理社会的分析

研究代表者 保坂 亨（千葉大学教育学部教育実践総合センター）
共同研究者 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）
秋山 邦久（文教大学人間科学部）
柴橋 祐子（千葉工業大学情報科学部）
大川 浩明（子どもの虹情報研修センター）
佐々木宏二（子どもの虹情報研修センター）
渡邊 智子（中野区立教育センター教育相談室）
石倉 陽子（子どもの虹情報研修センター）

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

平成17年度研究報告書

児童虐待の援助法に関する文献研究

(第3報：1990年代まで)

戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という
視点からの心理社会的分析

子どもの虹情報研修センター

はじめに

本研究は、「虐待」という言葉を越えて、「危機的状況」におかれた子どもに対する臨床研究や実践報告を概観、分析することが目的であるが、児童虐待に対する時代認識の変遷などといった社会学的考察も含むものである。

第1報では戦後から高度経済成長の終わる70年代までを、第2報では80年代を分析した。今回はそれに続く第3報で、90年代を分析する。この10年は、90年の「児童虐待防止協会」設立に始まり、94年の「子どもの権利条約」批准、2000年の「児童虐待防止法」の施行等、日本の児童虐待対応が大きく変容した時代である。

「児童虐待」に関する文献、研究論文も著しく増加した時代でもある。第2章で文献を概観するが、今報告では、書籍と雑誌特集号の論文に絞ることとした。その他の論文等については、2001年から現代までを扱う第4報でまとめて提示する予定である。

また、80年代からは、法律分野における判例、研究論文等の分析を加え、別冊の報告書としてまとめたが、90年代も同様に、法律分野については、別冊にて報告する。

なお、これまでの臨床研究や事例等の分析、社会学的考察から、児童虐待を考える上で、いくつかの検討すべきテーマが見いだされている。第4報では、2001年から現代までの考察を行うに併せてこうした検討テーマを扱っていく予定である。

目 次

はじめに

第1章 1990年代の社会、家族、子どもの状況	1
-------------------------	---

図

- 1 扶助別生活保護受給人員の推移
- 2 世帯構造別推計世帯数および構成割合の推移
- 3 婚姻期間別離婚件数の推移
- 4 母子世帯の理由別推計世帯数及び割合の推移
- 5 ボランティア活動の推移
- 6 児童相談所における虐待相談処理件数の推移
- 7 児童相談処理件数増加率（前年度比）
- 8 登校拒否児童生徒数の推移
- 9 警察が認知した校内暴力事件の推移（学職別件数）

表

- 1 母子・父子推計世帯数の推移
- 2 養護問題発生理由別児童数（資料出所：保坂ら(2003)資料9再掲）
- 3 いじめの発生学校数及び発生件数の推移
- 4 校内暴力の発生状況の推移（対教師暴力）

第2章 児童虐待に関する文献の概観	22
-------------------	----

表

- 5 1990年代の児童虐待に関する書籍（和書）
- 6 1990年代の児童虐待に関する書籍（訳書）
- 7 1990年代の児童虐待に関する雑誌特集号
- 8 2000年の児童虐待に関する雑誌特集号

第3章 児童相談所の事例分析から捉えた1990年代の特徴	42
------------------------------	----

表

- 9 児童相談事例集 年度別の虐待事例掲載状況（1990年代）
- 10 児童相談事例集の事例タイトルと児童虐待に関する記述
（平成2年度(1990)～平成10年度(1998)まで）

第4章 性的虐待と「バックラッシュ」問題を考える	65
--------------------------	----

第5章 まとめと総括	75
------------	----

巻末資料 1970 - 2000年に見られる子どもの危機的状況を中心とした主な出来事	77
--	----

児童虐待の援助法に関する文献研究 (第3報：1990年代まで) 戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの 心理社会的分析

第1章 1990年代の社会、家族、子どもの状況

1. 社会と家族の変容

(1) 社会のリスク化と二極化

過剰な投機によるバブル経済に支えられた平成景気は、86年から91年まで続き、バブルの崩壊とともに終わりを迎える。不良債権が増加し、それが銀行の経営を悪化させるなど、経済的には大きなツケを残して90年代は不況の時代となる。高度経済成長期以降の社会は、企業に就職すれば将来を見通せる安定社会がベースであった。家庭の収入は増加し、社会保障制度も発達するなど、戦後の貧困問題は解消に向かい、国民の中流化が進んでいった。その後90年代初頭まで、雇用は安定し、常勤就職すれば将来までの安定が保証される社会が実現していた。しかし、バブル崩壊後、長期安定雇用が減少し、就職難となり、またリストラが相次ぎ失業者が増加するなど、90年代後半には、それまでの安定社会の解体につながるような状況が生じ始めてくる。

山田(2004)は、90年代の問題として「リスク化」と「二極化」の両方が進み始めたと指摘している。「リスク化」とは、職場の倒産や親の離婚などによって、企業や家族といった中間集団が個人を守れなくなる危険性をさす。「二極化」とは、一般には生活水準の格差の拡大を指すが、山田は「二極化の特徴は第1に、ニューエコノミーと呼ばれる産業構造の転換により、企業などに必要とされる仕事能力の質的格差が出現している」とことと指摘する。仕事能力の質的格差とは、専門能力を必要とする職種と、マニュアル通りに働くだけの職種に二極分化することで、前者は常勤雇用、後者はパートに分かれていく。就職率が低下し、未婚のフリーターの増加、男性の非常勤雇用の増加等は経済的階層格差を広げることになる。山田によるとこうした格差は、95年以降、特に98年を境に顕著になったと述べている。98年はGDP成長率がマイナス1%となった不況の年で、リストラや倒産が相次ぎ、自殺者が激増して、3万人を超えたが(注1)、山田(2004)は「社会構造が転換して、リスク化、二極化(注2)が不可避のものになったことが、人々の間でも意識され始めた年」と述べている。なお、経済的困窮に関連して、生活保護世帯及び受給者は、80年代半ばから減少していたが、世帯数では92年度に、受給者数では95年度(平成7年度)に底をつき、この年を境に急増に転じている(図1)。

注1 これ以降2005年まで連続して自殺者は3万人を超え、2006年自殺対策基本法が法案化されている。

注2 二極化は現在に続く問題であるが、2006年7月20日付の朝日新聞の夕刊に、日本の所得間格差が、2000年からすでに米国に次いで世界で2番目になっていたことが報じられている。

(2) 家族の変容

高度経済成長期にあった「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する意識調査を2000年に総理府が行ったところ（「男女共同参画社会に関する意識調査」）、「同感する」が半数近く存在した87年に比べ、2000年では25%と4分の1に減少している（子ども資料年鑑2001 p.66）。未婚率は増加し、「国民生活基礎調査」によると、90年から2000年にかけて、単独世帯は844万世帯から1100万世帯に増えている。また結婚しても児童のいない世帯は670万世帯から942万世帯に増加している（図2）。少子高齢化は急速に進み、98年には、65歳以上の高齢者人口が初めて子どもの人口（15歳未満）を上回った。「結婚しても子どもを持つ必要がないと考える人の割合」は世代が若くなるにつれて高くなっている（「国民生活選好度調査」, 2001）。また離婚率も90年代に急速に高まっている（図3）。90年代、母子世帯（20歳未満の子を抱える母子世帯）数はほぼ横ばいの推移である（表1）が、理由別をみると、死別によるものが減少した反面、離婚による母子世帯が増加し（図4）さらには、生活保護を受ける母子世帯も増加している（日本子ども資料年鑑2002 p.190）。これらから、従来にあった「父親、母親、子ども」という家族形態が当たり前生まれ維持されるという認識は、もはや崩れ始めたといえることができる。

「父親、母親、子ども」という家庭であっても、家族で共に過ごす時間は低下している。厚生省保健医療局の「国民栄養調査」（1995；平成13年度国民生活白書）によると、朝食を子どもだけでとる割合が82年には22.7%だったのに対して93年では31.4%と増加し、夕食を両親と共に食べる割合は82年に64.5%あったのが93年には55.6%と減少している。母親の就労も増加し、総務庁の「労働力調査特別調査」（2000；平成13年度国民生活白書）によると、子どものいる典型的な一般世帯数の中で共働き世帯数の占める割合は増加傾向にある（子ども資料年鑑2001 p.69）。「NHK放送文化研究所『国民生活時間調査』（2000年）によると、父母がともに勤め人で中学生と小学生の子どもがいる家庭において、平日に家族それぞれの起床在宅率がすべて50%を超える時間帯は20時台と21時台だけである。また、家族の起床在宅率が比較的高い6時台から8時台、18時台から23時台について、90年と比較すると、その多くの時間帯でこの10年で起床在宅率が低下している。このように、家族と一緒に過ごす時間が短いことの理由として、父母については、労働時間が長いために帰宅時間が遅くなること、子どもについては、おけいごと等のために夕方から夜にかけての在宅時間が短いことがあげられよう」（平成13年度国民生活白書）。また、近年のIT機器の普及によるメディアの個別化（80年代初頭にテレビゲーム、89年に携帯型ゲーム機が発売されている）や、部屋の個室化が進んだことで、家族と一緒にいても、家族間交流の機会は減少し、親子関係の希薄化はより進んでいるといえよう。

(3) 要保護児童の増加

上記のような80年代から続く家族の変容と90年代に始まる社会の変容の中で、家庭での養育が困難なため保護を必要とする要保護児童は増加している。児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、いずれにおいてもその在籍児数は95年以降増加に転じている（前報告（保坂ら，2004）資料5）。この状況は現在も続いており、例えば、2006年3月3日東京新聞の1面で、東京都では児童養護施設

に定員を超える入所の要請をする事態となっていることを報じている。四方（2004）は、前報告（保坂ら，2004）のコメントの中で、厚生省の養護児童等実態調査結果報告書を取り上げ、児童福祉施設への入所に至る背景として、父母行方不明、父母の放任・怠惰、父母の虐待・酷使、棄児等の割合が1962年以降増加しており、家庭養育における深刻な事態が進行していることを指摘している（表2：前報告（保坂ら，2004）資料9を再掲）。またこの調査では、「養育拒否」が1992年から統計項目として取り上げられるようになっており、以降、乳児院、里親委託、情緒障害児短期治療施設等でその割合が増加している。要保護児童の増加の背景としてよく指摘されるのが、後述するように児童虐待対応が児童相談所を中心に活発となったことで、潜在していた要保護児童が発見、保護されるようになったという見方である。しかし、これまで述べてきた家族の変容、ゆえに子育てサポートを得にくい孤立した家族、二極化の一方で進む経済的貧困、就職難や不安定な雇用、将来への見通しのもて無さなどは、児童虐待発生に通ずるリスク要因であり、その他のリスク要因、例えば親の精神疾患やアルコール依存の問題など、複数のリスクが重なり合うことで虐待へと傾斜する家庭が増えつつある可能性も視野に入れる必要がある。滝川ら（2002）による全国的情緒障害児短期治療施設に入所した被虐待児とその家族の実態調査によると、経済的問題や社会的サポートを得られず孤立している家族が半数以上であり、要保護児童の家庭の多くが環境的リスクを抱えていることを示唆している。

2. 90年代の新しい潮流と、その中から生まれた児童虐待防止の取り組み

90年代を振り返ると、それまでにはほとんど見ることがなかった2つの重要な流れが生じている。一つは民間の活動の活発化であり、もう一つは子どもの権利擁護の広がりである。後者の子どもの人権についてはそれまでも児童憲章にもうたわれてはいるが、子どもの人権を全面に掲げた具体的な施策や活動はほとんどなく、まして行政の取り組みに子どもの人権がうたわれることはまずなかった。そして、これら2つが重なることで児童虐待防止活動が活発になり、虐待対応の社会的システムの整備が進むことになる。以下にそれぞれの流れを概観する。

（1）民間活動の活発化

80年代にインドシナ難民問題に取り組む市民団体の活動を機にNGO（Non Governmental Organization）^{（注3）}という言葉が日本で定着していく。NGOはもともと国連諸機関の活動に協力する民間団体であり、その活動は人権、開発、軍縮、環境問題など多岐に渡っている。89年11月20日、国際連合総会第44会において「子どもの権利条約」^{（注4）}が全会一致で採択された。同時に94年を「国際家族年」^{（注5）}とすることを定め、各国がそれに向けて準備を進めるよう促した。その中に「市

注3 NGO（非政府活動）は、国際連合憲章第71条に明記された用語で国連に対する協議資格を持つ民間団体を指す。今日では国連の活動に関係なく活動する民間団体も含まれるようになる。NGOに対して非営利性を強調した言葉にNPO（非営利活動）があり、両者は重なる部分が多い。

注4 「子どもの権利に関する条約」のことで「子どもの権利条約」として周知されている。

注5 「国際家族年」は89年の第44回国連総会で決議されたもの。「国際家族年遵守のための主要活動は、家族が社会の自然かつ基礎的な単位であることにつき政府、政策決定者及び国民に更に認識を高めてもらうことを目的」としている。国際家族年に向けて7つの原則を設けている。

民参加の時」として、政府と民間部門において家族問題に対する認識を深めること、国内および国際的なNGOの間の協力を促進すること、ならびに女性、子ども、青年、高齢者、障害者のための現行活動を増進することを呼びかけた。

国内では、郵政省が91年に国際ボランティア貯金を創設し、NGOへの資金助成制度を開始している。90年代のボランティア活動団体数の推移をみると1989年の46,928団体から2000年には95,741団体へと急増している（図5）。95年に阪神淡路大震災が発生し、ボランティアの活躍が注目されたが、これを機に、民間団体に対して金銭的助成のみでなく、国が支援する制度が検討され、民間団体にNPO（Non Profit Organization）としての法人格を与える「特定非営利活動促進法」が98年に成立された。様々な民間団体が誕生し、NPOの役割が注目されていく中、1999年3月には日本NPO学会が創設された。NPOに限らず市民参加の動きとして、96年に新潟県の巻市で原発の建設の是非を問う全国で初の住民投票が行われた。住民投票はその後増加し、2006年現在で360件を越す住民投票が行われたという。こうした民間主体の活動は、市民の声を自治体や国の施策に反映させる上で大きな意味を持つようになる。

児童虐待防止という視点から、民間の取り組みをみると、90年に大阪で「児童虐待防止協会」が設立されたことに始まる。76年に大阪府児童相談所が「虐待を受けた児童とその家族の調査研究」を行うなど、大阪は古くから児童虐待問題に関心の高い地域であった。そして80年代後半に民間団体と大阪府行政が手を組み、児童相談所、保健所、警察などがネットワークを作って家庭内児童虐待防止に取り組み動きが始まり、90年3月に「児童虐待防止協会」が設立される。これに続くように翌年の91年には東京で民間主導の「子どもの虐待防止センター」が設立される。両者は、虐待の電話相談事業など先駆的な取り組みを行っていく。これらの団体組織のメンバーには、医療、法律、福祉、心理等の多分野の専門家が集まっており、児童虐待対応の基本である多分野横断的協働のさきがけの役割を担ったといえよう。「児童虐待防止協会」と「子どもの虐待防止センター」の設立を皮切りに、その後愛知、宮城、滋賀県など多くの地域で虐待防止のネットワークが設立されていく。

（2）子どもの権利擁護の広がり

国連事務総長は、「国際家族年」を迎えるに向けて「子どもの権利」について強調し、「家族と社会全体の双方において、人権、特に子どもの権利、個人の自由、男女平等等の促進を支援しなければならない」と述べた。89年に採択された「子どもの権利条約」に対して、日本では90年9月に署名、「国際家族年」である94年4月によやく批准される。国連加盟国の中では158番目であった。この条約批准に伴って国内の法的整備や特別な施策が打ち出されたわけではない。しかし批准の前年である93年に厚生省より発表された「子どもの未来21プラン研究会の報告書」^{注6}では、批准に先駆けて「子どもの権利条約」にふれており、権利主体としての子どもの位置づけという視点を重視している。許斐（1996）は「厚生省が積極的に関わった研究会で、子どもの権利擁護の視点、それも意見表明権

注6 「『たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会』報告書」が正式名称で、93年7月29日付けで公表された。厚生省児童家庭局の私的諮問機関の研究会による報告書である。

などを踏まえて子どもが『権利行使の主体』であることをはっきりと承認したということは、画期的なこと」と述べている。また94年の「『国際家族年』の基本的な考え方は、国連の子どもの権利条約の延長線上にあり、子どもの権利の実現と子どもを養育する責任のある親に対する公的・社会的支援の重要性を再認識して」(許斐、1996)あり、条約批准と「国際家族年」が重なることで子どもの権利擁護が推進されたとみることができよう。法務省では、条約批准を受け「子どもの人権専門委員」(子どもの人権オンブズマン)の設置を決定する。また文部省でも条約批准に伴い通知を出し、「条約の発効により、教育関係について法令等の改正の必要はない」とした上で、いじめ、校内暴力等への取り組みの充実や体罰の禁止を改めて求めている。なお94年に子どもの権利を守る国際機関(DCI: Defence for Children International)の日本支部が発足している。しかし97年に日本弁護士連合会は、批准以降の政府の取り組みは、「子どもの権利条約」の理念実現に向けては極めて不十分として、子どもの権利条約に抵触する国内法令の見直しの必要性も含め、問題点をまとめた報告書(注7)を作成している。

権利擁護の視点を取り入れた動きは、各地でみられ始める。94年に北海道養護施設協議会が入所する子どもの「ケア基準」を作成したが、児童ケアの理念に「児童の人権と尊厳性尊重の姿勢に貫かれたケア」があげられ、子どもの権利の視点が強調されている。95年には大阪府で「大阪府子ども総合ビジョン」が公表され、その背景に「子どもの権利条約の批准」「国際家族年の継承」が語られている。大阪府ではこれをもとに全国初の「子どもの権利ノート」を作成配布し、また「児童相談所」と「福祉事務所」を統合し、親しみやすく「子ども家庭センター」と名付けるなど、子どもの視点に立った施策が打ち出される。98年には、神奈川県で「かながわ子ども人権相談室事業」(注8)が、東京では「子どもの権利擁護委員会」が立ち上がっている。行政的取り組み以外でも、一部の専門家やマスコミが意識本等を刊行、公表するなどの啓発的活動がみられる。例えば、政府訳の条文が分かりにくいとしてテレビ朝日のニュース番組「ニュースステーション」で意識、公表している。

一方、村瀬(1994)は「子どもの権利条約」のキーワードである「right」について、日本では力、利権といった意味が強調されすぎており、「狭義の『利権』意識を越えた、他者の利害をも正當に配慮した上での調和のある、本来そうあることが自然で正しいという意味での『right』意識を盛り込みうるかが課題となってくる」と述べ、市民個人の「権利」概念の見直し、捉え直しが必要であることを指摘している。確かに「子どもの権利」という視点が、十分に検討、熟成される余裕もなく、国際的潮流として突然に流れ込んできた観は否めない。神奈川県児童福祉施設職員研究会は、県内児童福祉施設職員がこの条約をどのように捉えているかについて、条例を批准した94年と96年の2回にわたって意識調査を行っている。その結果、権利条約の存在はほとんどの職員が了知しており、条項の中で、第3条の「子どもの最善の利益」、第12条の「意見表明権」、第19条の「親などによる虐待・放任・搾取からの保護」、20条の「家庭環境を奪われた子どもへのケア」、第39条に「犠牲になった子ど

注7 「子どもの権利条約に基づく第1回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」

注8 「かながわ子ども人権相談室事業」は98年10月から始まり、「子ども人権審査委員会」「児童処遇評価事業」「子ども人権ホットライン」「普及啓発事業」の4事業で構成されている。

もの心身の回復および社会復帰」に特に高い関心をよせていることが分かった。「児童虐待」に関連する条項が含まれており、児童福祉施設と児童虐待とは密接した問題と認識されている一方で、「意見表明権」について、「子どもの要求をどこまで聞き入れるのか」、あるいは「わがままな意見に対してはどうするのか」など戸惑いの声が少なくない。

また、児童福祉施設における子どもの権利侵害という点では、99年から2000年にかけて、鎌倉保育園や恩寵園など複数の児童福祉施設で体罰等の事件が相次いで報道される。鎌倉保育園については、先述の「かながわ子ども人権相談室事業」に含まれる「子ども人権審査委員会」が調査に入り問題点を指摘、施設長の解任をはじめ大幅な施設改善がなされた。子どもの権利擁護の第三者機関が施設内に介入し変革を行ったというこれまでには見られなかった大きな事件であったといえよう。

(3) 児童虐待防止への取り組み

ア) 多分野横断的連携への認識の高まり

先述の通り、「子どもの権利条約」は児童虐待防止をうたっている。批准された1994年の9月、「子どもの虐待とネグレクト防止国際委員会 (ISPCAN)」^(注9)の主催で児童虐待をテーマにした日本初の国際シンポジウムが開催された。この会議で後述する「日本子どもの虐待防止研究会」設立に向けた提案がなされている。90年代は、(1)で述べたような民間団体の虐待防止活動と共に、様々な専門家が児童虐待に積極的に携わるようになる。小児科医、精神科医、心理臨床家、法律家、ソーシャルワーカー等の多領域の専門家が、児童虐待に関する論文、文献を多数発表、発刊ようになる。(これらについては第2章で詳述する。) その中でジャーナリストである椎名篤子氏が漫画雑誌に「凍り付いた瞳」を連載(1994年8月～1996年6月)するなど、児童虐待の社会的周知の一役を担っている。現にこの漫画を見て児童虐待防止協会や子どもの虐待防止センターに電話して相談する件数が増加したという。各分野にまたがる専門家の活動の活発化と同時に、多分野横断的連携について、その必要性の認識は活動実践と共に高まり、1996年4月に全国規模の組織として「日本子どもの虐待防止研究会」(2004年12月に「日本子ども虐待防止学会」に改名)が発足するに至る。

イ) 児童相談所で扱う児童虐待相談件数の増加

厚生省は1990年より児童相談所で扱う児童虐待ケースの統計を取り始める。その後の推移(図6)は、右肩上がりの増加曲線を示すこととなるが、それぞれの年度について前年度に対する増加率をグラフにする(図7)と、95-96年のピークと99-2000年の2つのピークがあることが分かる。95-96年の増加については、94年の子どもの権利条約の批准が背景にあらう。なお95年にはオウム真理教教団への強制捜査が行われ、中にいた数十人の子ども達が児童福祉法25条に抵触するとして児童相談所に保護されている。当時保護理由として「児童虐待」という観点は関係者の口からは述べられていなかったが、その後の児童虐待事例に対する児童相談所の介入の必要性を投げかけた事件でもあった

注9 「International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect」の略で、77年に創設された。子どもを虐待とネグレクトから守るための団体を支援する世界的組織である。日本の組織として96年に「Japan Society for Prevention of Child Abuse and Neglect」(JaSPCAN)が創設された。

(なお、2004年に自己啓発セミナーの団体「ホームオブハート」(注10)に児童相談所が立入調査した際には「児童虐待」が明確な理由であった)。99 - 2000年の増加の背景については、児童虐待対応強化に向け様々な行政的施策が打ち出されたことがあげられよう。96年に厚生省は「子ども虐待対応の手引き」を作成、関係機関による児童相談所への通告を促した。また97年の児童福祉法改正の折には、児童相談所が都道府県児童福祉審議会に施設入所等の措置にあたって意見を聴取することとされ、児童相談所のバックアップ体制の強化が図られると同時に、同年に「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」の通知が、98年には「児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について」の通知が出される。さらに児童虐待対応を念頭において「児童相談所運営指針」の大幅な改定がなされた。さらに99年にはこれらの通知等を踏まえた具体的な解説書である「子ども虐待対応の手引き」が新たに出されている。こうして家庭内虐待に対して児童相談所の介入が活発化するにつれて、家庭内虐待の実態が明らかになり、今までベールに被われていた家庭の中に深刻な児童虐待の現実があり得るといった認識が広がる。児童虐待に関する事件報道も増加し、児童虐待が社会問題化していく。例えば99年10月の朝日新聞の1面では「子供の虐待相談が急増 昨年度5352件、7年で5倍」の見出しで、児童相談所の児童虐待受理件数の増加を伝えている。このように児童相談所における虐待相談件数の急増、児童虐待によって心身に重大な影響を受けた子どもが後を立たないことから、2000年に議員立法により「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)が5月に成立、11月に施行されるにいたる。またこれに先立ち99年11月には「児童買春・ポルノ禁止法」が施行され、性的搾取や性的虐待に対して法的な整備を行っている。児童相談所での児童虐待相談件数の増加は、児童福祉施設への被虐待児の入所増加を促した。経済が好転した80年代、児童養護施設の入所率定員充足率は83年の93.8%から低下に転じ、94年の80.6%まで下降、乳児院でも同様の傾向を見せ、84年81.5%から90年には69.9%まで低下していた。しかし児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、いずれにおいてもその在籍児数は95年以降増加に転じることになる(前報告(保坂ら, 2004)資料5)。

3. 子どもの危機状況と背景にあるもの

ここでは、以上述べた社会状況の中で、社会問題となった子どもの問題や症状を子どもの危機状況と捉え、90年代の特徴を概観するとともに、背景にある共通するテーマや本質的な問題について考察する。

(1) いじめ、不登校、校内暴力

80年代に社会問題となったいじめ、不登校、校内暴力は90年代も大きな問題として継続されているが、90年代の特徴として、こうした諸問題の原因として、学校や教師のあり方を指摘する傾向が強まっていく。90年、福島県でいじめを苦に自殺した中学3年生の損害賠償訴訟で、学校の過失として

注10 2004年4月に栃木県の自己啓発セミナーの施設で生活する子どもが学校に通わされていない等の理由で児童相談所が立入調査を実施、子ども5人を「児童虐待防止法」に基づいて一時保護した。詳細についてはAERA 2004.4.19号「児童相談所が立ち入り調査 - TOSHIその夜の舞台」(朝日新聞社)を参照のこと。

1109万円の支払いを命じられたと報道された。いじめ問題で学校側の責任が認められた初めての裁判であった。また同年、登校時間が過ぎ、校門を閉めたため、間に合わなかった女子生徒が校門に挟まれて圧死するという事件が起きる。この事件を契機に、学校の校則について、全国の中学校、高校の70%以上が校則を見直し、緩和したことが、翌年の文部省の調査で分かった。教師のあり方として、特に教師による体罰が社会的問題となっていく。91年に法務省は体罰等の人権侵犯事件として処理した件数が5年間で451件(85-89年)と発表する。その後94年に兵庫県の小学校で教師から体罰を受けて1時間後に自殺するという事件、95年には福岡県的女子高校で教師から体罰を受けて死亡する事件等、学校の体罰事件報道は増加する(巻末資料参照)。教師の体罰についての論議は高まっていくが、最上(1996)は教育心理学会発行の教育心理学年報第35集において、学校現場での体罰根絶に向けての論考をまとめている。基本的人権の尊重はもとより教育基本法に唱われているが、体罰が人権侵害行為であり認められるものではないという認識が強まった背景に、90年代に高まった子どもの権利擁護の流れは無視できまい。文部省は94年の「子どもの権利条約」批准に伴い、いじめ、校内暴力等への取り組みの充実や体罰の禁止を求める通達を改めて出している。

文部省の報告によると、いじめについては85年をピークに減少、90年代初期も減少傾向にあった。しかし93年、山形県でいじめによるマット死事件が発生し、翌年には愛知県の中学生在がいじめを苦に自殺する事件が報道される。いじめに対する社会的関心は再び高まり、「学校、教師が十分に把握し切れていないのではないか」など学校に対する批判が高まる。94年には毎日新聞が独自に調査を行い、小、中学生の4割以上は、今のクラスにいじめがあると答え、いじめにあった子も約3割と発表する。文部省は全国のいじめ「総点検」を行い、いじめの有無の判断基準として、それまでの「学校としてその事実を確認しているもの」から「いじめられた生徒の立場に立って」判断することとした。いじめという問題が、教師という第三者からの判断よりも被害者本人の主観的意識に重きがおかれたわけである。その結果、発表された94年度統計は大幅な増加となった(表3)。文部省は94年、95年と続けて「いじめ問題の解決のため当面とるべき方策について」(通知)を出し、いじめる側の出席停止措置や警察等の協力について触れている。さらに96年には文部省にいじめ問題対策本部が設置された。また95年には「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」に3億円が予算化され、96年には11億円に拡大された。同年にいじめ、不登校をめぐり、全日本教職員組合の教育研究全国集会在札幌で開催されている。この分科会で不登校の背景にいじめの問題があることが指摘されている。滝川(1996)は、いじめはどの時代にも存在したが、この時代のいじめについて「質的变化」が生じているとし、古典的ないじめっ子-いじめられっ子という関係から、閉塞的な集団内で、些細なきっかけでいじめられ役が生まれ、いじめの主導者が存在せず、ゆえに歯止めがかかりにくいと指摘している。保坂(2000)は、本来ギャンググループで形成されるべき自我発達が充分でなく、未熟なまま思春期の仲間関係に入らざるを得ないことを指摘し、「集団のまとまり(=凝集性)を維持できないために『スケープゴート(いけにえ)』としてのいじめの対象が必要となる」と考察している。

不登校については80年代以降の増加傾向は続き、文部省の調査(図8)によると50日以上欠席者は小中共に増加し続け、中学校では1990年の40,223人から1998年には85,942人に、小学校では同年で

8,014人から20,724人と倍以上の増加となっている。下村（1996）は、不登校の背景にいじめがかなりあることを指摘し、両者の関係性を検討している。保坂（2000）はさらに「不登校」について、いじめ同様、自我の未熟さゆえに「仲間関係のもつ治癒的な力、あるいは発達促進的な動力を上手く引き出すことができずに、それが逆にストレスとなってトラブルの多発」につながりやすく、ゆえに「仲間からの離脱」という意味で不登校が増加し続けていることを指摘している。また、不登校を「神経症型」と「脱落型」（怠学傾向も含め広く学校文化からの脱落）に分け、後者において「そもそも家庭の養育能力に問題があって、学校に行くべき前提ともいうべき環境が整っていないようなケースが相当数存在する」ことを実証的に明らかにした。そのうえで、この脱落型不登校と虐待を生む家庭が、その養育能力の欠如と言う点で水面下でつながっていることを指摘している（保坂，2000）。前報告で指摘した80年代に始まり、90年代に進み始めた二極化の流れを重ねてみたとき、興味深い指摘といえよう。

校内暴力について、警察の認知した校内暴力事件の推移では80年代中頃（84年は1,683件）から年々減少し96年には448件となる。1997年から増加に転じ2000年に990件とピークを迎えるが、84年時には遠く及ばない（図9）。90年代も校内暴力は存在するものの、警察が関係するような大きな暴力は減少しているとみることができよう。しかし文部省が報告する対教師暴力^{（注11）}については82年以降減少していたが、96年から急増し、80年代をはるかに上回る状況となっている（表4）。対教師暴力の事件としては、98年に栃木県黒磯中学校で男子生徒が女性教師を刺殺した事件が有名である。補導歴のない少年の突然の反抗に、「キレル」という言葉をもって報道され、「キレル」はこの時代の青少年の怒りやすさを表現する言葉として流行語にさえなった。大石（1998）は「キレル」について「20年前の中学生は、内面に生じた怒りの感情を“頭に來た”と表現していた。それ以前は“腹が立つ”と言っていた。それが“ムカつく”に変わり、さらに“キレル”に変わってきた。（中略）表現が体温のぬくもりが感じられる有機的な言い回しから、不満や怒りを内側に溜めない無機的な言い回しへ変化した」と述べている。齋藤（1999）は「キレル」の特徴として、『大人しい』を基調として、ちょっとしたことで突発的に感情のコントロールを失う」とし、その背景に、「心のコップ（器）の小ささ」や「冷めた大人しい身体」の急増をあげている。「冷めた大人しい身体」とは、自己主張するわけではないが、注意されることには弱く、言われればやるが自らは動こうとしないなどの受け身な傾向を指し、他者との摩擦を避けることで、対人関係力の低下に拍車をかけ、その結果、自己中心的な傾向を強めてしまうと指摘する。いずれも、怒りや葛藤を抱えられない心の脆弱さを指摘しているが、自我発達の未熟さや衝動の制御力のなさが顕著なケースを理解するに際して、こうした心的基盤形成が培われる乳幼児期からの養育環境、特に親子関係の検討が不可欠となる。しかし対教師暴力はもっぱら学校の問題として論じられる傾向が強く、信原（2002）は対教師暴力の背景として財満（1999）が提示した「生徒の問題」「家庭の問題」「学校や教師の問題」「社会やマスコミの問題」の4つの要因が複合的に絡み合って生じると述べた上で、「現場の声を聞いてみると、意外に『教師の問題』を背景にあげる場合が多い」と述べている。

注11 文部省（文部科学省）は校内暴力を器物破損、対教師暴力、生徒間暴力の三形態に分けて実態把握をしている。

(2) 虐待を受けた子ども達

子どもの権利条約の批准と児童相談所を中心とした児童虐待問題への積極的介入を背景に、児童相談所で扱う児童虐待のケース数は増加し、社会問題化したことは先に述べた。併せて被虐待児の施設入所が急増するが、こうした子ども達の多くは、人生早期から養育者からのネグレクト、心理的拒否、暴力など過酷な虐待環境にさらされてきている。四方・増沢(1999)は、その特徴として、信頼関係の築けなさ、外界への恐怖感、支配し独占しようとする欲求の強さ、被害感の強さ、衝動コントロールの悪さ等をあげ「人格の基盤に問題を抱えていること」を指摘している。滝川ら(2002)は、情緒障害児短期治療施設に入所した被虐待児の問題として、落ちつきのなさ、集中困難、衝動のコントロールの悪さ、些細なことでの癩癩、攻撃的で怒りやイライラをぶつける、顔色を窺う、いじめ、他児への暴力等が出現率の高い問題項目としてあげている。被虐待児の示す症状は多岐に及ぶが、暴力等の衝動性の問題やいじめ問題と密接に関係していることが分かる。

少年の暴力について非行臨床の立場から藤岡(2001)は、それまで際だった問題の無かった子がいきなり暴力を暴発させる少年の特徴として、脆弱性と自我肥大の混在する自我境界の曖昧さを指摘し、こうしたもろさゆえに侵襲的に感じてしまう他者に対して暴力が向かいやすいと指摘する。さらにこうした子ども達は必ず暴力にさらされていると述べている(家庭内での父親からの暴力が多い)。これは、自我が脆弱で衝動のコントロールの悪い少年たちの家庭内被虐待体験の可能性を示唆したものである。藤岡が同時に指摘する過去の被虐待体験と非行との関係性については2000年以降、様々な研究で指摘されるようになる。家庭裁判所調査官研修所(2003)は少年事件の中で深刻な虐待を受けた事例を詳細に検討し、「誰とも信頼関係が結ばず、他者は自分を攻撃してくる加害者だというような受け止め方をして育った子どもの場合は、物事を被害的に受け止めやすく、その結果、自分を守るために先に相手を攻撃してしまい、それが暴力的な非行へと発展することがある」と指摘している。

以上を踏まえると、90年代初頭に社会問題化した学校でのいじめ、90年代後半の対教師暴力や「キレる」子の問題等の背景に、乳幼児期からの家庭環境、養育者からの被虐待体験が潜んでいた可能性は否定できない。また不登校と一括りにされがちな問題も、保坂(2000)が「脱落型」として家庭の問題が色濃く存在するケースがあると指摘したように、従来学校の問題とされてきたものの背景に乳幼児期からの不適切な養育環境や虐待的環境が存在した可能性が推察されるのである。現に2004年1月に岸和田市で起きた中3の男児が度重なる暴力と軟禁放置によって重度の障害を負った事件は、事件発覚まで不登校として扱われており、これを契機に不登校に隠れたネグレクト等の虐待状況把握への喚起を促し、不登校児とされてきたケースの児童相談所への通報が相次いだ。

(3) 学校の問題から家庭の問題へ

子どもの危機状況に関する90年代の社会的関心は、前半におけるいじめを中心とした学校の問題から、後半は児童虐待という家庭の問題に移っていったと見ることができよう。しかし、一見別の問題として扱われがちな両者の背景に、自我の脆弱さにつながる人生初期からの養育環境、家族の問題という共通の問題が潜んでいる可能性を認識する必要がある。養育環境の問題を背景に持つ様々な問

題の中で、特に深刻な児童虐待ケースが児童福祉施設につながるようになったとも考えられるのである。親子関係の歪みや家庭機能の弱体化は、高度経済成長以降進む家族の変容と90年代以降の二極化の流れによって、さらに進行しつつあり、児童虐待ケースの増加と共に自我の脆弱さを根っことした子どもの問題の広がりが懸念される。この点が2000年以降どの様に推移していくかを丁寧に追うことが今後の課題となろう。

繰り返すが、90年代、こうした認識が各専門分野で共有されたわけではない。例えば児童福祉分野では、児童虐待防止を掲げて家族への介入を強めたが、教育分野では、いじめ、対教師暴力、不登校などの問題に対して、もっぱら子ども自身の問題あるいは学校の問題として捉え、家族の問題としては立ち入らない傾向が強まっていった。子どもの示す問題の背景にある全体像を理解するためには、家族関係を含めた検討は不可欠であり、そのためには児童福祉分野と教育分野との連携をはじめとした様々な専門分野との協働によるケース理解及び対応が重要となってくる。子どもの問題に対して多分野横断的協働の認識と具体的なシステム整備をどのようにしていくかは2000年以降に残された大きな課題といえよう。

<引用・参考文献>

藤岡 淳子 (2001)「非行少年の加害と被害」誠信書房

保坂 亨 (2000)「学校を欠席する子どもたち」東京大学出版会

保坂 亨 他 (2004)「虐待の援助法に関する文献研究第1報」子どもの虹情報研修センター平成15年度研究報告書

保坂 亨 他 (2005)「虐待の援助法に関する文献研究第2報」子どもの虹情報研修センター平成16年度研究報告書

柿沼 昌芳、永野 恒雄 編 (2002)「学校の中の事件と犯罪2. 1986~2001」批評社

加室 弘子、岡本 淳子、多賀谷 篤子 他 (1997)「いじめ - 現状と展望 - 」思春期青年期精神医学7(2), 97 - 112

厚生省児童家庭局 (1993)「たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会報告書」

許斐 有 (1996)「子どもの権利と児童福祉法」信山社

門 眞一郎 (1998)「子どもの人権」臨床精神医学講座第11巻・中山書店

神奈川県児童福祉施設研究会 (1994)「児童福祉施設職員意識調査 - 子どもの権利条約について - 」

神奈川県児童福祉施設研究会 (1996)「児童福祉施設職員意識調査 - 子どもの権利条約について - 」

家庭裁判所調査官研修所 (2001)「重大事件の実証的研究」司法協会

家庭裁判所調査官研修所 (2003)「児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究」司法協会

厚生省児童家庭局 (1999)「子ども虐待対応の手引き」日本児童福祉協会

水島 弘子 (2002)「『キレル』子どもについて考える」教育と医学2002, 22 - 30

文部科学省ホームページ「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(届出統計)」

最上 嘉子 (1996)「教育心理学と実践活動、学校現場における体罰をめぐる」教育心理学年報35, 147 - 156

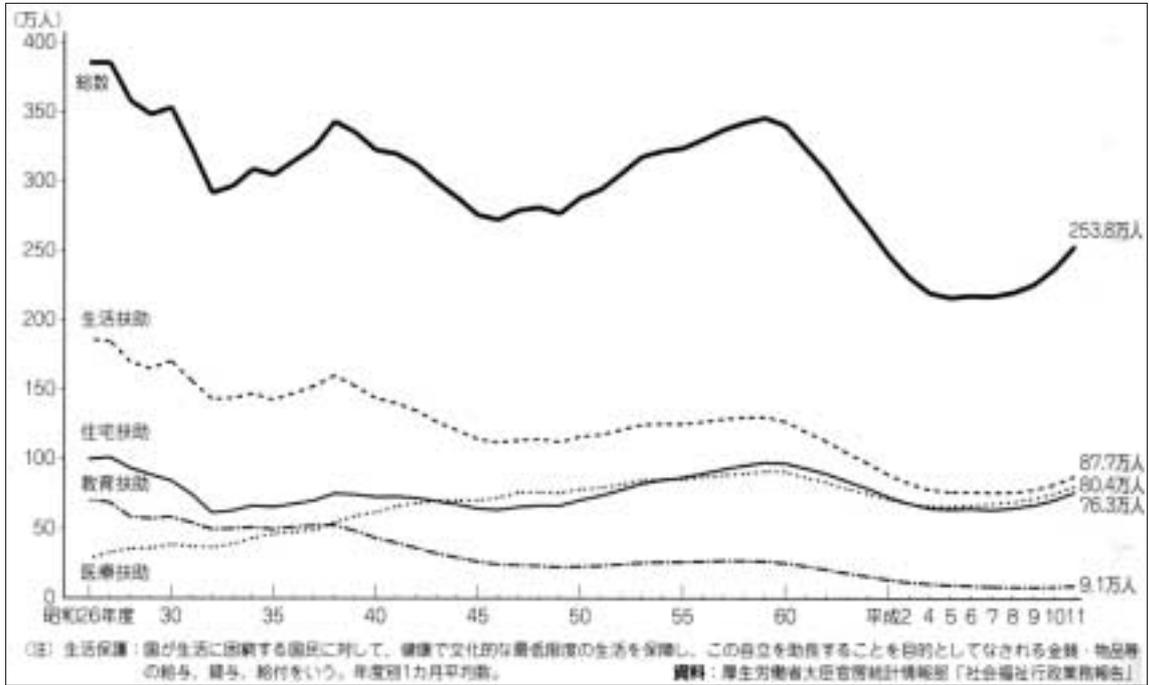
村瀬 嘉代子 (1994)「児童の権利条約と家族の変容」児童青年精神医学とその近接領域35(2), 173 - 186

内閣府 (2002)「国民生活白書、家族の暮らしと構造改革」

日本弁護士連合会子ども権利委員会 (1997)「子どもの権利条約に基づく第1回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」

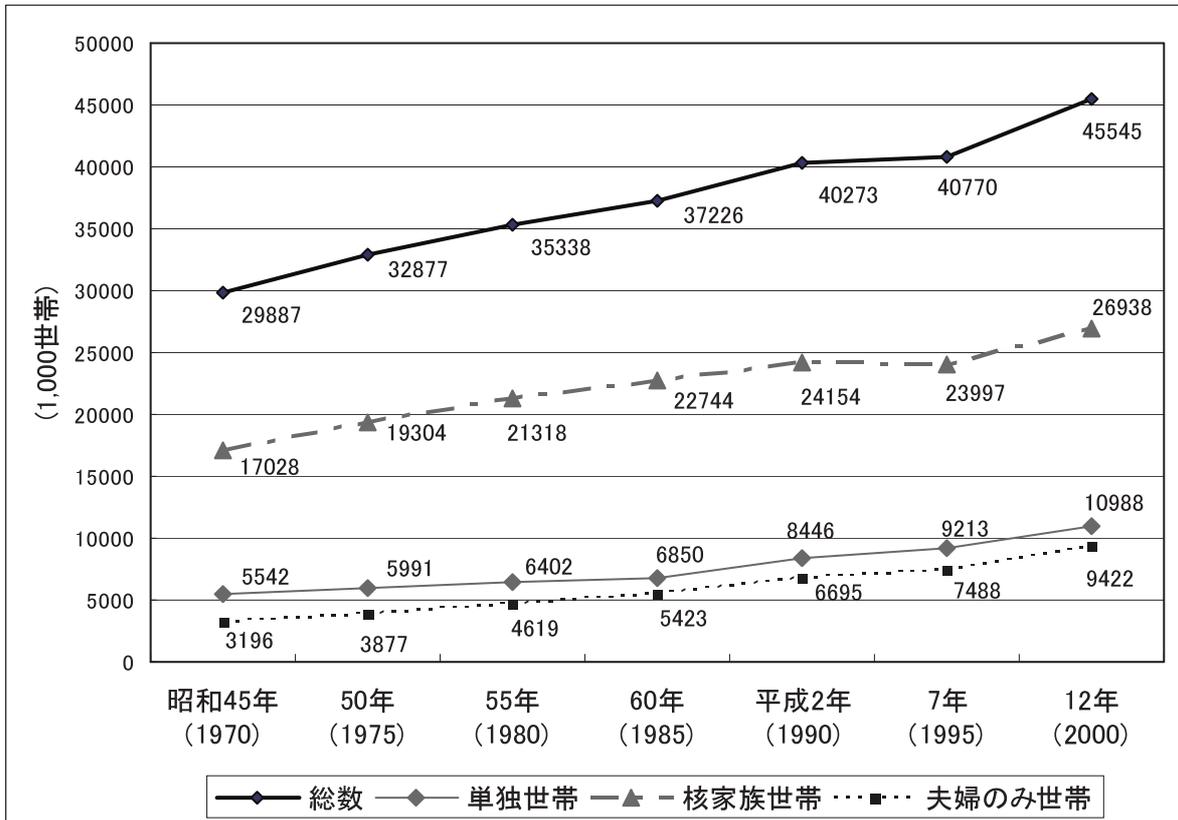
日本総合愛育研究所 (1996)「日本子ども資料年鑑第5巻」

- 日本子ども家庭総合研究所編（2001）「子ども虐待対応の手引き」
- 日本子ども家庭総合研究所編（2001）「日本子ども資料年鑑2001」
- 日本子ども家庭総合研究所編（2004）「日本子ども資料年鑑2004」
- 信原 孝司（2002）「対教師暴力」, 宮下 一博・大野 久（編）『キレル青少年の心 - 発達臨床心理学的考察』北大路書房
- 大石 英史（1998）「“キレル”子どもの心理的メカニズムに関する一考察」山口大学教育学部研究論叢（第3部）, 48 , 109 - 121
- 齋藤 孝（1999）「子ども達はなぜキレルのか」筑摩書房（ちくま新書）
- 下村 哲夫 編（1996）「現代の教育課題に挑む5 いじめ・不登校」ぎょうせい
- 高橋 重宏 編著（2000）「子どもの権利擁護・神奈川県の新しい取り組み」中央法規
- 滝川 一廣（1996）「いじめ考」こころの科学70号 . 26 - 30
- 滝川 一廣、四方 耀子、高田 治（2002）「児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効利用に関する縦断研究」
子どもの虹情報研修センター平成14年度研究報告書
- 東京都立教育研究所（1996）「『いじめ問題』研究報告書 - いじめ解決の方策を求めて - 」
- 東京都立教育研究所（1997）「いじめの心理と構造を踏まえた解決の方策」
- 東京都立教育研究所（1998）「子どもたちの揺れ動く心と学校の在り方」
- 内田 良（2006）「『核家族化』の魅力と陥穽」子ども虐待とネグレクト 8(1). 92 - 99
- 山田 昌弘（2004）希望格差社会 筑摩書房
- 四方 耀子、増沢 高（1999）「虐待された子ども・虐待した親への援助」, 鍋田 恭孝・福島 哲夫（編）『心理療法の
できることできないこと』日本評論社, 107 125
- 財満 義輝（1999）「校内暴力」鏞 幹八郎・一丸 藤太郎・鈴木 康之 編『教育相談重要用語300の基礎知識』明治図書
(増沢 高 石倉 陽子)



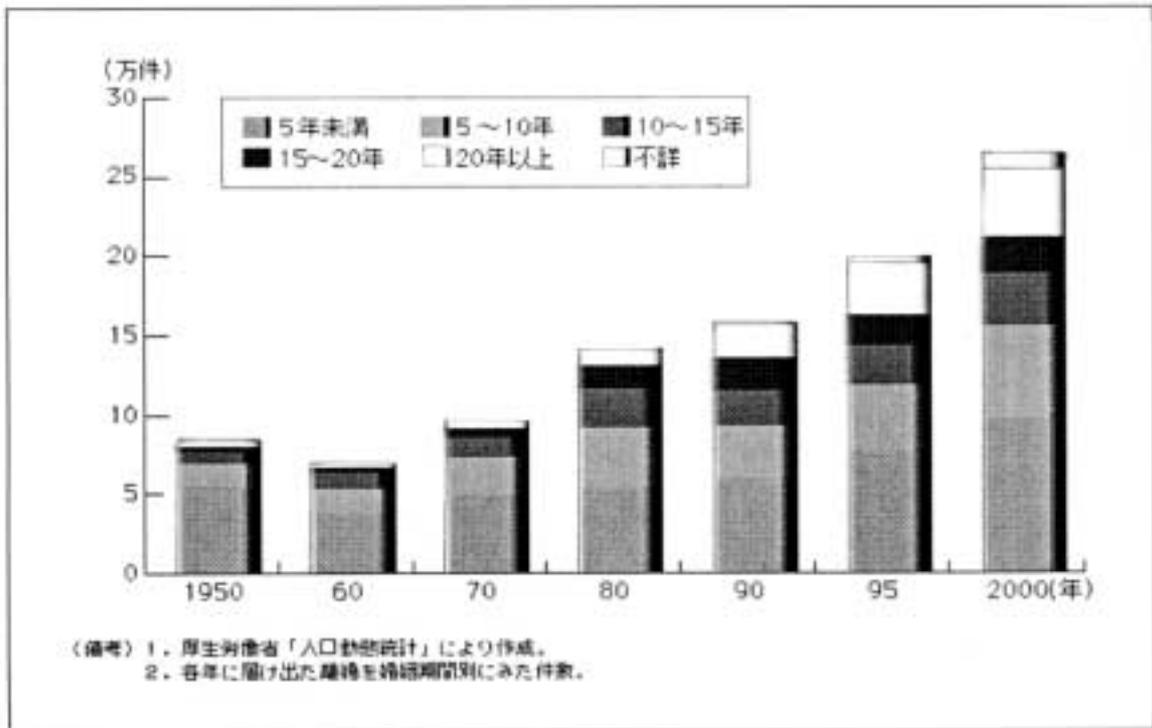
(資料出所：「日本子ども資料年鑑 2002」より転載)

図1 扶助別生活保護受給人員の推移



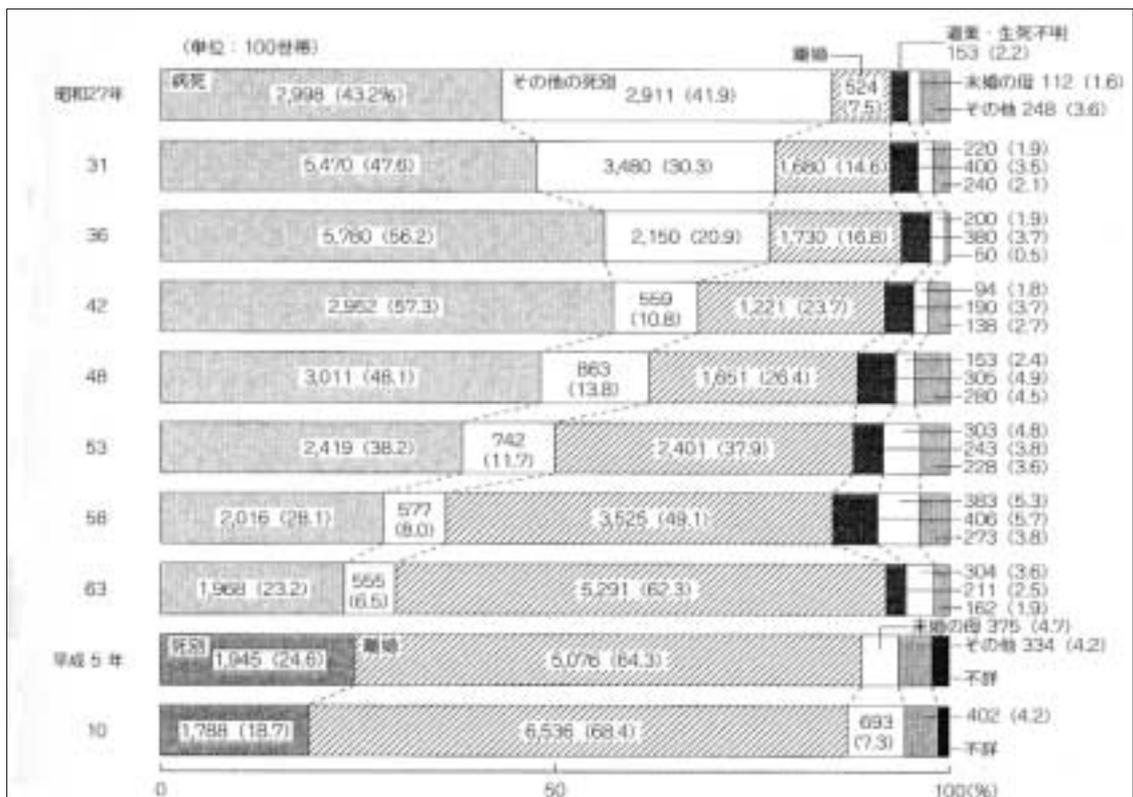
(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。平成12年は「平成12年国民生活基礎調査の概況」より。
(資料出所：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」)

図2 世帯構造別推計世帯数および構成割合の推移 (日本子ども資料年鑑2002より作成)



(資料出所：平成 13 年度国民生活白書より転載)

図 3 婚姻期間別離婚件数の推移



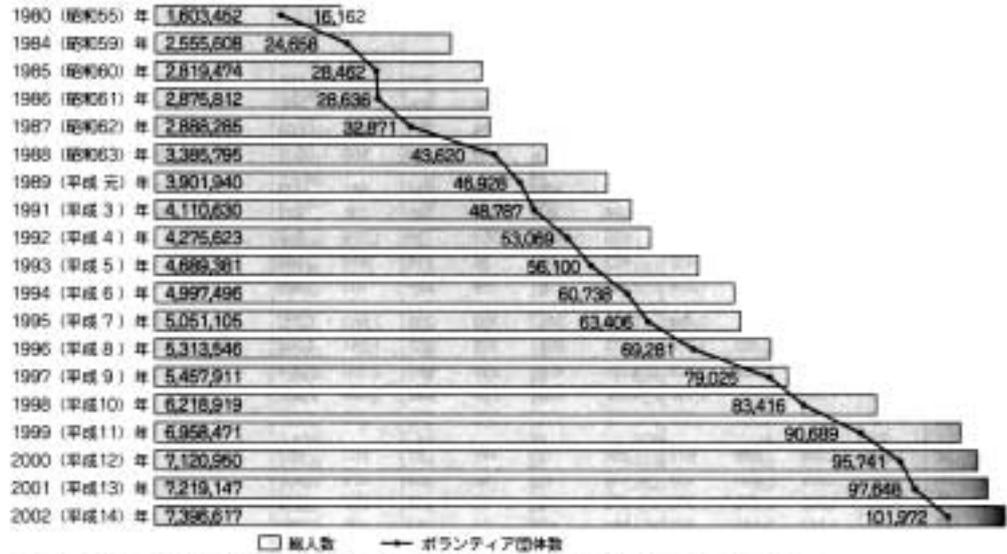
(資料出所：「子ども資料年鑑 2002」より転載)

図 4 母子世帯の理由別推計世帯数及び割合の推移

2. 地域福祉活動

1. ボランティア活動

■ 2-1-12 ボランティア活動の推移



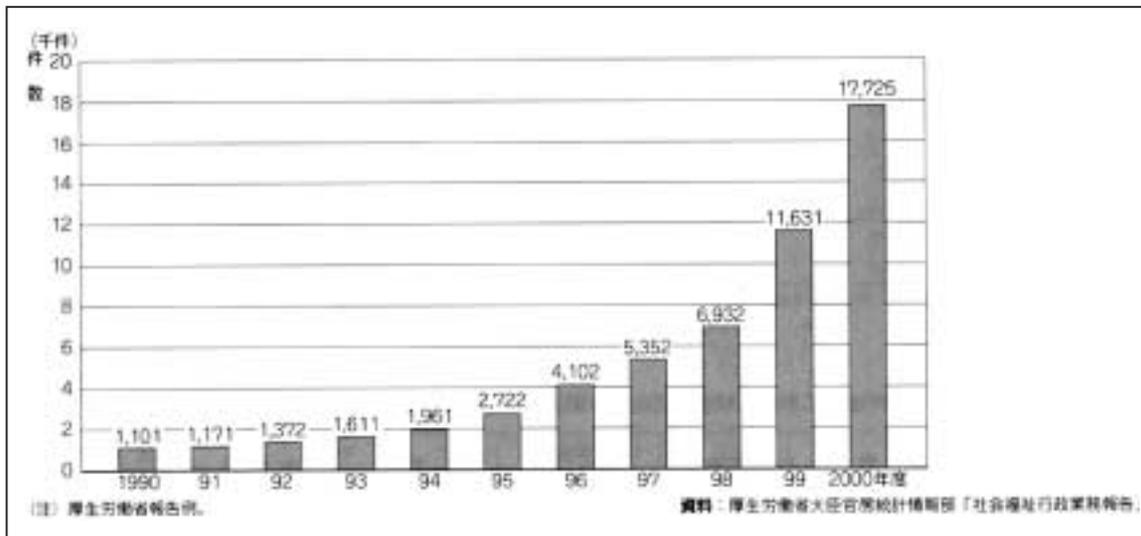
(注) 1 昭和55～59～62年は4月発表。昭和63年・平成元年は9月発表。平成3～8年は3月発表。平成9年以降は4月発表。

2 報道発表・指定都市・市区町村社会福祉協議会ボランティアセンターに登録、もしくは調査等で把握されている数字である。

資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会全国ボランティア活動振興センター「ボランティア活動年報」

(資料出所：「日本子ども資料年鑑2004」より転載)

図5 ボランティア活動の推移



(資料出所：「日本子ども資料年鑑 2002」より転載)

図6 児童相談所における虐待相談処理件数の推移

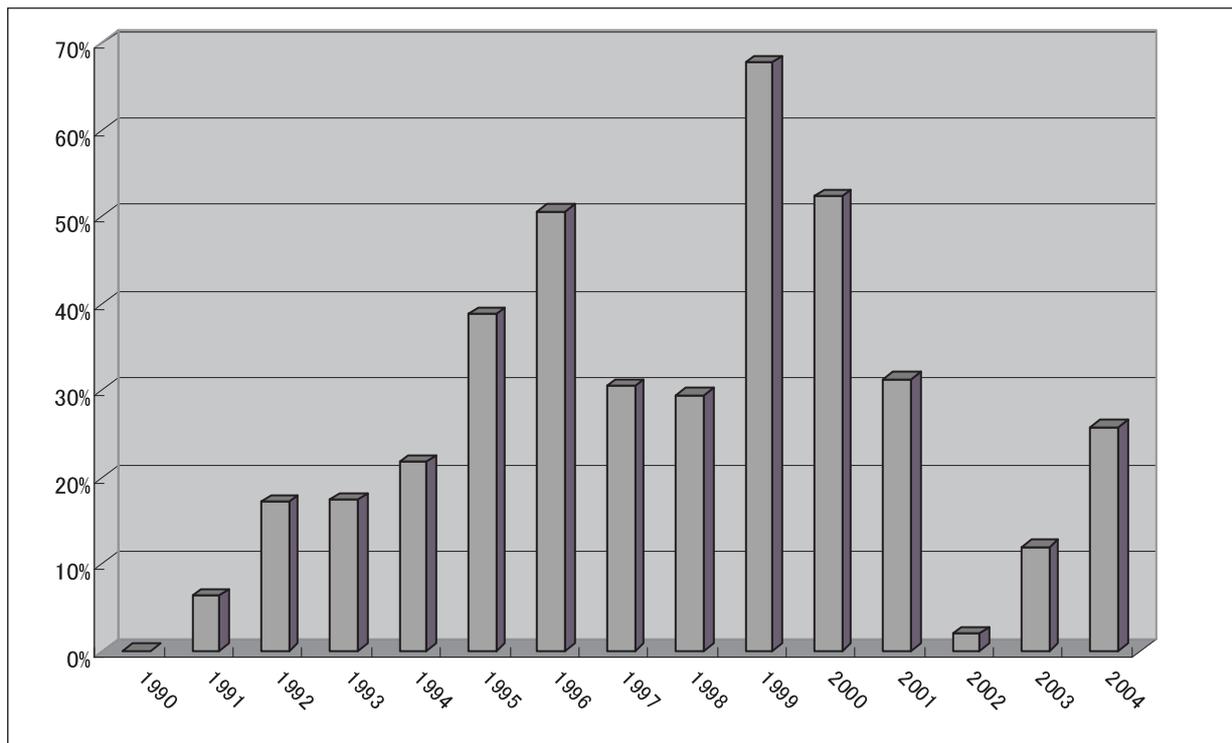
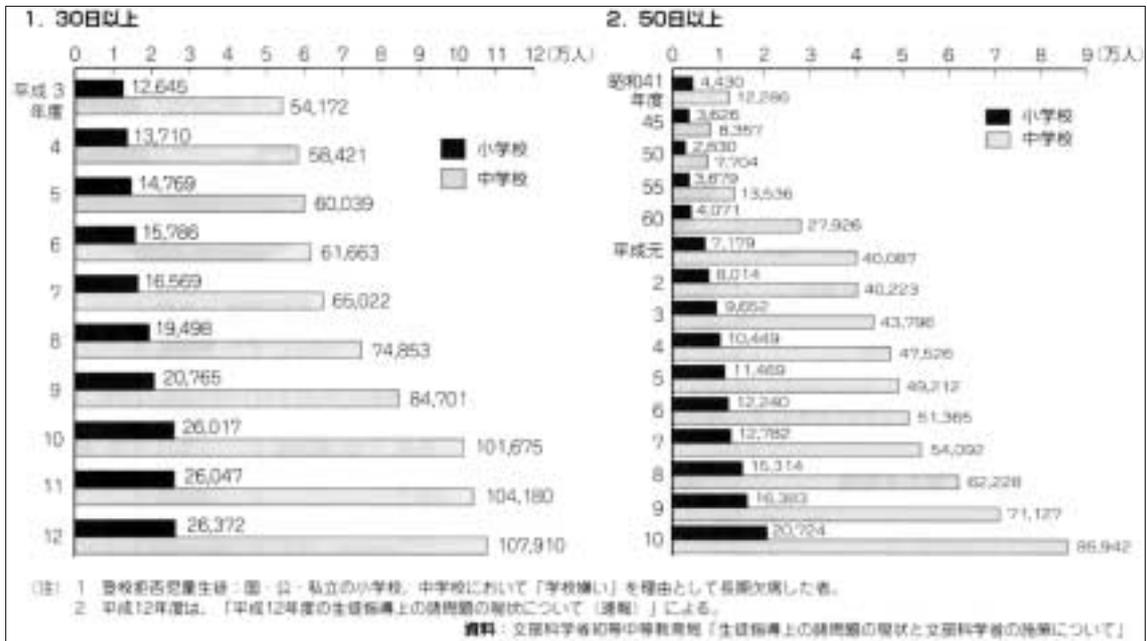
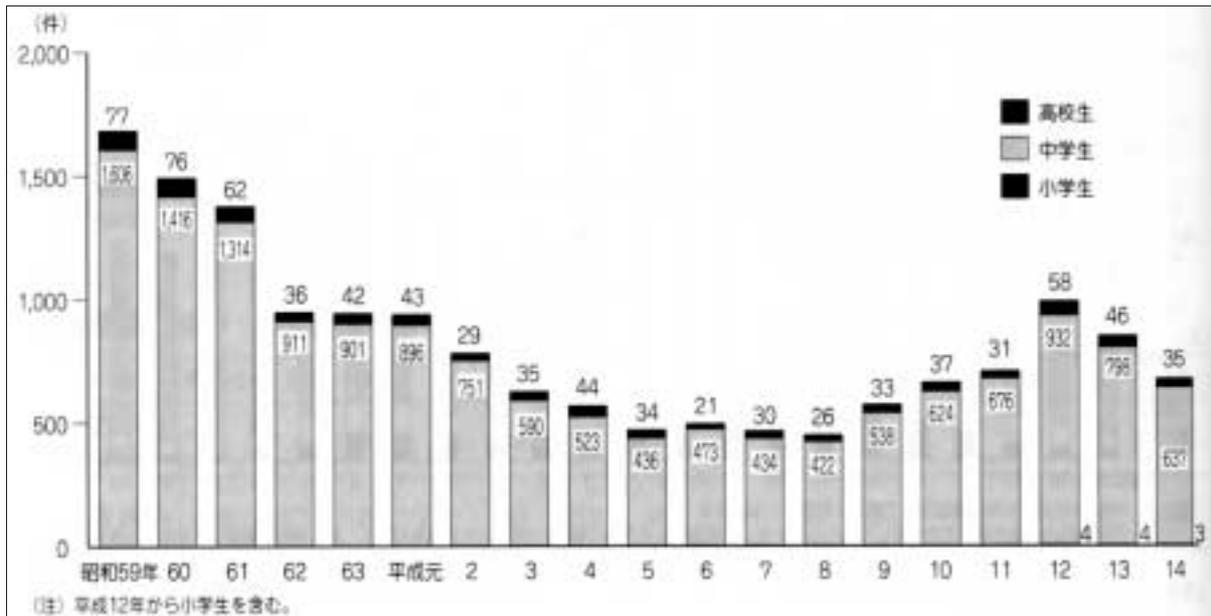


図7 児童相談処理件数増加率（前年度比）



(資料出所: 日本子ども資料年鑑 2002 より転載)

図8 登校拒否児童生徒数の推移



(資料出所: 「日本子ども資料年鑑 2004」より転載)

図9 警察が認知した校内暴力事件の推移(学職別件数)

表1 母子・父子推計世帯数の推移

区 分	(1,000世帯)									
	昭和50年	55	60	平成2年	7	8	9	10	11	12
母子世帯	374	439	508	543	483	550	535	502	448	597
総世帯に対する割合(%)	1.1	1.2	1.4	1.3	1.2	1.3	1.2	1.1	1.0	1.3
父子世帯	65	95	99	102	84	85	79	78	88	83
総世帯に対する割合(%)	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

(注) 1 平成9年より、以下のように定義が変更された。
 母子世帯：死別、離別その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のない65歳未満（平成8年以前は20歳以上60歳未満）の女（配偶者が長期喪失不明の場合を含む）と20歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯。
 父子世帯：死別、離別その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のない65歳未満の男（配偶者が長期喪失不明の場合を含む）と20歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯。
 2 平成7年の数値は兵庫県を除いたもの。上記数値は平成9年の定義にもとづく。
 3 平成12年は「平成12年国民生活基礎調査の結果」より。 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

(資料出所：「日本子ども資料年鑑2002」より転載)

表2 養護問題発生理理由別児童数(資料出所：保坂ら(2004)資料9再掲)

①児童養護施設

	1962 (昭 37)	1970 (昭 45)	1977 (昭 52)	1982 (昭 57)	1987 (昭 62)	1992 (平 4)	1998 (平 10)
総数	34,530	29,780	31,540	32,040	29,553	26,725	26,979
父母の死亡	21.5%	13.1%	10.9%	9.6%	7.5%	4.7%	3.5%
父母の行方不明	18.0%	27.5%	28.7%	28.4%	26.2%	18.5%	14.9%
父母の離婚	17.4%	14.8%	19.6%	21.0%	20.1%	13.0%	8.5%
父母の不和	*	*	1.8%	2.0%	1.5%	1.6%	1.1%
父母の拘禁	4.3%	3.0%	3.7%	3.8%	4.7%	4.1%	4.3%
父母の入院・長期疾病	16.2%	15.7%	12.9%	12.8%	11.5%	11.3%	9.2%
父母の就労	3.3%	1.8%	1.3%	0.9%	1.5%	11.1%	14.2%
父母の性格異常・精神障害	5.7%	5.6%	5.1%	5.5%	5.2%	5.6%	7.5%
父母の放任・怠惰	*	4.7%	4.5%	5.6%	6.3%	7.2%	8.6%
父母の虐待・酷使	0.4%	2.5%	2.4%	2.4%	2.9%	3.5%	5.7%
棄児	5.0%	1.6%	1.3%	1.0%	1.3%	1.0%	0.9%
養育拒否	*	*	*	*	*	4.2%	4.0%
破産等の経済的理由	*	*	*	*	*	3.5%	4.8%
児童の問題による監護困難	*	*	*	*	*	6.2%	5.4%
その他	8.1%	9.8%	7.8%	(注) 7.1%	11.3%	4.5%	6.6%

「未婚の母」を含む

注) * は調査項目としていない

厚生省児童家庭局「養護児童等実態調査の結果の概要」より作成

②里親委託

	1970 (昭 45)	1977 (昭 52)	1982 (昭 57)	1987 (昭 62)	1992 (平 4)	1998 (平 10)
総数	4,920	3,720	3,407	3,284	2,678	2,175
父母の死亡	17.7%	11.7%	9.2%	7.2%	4.6%	4.2%
父母の行方不明	25.0%	25.5%	25.6%	23.7%	17.5%	17.9%
父母の離婚	20.4%	21.0%	19.0%	13.8%	9.0%	4.6%
両親の未婚	*	*	*	*	*	*
父母の不和	*	1.8%	2.1%	1.7%	1.5%	0.7%
父母の拘禁	2.2%	1.8%	2.1%	2.5%	2.1%	2.4%
父母の入院	7.9%	7.4%	8.1%	7.2%	5.8%	6.0%
父母の就労	1.1%	0.8%	0.6%	1.1%	5.3%	6.9%
父母の性格異常・精神障害	2.9%	3.5%	4.4%	5.2%	5.2%	5.3%
父母の放任・怠惰	2.0%	3.4%	5.1%	5.4%	4.5%	5.7%
父母の虐待・酷使	1.4%	1.5%	1.6%	1.2%	1.9%	2.4%
棄児	7.9%	7.4%	7.2%	7.9%	7.8%	7.3%
養育拒否	*	*	*	*	21.2%	23.8%
破産等の経済的理由	*	*	*	*	3.0%	2.6%
児童の問題による監護困難	*	*	*	*	1.3%	0.8%
その他	11.4%	14.3%	(注) 14.9%	23.2%	9.3%	7.8%

「未婚の母」を含む

③乳児院

	1962 (昭 37)	1977 (昭 52)	1982 (昭 57)	1987 (昭 62)	1992 (平 4)	1998 (平 10)
総数	3,122	3,266	3,168	2,805	2,693	2,720
父母の死亡	14.3%	6.8%	5.3%	3.4%	1.8%	2.5%
父母の行方不明	15.4%	20.5%	16.0%	12.2%	11.1%	9.9%
父母の離婚	11.8%	13.9%	11.7%	10.1%	3.8%	5.3%
両親の未婚	*	*	*	26.6%	21.4%	12.2%
父母の不和	*	1.5%	1.2%	1.5%	3.8%	0.7%
父母の拘禁	4.8%	3.4%	3.3%	4.0%	3.5%	4.9%
父母の入院・長期疾病	12.6%	19.0%	16.7%	12.2%	10.6%	9.4%
父母の結核	11.2%	*	*	*	*	*
家族の疾病の付き添い	*	*	*	*	1.4%	1.1%
次子出産	*	*	*	*	1.2%	1.2%
父母の就労	*	1.4%	2.2%	2.5%	9.0%	11.3%
父母の性格異常・精神障害	8.0%	9.2%	10.6%	9.6%	8.7%	13.0%
父母の放任・怠惰	*	1.4%	3.2%	2.1%	2.7%	3.2%

③乳児院（つづき）

	1962 (昭 37)	1977 (昭 52)	1982 (昭 57)	1987 (昭 62)	1992 (平 4)	1998 (平 10)
父母の性格異常・精神障害	8.0%	9.2%	10.6%	9.6%	8.7%	13.0%
父母の放任・怠惰	*	1.4%	3.2%	2.1%	2.7%	3.2%
父母の虐待・酷使	*	0.4%	0.6%	1.0%	1.4%	4.1%
棄児	7.5%	3.1%	3.0%	4.7%	4.6%	3.0%
養育拒否	*	*	*	*	5.3%	6.3%
破産等の経済的理由	5.1%	*	*	*	2.9%	3.3%
児童の問題による監護困難	*	*	*	*	0.4%	0.5%
その他	8.6%	19.3%	(注) 26.3%	10.2%	6.5%	7.8%

「未婚の母」を含む

注)*は調査項目としていない

厚生省児童家庭局「養護児童等実態調査の結果の概要」より作成

④情緒障害児短期治療施設

	1992 (平 4)	1998 (平 10)
総数	491	623
父母の死亡	1.0%	1.6%
父母の行方不明	2.0%	1.1%
父母の離婚	6.9%	6.6%
両親の未婚	*	*
父母の不和	5.7%	3.9%
父母の拘禁	1.0%	0.2%
父母の入院	1.2%	1.6%
父母の就労	3.1%	3.1%
父母の性格異常・精神障害	8.6%	7.8%
父母の放任・怠惰	8.1%	9.9%
父母の虐待・酷使	4.5%	11.6%
棄児	0.6%	0.2%
養育拒否	2.2%	2.7%
破産等の経済的理由	0.8%	0.3%
児童の問題による監護困難	*	*
その他	8.6%	9.5%
特になし	45.6%	38.7%

注)*は調査項目としていない

⑤自立支援施設

	1992 (平 4)	1998 (平 10)
総数	1,925	1,920
父母の死亡	3.0%	3.7%
父母の行方不明	3.4%	3.5%
父母の離婚	24.1%	16.8%
両親の未婚	*	*
父母の不和	7.1%	5.2%
父母の拘禁	1.0%	0.9%
父母の入院	1.5%	1.1%
父母の就労	5.7%	5.4%
父母の性格異常・精神障害	2.9%	5.0%
父母の放任・怠惰	26.2%	23.4%
父母の虐待・酷使	3.8%	6.7%
棄児	0.5%	0.6%
養育拒否	3.0%	3.8%
破産等の経済的理由	1.2%	1.5%
児童の問題による監護困難	*	*
その他	5.8%	9.4%
特になし	10.9%	11.3%

厚生省児童家庭局「養護児童等実態調査の結果の概要」より作成

表3 いじめの発生学校数及び発生件数の推移

区 分	発生学校数(校)					発生件数(件)					
	総数	小学校	中学校	高等学校	特殊教育 諸学校	総数	小学校	中学校	高等学校	特殊教育 諸学校	
昭和60年度	1985	21,899	12,968	7,113	1,818	—	155,066	96,457	52,891	5,718	—
平成2	1990	7,454	3,163	3,403	888	—	24,308	9,035	13,121	2,152	—
7	1995	16,192	8,284	6,160	1,650	98	60,096	26,614	29,069	4,184	229
8	1996	13,693	6,638	5,463	1,504	88	51,544	21,733	25,862	3,771	178
9	1997	11,562	5,182	5,023	1,285	72	42,790	16,294	23,234	3,103	159
10	1998	10,106	4,118	4,684	1,233	71	36,396	12,858	20,801	2,576	161
11	1999	9,055	3,366	4,497	1,133	59	31,359	9,462	19,383	2,391	123
12	2000	9,345	3,531	4,606	1,151	57	30,918	9,114	19,371	2,327	106
13	2001	8,085	2,806	4,179	1,050	50	25,037	6,206	16,635	2,119	77
14	2002	7,600	2,675	3,852	1,030	43	22,207	5,659	14,562	1,908	78

(注) 1 昭和60年度は、昭和60年4月1日～10月31日の値。
 2 平成6年度より、従来の調査における定義から「学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの」との文言を削除し、いじめにあたるか否かの判断を客観的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うよう、指導の趣意を図った。いじめについては、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。」として件数を把握した。
 3 平成14年度は、速報による。
 4 調査対象は、公立学校。資料：文部科学省初等中等教育局「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」

(資料出所：「日本子ども資料年鑑2004」より転載)

表4 校内暴力の発生状況の推移(対教師暴力)

区 分	小 学 校			中 学 校			高 等 学 校			
	発生件数(件)	加害児童数	被害教師数	発生件数(件)	加害生徒数	被害教師数	発生件数(件)	加害生徒数	被害教師数	
昭和60年度	1985	—	—	—	681	1,237	909	117	178	125
平成2	1990	—	—	—	713	995	690	225	257	263
7	1995	—	—	—	888	1,001	1,036	227	236	220
8	1996	—	—	—	1,316	1,431	1,402	234	256	244
9	1997	193	153	156	3,074	2,663	2,868	430	473	470
10	1998	192	137	144	3,629	3,080	3,226	577	595	587
11	1999	161	125	131	4,065	3,397	3,745	651	699	683

(資料出所：「日本子ども資料年鑑2002」より転載)

第2章 児童虐待に関する文献の概観

はじめに

前2報告(保坂ら、2004, 2005)の文献研究において、我々は1970年代を「一般の人々にも専門家の間にも、虐待の実態が十分知らされていない時代」、そして1980年代を「専門家が危機感を持って調査研究等を行った時代」と総括した。それに対して、この1990年代は、「1. 当事者(大人になった被害者や加害者)が声をあげ始め、2. それをふまえて社会全体に子どもの虐待について危機意識が広がっていき、3. そうした中でさまざまな専門家が実践的な援助活動に取り組んだ時代」といえよう。

以下、1. において、1990年代に出版された書籍を概観することによってこの3点の特徴を裏づけ、さらに2. において1990年代の雑誌特集号の論文を分析してこの時代の動向を検討してみたい。(なお、『児童心理学の進歩(2001年度版)』において、西澤が「子ども虐待」というタイトルのもとで、90年代の論文を概観している。)

1. 書籍から

これまでの我々の文献研究によれば、虐待をタイトルとした書籍は、1970年代と1980年代に1冊ずつしか出版されていない。精神科医の池田による『児童虐待の病理と臨床』(1977)と、同じく池田の『児童虐待：ゆがんだ親子関係』(1987)である。(なお、翻訳されたものまで見れば、ノンフィクションとして『ローラ叫んでごらん - フライパンで焼かれた少女の物語』(1973)とレンボイツの『幼児虐待』(1977)がある。また、子殺しや母子心中まで広げれば、『子殺し：その精神病理』(稲村, 1977)、『日本の子殺しの研究』(佐々木, 1980)、『子殺し・親殺しの背景』(中谷, 1982)、『母子心中の実態と家族関係の健康化』(高橋, 1987)がある。)

それに対して、第1章でふれたように、1990年代においては表5(和書)、表6(訳書)に見るように、実に多くの書籍が出版されていることがわかる。明らかに1980年代までに比べて、活発な議論が展開され、実務上も研究上も大きく前進し、上野(1996)が指摘するように、日本における児童虐待をめぐる言説は1990年を境に増大し、質的变化を遂げたといえる。

これらの書籍の内容を見ていくと、まず第一に、森田(1992)、ささや(1996, 1999)、穂積(1994, 1999)や、訳書としては森田(1991)やジンガロ(1996)など、大人となった被害者をはじめとする当事者が続々と声をあげ始めたことがよくわかる。

そのトップを切る形になったものが、子ども時代の性暴行体験を証言した19人の女性たちの声を、アメリカで子どもへの暴力防止センターの現場にいた森田が訳した『誰にも言えなかった：子ども時代に性暴力を受けた女性たちの体験記』(1991)である。後に森田(1992)は、「この問題は日本でも想像をはるかに上回る数で起きているという確信がありました」と述べているが、同じ体験を受けたという読者から「おびただしい数の手紙」が寄せられることになる。そして、すぐに子ども時代に性暴力を受けた日本の人たちの声を集めて本にする企画が生まれ、『沈黙をやぶって：子ども時代に性

暴力を受けた女性たちの証言』(1992)が出版されることになる。

次いで、フリーライターの椎名(1993)が児童相談所の事例を取材して書いた『親になるほど難しいことはない』(上出弘之監修)を原作とした『子ども虐待ドキュメンタリー 凍りついた瞳』(ささや, 1996)が、女性漫画誌Youに連載(1994.8~1996.6)されて大きな社会的反響を巻き起こした。さらに、これを読んだ“大人になった被虐待児たち”から多くの手紙が寄せられ、それをもとにした続編『子ども虐待ドキュメンタリー 続凍りついた瞳 - 被害者からの手紙』(ささや, 1999)が出版されている。話題を呼んだ内田春菊の自伝的小説である『ファザーファッカー』(1993)もこうした部類に入るだろう。

さらに、1993年に大阪で開かれた「子どもの頃に性的虐待を受けたサバイバーへの集中カウンセリング・トレーニング」の講師として招かれたジンガロ(本人も性的虐待のサバイバー^(注1))の講義のまとめが『あなたが悪いのではない - 子ども時代に性的虐待を受けた女性たちをカウンセリングする』(1996)として出版されたが、その第1章は「語られ始めた性的虐待」と題されている。同様に、日本の被害者が声をあげたものとしては、穂積の『甦える魂 - 性暴力の後遺症を生きぬいて』(1994)と『解き放たれる魂 - 子供時代の呪縛からの解放』(1999)がある。児童虐待の問題を考える上で、こうした被害者が声をあげ始めたことは画期的なことと評価されるが、一方でまたきわめて難しい問題の扉が開かれたとも言える。(なお、この問題はあらためて第4章で取り上げたい。)

第二に、これらに加えて先にもふれた椎名(1993)をはじめ、川名(1992)や千田(1992)、山口(1994)、保坂(1999)、中嶋・宮城(1999)などのルポタージュ報告によって、社会全体に子どもの虐待に対する危機意識が広がっていったといえよう。

川名(1992)は朝日新聞社記者であり、『親になれない ルポ・子ども虐待』は1990年に朝日新聞家庭欄に連載された同名シリーズをもとに書き改められたものである。また、千田(1992)は元毎日新聞記者(この当時は著述業)で、『幼児虐待』は編集者が児童虐待の記事をもとに著者に疑問を投げかけ、具体的な事例をふまえた議論が進められる形をとっている。1990年代に入ると、このように児童虐待を取り上げる記事が急に増えていった事実が確認できる。さらに、フリーライターの山口(1994)の『セクシャルアビューズ - 家庭に壊される子どもたち』は性的虐待の被害者、共同通信記者の保坂(1999)の『虐待 - 沈黙をやぶった母親たち』は実際に虐待を行った母親の事例を詳細に報告している。その他、中嶋・宮城(1999)は、性的虐待の被害者からの手紙を中心にした記事を「沖縄タイムス」に半年間連載し、アンケート調査などのデータを加えて『心への侵入 - 性的虐待と性暴力の告発から』として出版している。

さらに、訳書としては、ノンフィクションである『シーラという子 - 虐待されたある少女の物語』(1996)や『“It(それ)”と呼ばれた子』(1998)が出版され、1973年の『ローラ叫んでごらん』以上に注目を集めている。

注1 サバイバー：1960年代後半に始まったフェミニズム運動の中で、女性たちは自分たちの性暴力体験を語り始めた。勇気をふりしぼってのつらい作業であった。その勇気に対する敬意を込めて彼女らをサバイバー(生存者)と呼ぶようになった。

第三には、津崎（1992）、児童虐待防止制度協会（1993）、斎藤（1994、1998）、西澤（1994）、明治学院大学立法研究会（1999）などによって、さまざまな専門家が実践的な援助活動に取り組んでいったことが確認できる。

このうち津崎（1992）の『子どもの虐待 - その実態と援助』と児童虐待防止制度研究会（1993）の『子どもの虐待防止 - 最前線からの報告』は、現在の児童虐待対応の先駆けの意味を持つ大阪の活動（児童虐待防止協会）から生まれたものであり、斎藤（1994、1998）の『児童虐待（危機介入編）』と『児童虐待（臨床編）』は、東京の活動（子どもの虐待防止センター）から生まれたものである。

この執筆当時、児童相談所の副所長であった津崎は、児童虐待を大きく捉えるふたつの基準を提示している。ひとつは、新・旧という時代的な物差しであり、それに基づく貧困をベースにした嬰兒殺し（間引き）や人身売買などの旧タイプの児童虐待と、現在の孤立・密室化した都市社会に多発する新しいタイプの児童虐待という分類、もうひとつは、家庭の内と外という発生場所に基づく分類である。当然、津崎（1992）では、現代型の新しいタイプの家庭内で起こる児童虐待を取り上げ、それを身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待と定義し、それぞれ典型的な事例を提示しながら説明している。そして、「個々には未熟で孤立した個人や家族を、多様な方法でもって支える社会的資源や人々のネットワークを整備していくことが、とりわけ大都市においては必要不可欠である」と現在にも通じる指摘をしている。また、虐待の動機、誘因、実態、死亡例などについてさまざまなデータを提示し、調査対象となる機関や虐待の定義が統一されていないこと、機関により把握されていないケースや見落とされているケース、安易に病死や事故として扱われたケースの存在を考えると正確な実態把握は難しいが、相当数にのぼることが予想されとしている。ついで虐待の援助と制度については、自身が所属する児童相談所を中心とした援助過程を説明している。その中で、保護者との友好関係を前提とした援助が優先されており、親子の分離や親権に制限を加える援助には消極的にならざるをえない実状が示されるが、一方で死亡例のほとんどは在宅中に生じている事実を報告している。そうした現状の中で、難しいケースに対しては、変則的な援助が適用されたり、「法をかいくぐったような援助」をせざるをえない場合があると具体例をあげて指摘している。最後に、今後児童虐待への対策を強化していくにあたり、イギリスやアメリカの援助制度から学ぶことは大きいとして、それぞれの制度などが紹介されている。

次いで、1990年3月に大阪で設立された「児童虐待防止協会」の活動をふまえて、各関係機関が多様な立場から問題に取り組んだ報告が児童虐待防止制度研究会（1993）の『子どもの虐待防止 最前線からの報告』である。以下にその目次と報告者（肩書き）を示す。

第1章：児童虐待の概要：児童虐待とは何か/わが国における児童虐待の実態/児童虐待に対するこれまでの取り組み/児童虐待への対応...泉薫（弁護士）

第2章：関係機関の役割 - 事例を中心に - : 児童相談所...石田雅弘（大阪市中央児童相談所）/医療機関 - 小児科の立場から...納谷保子（大阪府立病院小児科）/保健所 - 保健婦の立場から...木村和代（和泉保健所）/家庭児童相談室...高井由美（松原市家庭児童相談室）/家庭裁判所...石田文三（弁護士）/養護施設...北条正治（遥学園）/電話相談...加藤曜子（児童虐待防止協会）

第3章：児童虐待に対する援助のあり方：児童虐待の発見と診断...小林美智子（母子保健総合医療センター）/児童相

談所における援助の枠組みと問題点...津崎哲郎(大阪市中央児童相談所)児童虐待の法的諸問題...岩佐嘉彦(弁護士)/児童虐待に対する援助のシステム化にむけて...山縣文治(大阪市立大学生活科学学部/子どもの権利保障の視点...許斐 有(大阪府立大学社会福祉学部)

巻末資料:各都道府県中央児童相談所の連絡先/各政令指定都市児童相談所の連絡先/米国における児童虐待防止制度の概要/英国における児童虐待防止制度の概要

一方、精神科医の斎藤が編者である『児童虐待(危機介入編)』(1994)は、1991年に東京の「子どもの虐待防止センター」が発足してから4年間に編者らが経験したことを素材として書かれている。執筆者の多くは、同センター設立とその後の運営に関わってきた各領域の専門家である。本書は、「児童虐待という理論全般を見通す理論」編として執筆されているが、多くの事例とその具体的な援助プロセスについての記述もあって、現在においても貴重な資料と位置づけられる。第1部は、児童虐待の理解として総論的な内容になっているが、ここで斎藤は「母親による児童虐待は、最近になって始まり今後ますます増加する近代の社会病理現象ではない」とのべ、および「児童虐待やネグレクトは昔からあった、最近にいたるまで、問題が問題として見なされてこなかったというだけである」と明言している。これは、先に紹介した津崎(1992)や、我々が前報告(保坂ら、2004)で記したものと同一基本認識といえよう。第2部では、児童虐待の処遇が取り上げられ、児童相談所の機能・対応、親権についての理解、法制度等について処遇の流れが述べられている。第3部では、児童と親のケアとして、初期介入、診断とケア、心理治療等が事例に基づいて記述されている。その事例記述は、個々の臨床例の背景、特に地域での受けとめ方に重点が置かれており、ホットラインの資料は電話のみならず、そこから始まった具体的な援助プロセスについても詳細にふれられている。また、この続編である『児童虐待(臨床編)』(1998)は、虐待について精神医学的な見地でまとめられている。その第1部は総説(虐待の定義や社会的背景など)、第2部は事例と対応(法的介入の事例や、さまざまな病態水準の事例紹介など)、第3部が治療(薬物療法、精神分析療法、カウンセリングやグループワークなどの治療法の紹介)について述べられている。

また、日本とアメリカで児童虐待の臨床経験を持つ西澤(1994)が、臨床心理学的な視点から著したのが『子どもの虐待-子どもと家族への治療的アプローチ』である。これまで虐待について、医学分野では被虐待児の身体的治療や再発防止について考えられており、法律分野では犯罪者への処罰という視点で主に考えられてきたが、それだけでは不十分であると捉え、子どもや親の心理的治療という側面に焦点をあてたのが本書である。はじめに虐待の歴史的概観や分類について述べたあとに、臨床心理学的視点が展開されていく。あくまでも「中間まとめとして整理したもの」であるとはいえ、多くの事例を提示して、その対処法についての今後の課題と指針を述べている点に特徴があるといえよう。

さらに、1997年明治学院大学法学部立法研究会主催のシンポジウム「わが国における児童虐待の現状と課題」が開催され、さまざまな専門家がそれぞれの視点から対応策を提示し、討論した。その記録を加筆補充したものが『児童虐待-わが国における現状と課題』(1999)であり、シンポジスト(執筆者)は、中谷謹子(慶応大学名誉教授)、三橋順子(斎藤学診療所副所長、子どもの虐待防止セ

ンター委員) 松原康雄(明治学院大学社会学部教授) 石井トク(広島大学医学部教授) 森田ゆり(日本CAPトレーニングセンター代表) 小西聖子(東京医科歯科大学難治疾患研究所被害行動学客員助教授) 山崎美貴子(明治学院大学社会学部教授) 阿部哲夫(北陸大学法学部教授)である。本書の第1部は、児童虐待の実態と背景についての講演記録であり、まず基調報告で中谷は児童虐待の概要を示したうえで、現代の少子高齢社会における児童虐待の定義を広げていく必要性を述べている。三橋はトラウマ治療という観点から被害者などについてふれ、松原は虐待問題に関わった経験から児童福祉法25条、33条と援助の理念について述べている。石井は、母子関係を中心に家庭内の子どもへの暴力について述べ、母親への支援のあり方を提示している。それらをふまえ第2部では、日米での児童虐待への対応経験のある森田、臨床心理学・精神医学の視点から小西、社会福祉的観点から山崎、法的な視点から阿部が、それぞれ児童虐待への対応策について提案している。最後の討論では、親権や世代間継承などさまざまなテーマが議論されており、巻末には児童相談所における児童虐待相談件数などのデータや、全国児童相談所一覧などの資料と文献リストが付せられている。

加えるに、社会学の立場から「児童虐待問題論」を扱ったのが、上野(1996)の『児童虐待の社会学』である。1980年代を中心としたアメリカと日本における児童虐待の議論の展開を追った本書では、「社会問題のひとつとして児童虐待が私たちの前に提示されてきているのはいったいどうしてなのか」が論じられている。(その詳細は第4章で紹介する。)

2. 雑誌特集号の論文から

表7に見るように、1990年代には法律、医学、保健、福祉をはじめ、さまざまな領域の雑誌において児童虐待に関する特集が組まれている。1980年代には『小児看護』(1983, 6巻6号)と『現代のエスプリ』(1984, 20号)の2本しか見られなかったことに比べるとその違いは明らかである。ここでは、これらの1990年代の雑誌特集号の概観・分析を通してこの年代の児童虐待の動向を検討してみたい。

1990年代にさまざまな雑誌で取り上げられた児童虐待に関する特集のトップを切ったのが1990年の『日本医師会雑誌』(103巻9号)の「特集：児童虐待」である。とりわけその中で注目されるのは、1970年代からこの児童虐待の問題に取り組んできた精神科医の池田由子を中心に、児童相談所、福祉相談室、養護施設の担当者、さらに小児科医が加わって行われた座談会の報告である。この中で小児科医の大国真彦は、日本ではこうした児童虐待に関する特集が組まれたことが少なく、このような特集が組まれることが大きな意味があると述べ、さらに当時の状況を踏まえて次のような児童虐待に関する課題を指摘している。何よりもまず、子どもの人権への理解を深めるために世論を喚起する必要があること、次に児童虐待が起きたとき「どこへ行ったら相談にのってもらえるのか」という受け皿の問題と法律の整備、そして、地域のネットワークづくりである。これらはまさしく、90年代の児童虐待に関する取り組みの柱となっていくことになる。

翌1991年には『家庭科学』(57巻第4号)で、1992年には『法と民主主義』(267号)、『精神分析研究』(36巻第2号)で児童虐待に関する特集が組まれている。さらに1993年の一般向け雑誌とも言う

べき『imago』では、精神科医の池田、斉藤、稲村、深津、坂井、佐藤のほか女性学の内藤、弁護士の木下、日米で児童虐待への対応経験のある森田、児童学の本田、評論家の芹沢など、幅広い専門領域から特集が構成されている。その後も、表7にあるように相次いで雑誌の特集に児童虐待が取り上げられ、その関心の高さがうかがえる。そして、児童虐待防止法が成立した2000年には、その1年間だけでそれまでの数を大きく凌ぐ16の雑誌で特集が組まれるに至る(表8)。

こうした1990年代の特集号に掲載された個々の論説を内容別に整理してみると、相互に関連はしているが、大きく、(1)児童虐待に関する法律・対応システムに関するもの、(2)「子どもの権利」という視点、(3)児童虐待に関する社会的な認識の深まりとその社会的背景、(4)児童虐待の定義、(5)新たな援助の方向性の5つに分けることができる。以下ではこれらの各側面から、この年代にどのようなことが繰り返し議論されたのかを検討してみたい。

(1) 児童虐待対応における法律・対応システムについて

まず、児童虐待対応の難しさの背景にあるわが国の法律の問題、被虐待児処遇制度全体(システムも含めて)の問題についての指摘が多いことがあげられる。法学者の樋口(1991)は、通報義務、通告者の免責・保護、親権停止など、アメリカの児童虐待に関する法律、システムを紹介し、わが国の法整備の必要性を指摘している。また、精神科医の池田(1993)は、日本には「虐待そのものに関する法律がない」こと、児童福祉法では「保護者に監護させることが不相当と認める子どもを発見した者は誰でも児童相談所へ通告しなければならない」と定められているが、それに対して外国のような通告すべき職務の規定も、通告しないことへの罰則もなく、通告者を守る免責規定もないことを指摘している。さらに、心理臨床家の立場から西澤(1992)はカリフォルニア州における児童虐待報告制度を示し、日本の法制度が実質的に整っていない現状は、児童虐待を社会の問題として受けとめる態度ができていないということになるだろうと述べ、何らかの形で報告制度を整備していく必要を主張している。

一方、弁護士の岩佐(1992)は、医師通告義務制度に関するアンケート結果(注2)を紹介する中で、次のようにやや慎重な考えを示している。「医師が被虐待児処遇制度のなかで十分な役割を果たせていない原因のひとつとしては医師の児童虐待に対する意識の低さをあげなければならない。そして仮に、これが主たる原因であれば、罰則付通告義務の導入はこれに対する端的な回答と言える。しかし、簡単にそう言い切れるのだろうか。被虐待児処遇制度の全体像をみると、答えは別のところにあるように思われる」と述べ、現行の被虐待児処遇制度の基本的な問題点を整備することが先決であり、「罰則付通告義務制度の導入は通告後の被虐待児の処遇内容が充実した場合にどの程度の通告の件数が増加するのかの検証をなした後の課題と考えるべきである」としている。ここで被虐待児処遇制度の問題点としてあげられているのは、法律上は、児童虐待のケースを児童相談所へ集中させ、その調査、事実の確認、処遇内容の決定も相談所が行うことになっている中で、専門とする人員が不足し、

注2 吉田恒雄他(2006)「虐待の援助法に関する文献研究(第3報:1990年代)児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究」第2期(1991~2000年まで)子どもの虹情報研修センター

その上、当事者へのカウンセリング、親子の分離実行等矛盾した役割を負わせ、しかも法や制度が用意する親や子に対する援助メニューが極端に貧困であることなどである。このような状況の中で、ケースに関するキーパーソン（Key person：責任者）がはっきりしないことがまあり、「医師にとって確定診断ができない状態でどこに相談すればよいのか、相談したところで本当に児童の保護につながる措置をとってもらえるのか、戸惑いを覚えるのも無理からぬところであろう」と述べている。

こうした被虐待児処遇制度に関する同様の問題提起はその他にもいくつも見られる。たとえば池田（1993）では、児童相談所は唯一の行政機関だが権限が弱く、専門とは無関係の人員配置がなされていること、「虐待に対応するシステム、すなわち、発見 通報 受理 事例会議（必要なら登録） 勧告（ケア・指導監督と裁判所判決）に至る体制が完備していない」と指摘されている。また、弁護士磯谷（1992）は、「虐待の問題には電話相談員、医師（小児科、外科、精神科医）、福祉司、保健婦、児童相談所、施設関係者、家庭裁判官、調査官、弁護士、等々多くの人がかかわらなければならない。しかし、法律はそのような協働を予想していない」とし、新しい発想と総合対策を可能にする法律の必要性を提言している。

また、児童虐待対応において現場が最も苦慮していることとして、「親権」の問題を取り上げているものが多くみられる（池田，1990；長谷川，1992；泉，1992；上出，1992；木下，1992；池田，1993；磯谷，1998など）。それらに共通する指摘は、児童相談所では保護者の同意がなくても緊急一時保護できるが、親の意志に反した対処はできず、施設や里親の長期養育には家庭裁判所の決定を必要とし、それでも親が引き取りに来たら止められないこと、親権の「喪失」宣告申し立ては児童相談所の権限として認められているが実証や手続きに時間がかかり、認容される例はきわめて少ないことなどである。

こうした指摘の一方で、存在する法的手続きの活用を図ることを求めるものもあり、たとえば先の磯谷（1998）は、「証拠を残す」など、具体的な対応を示すとともに、虐待家族に対応するためには「日頃から保健婦としても弁護士との連絡を密にしておくこと」をすすめている。そして、1997年に、厚生省児童家庭局からの通達として、親の同意が得られない場合でも「児童の福祉を最優先した対応を図ること」が出された関係もあり、親権喪失宣言の申立てや児童福祉法28条申立てが現行法の枠内で徐々に積極的に活用されるようになっていったとしている（磯谷，1998）。

このように1980年代には見られなかった弁護士の姿が多くの雑誌で見られるようになり、通告や親権の問題、あるいは対応システムの問題など、児童虐待の法整備に関する議論が活発に行われたことが1990年代の大きな特徴であり、2000年の児童虐待防止法の成立へと繋がっていったと言ってよいであろう（なお、この法的な面については前報告と同様に別冊において詳細に報告する予定である^(注2)）。

（2）「子どもの権利」という視点

こうした法整備の問題を後押ししたのは、第1章でも述べたように国連の「子どもの権利条約」への署名（1990年）そして批准（1994年）という時代の流れであり、「子どもの権利」への認識の高まりであったと考えられる。我々は前報告（保坂ら，2004）の児童虐待のキーワードとして、この「子

どもの権利」をあげたが、1990年代においてもそれは引き継がれていったと言えよう。

特集のタイトル（表7）を見ると、『家庭科学』（1991）の特集「家庭環境と児童虐待」の副題が「子どもの人権と児童虐待」となっている。その他の特集でもタイトルにはないものの、「子どもの権利」という視点から虐待の問題が捉えられている論文が多くみられる。たとえば、1.にも見るように、児童虐待に早くから精力的に取り組んできた森田（1993）は、アメリカの人種差別、女性差別の問題や障害者の権利の確立がすべて草の根運動の展開によって勝ち取られてきた歴史を示し、「児童虐待も子どもの権利の確立なしには効果は持ち得ない」と指摘している。また、弁護士の泉（1992）は、親権の問題について、「『子は親の従属物』といった誤った親権意識や、親の子の対する懲戒権の規定が体罰の容認につながり、虐待の温床になっている」とし、「子どもの権利条約」を手がかりとした国民的な意識の改革の必要性をあげ、同じく弁護士の磯谷（1992）も現在の法律では「『子どもの権利』という視点が欠けているために、権利に伴う『手続き適正』の考えが生み出されない」と述べている。

また、池田（1993）は、「加害者の治療や社会復帰が処罰より大切というのは勿論である。しかし、強制力のある迅速な対応ができる法的根拠を用意しておくことは不可欠」とし、欧米では、戦後、経済不安や家庭崩壊を起こす家族の増加や社会の著しい変化に伴って、「家族法」が改正され、親権よりも子どもの人権が重視されるようになったこと、一方日本では全国養護施設協議会が国際児童年に子どもの人権を考慮した法改正を試みたが失敗に終わったことを記している（注3）。この池田の指摘にみられる、子どもの権利と親権の問題はきわめて微妙な問題を孕み、法学者の樋口（1991）や許（1992）、心理臨床家の西澤（1992）では、諸外国においてもそのバランスをどう取るかについて問題点を検討しながら法制度の改正が重ねられてきたことが報告されている。

たとえば、許（1992）は、1988年に改正された英国の児童法の特徴として次の3つをあげている。一つは「英国の児童法の基礎には子は、法的手続きによることなく、親が完全にその役割を果たしている家族の中でも最もよく育てられるという信念があり、それを具現化した親責任（parental responsibility）という概念や親との任意のパートナーシップに基づく家族への支援の重視、非介入原則など、親の立場を重視強化していること、第2に、それにもかかわらず、虐待の危険にある子の保護を可能とするために、国家の介入権限は - その手続きや要件、効果を整備し、明確にしつつ - むしろ拡大していること、そして第3に子の福祉の至高性、重視であり、子の希望と感情の（その年齢と理解力に照らしての）考慮、あるいは諸手続における後見人の任命など、地方当局や親とは別個の存在としての子の福祉の実現を具体化する方策がみられるとしている。

こうして子どもの人権を基本にしながらも、親権剥奪などの強い介入の手段を求める声と、一方で親の置かれた背景を理解し、その支援を強調する声もあり、かなりの温度差が存在していた。そこには、どのようなケースに多く出会う、あるいは扱うかによる違いがあると言えるであろう。磯谷（1998）は、「保健婦が骨を折っているのは、何とか母親をサポートし家族を維持したまま子育てを支

注3 吉田恒雄他（2005）「虐待の援助法に関する文献研究（第2報：1980年代）児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第1期（1980～1990年まで）」子どもの虹情報研修センター p 8

援するという場面」であると考えられ、その一方で「弁護士に寄せられる相談は、もはや家族を維持することは困難で、親子を分離せざるを得ないと判断されるケースが多く、同じ児童虐待といってもレベルが多少異なるのではないかと述べている。また、心理臨床家の深津（1993）は、虐待の場合、問題がとりあげられる経路により対象となる社会階層に差があるとし、福祉関係では下層階級失業者が多いのに対し、自身の診療機関では、都会の中流階級で経済的な問題はなく、育児上の困難など心理的な問題が中心であり、さらに母親の問題に気づいて受診させるような父親や家族がいる人々を対象としていること、そうした対象の違いによって、「同じ虐待でも治療や援助をいかせるかという予後にはかなり差異がある」と指摘している。これは、先に我々が前報告（保坂ら，2004，2005）ですでに報告し、第1章でも取り上げた日本社会に生まれつつある二極化の問題につながる指摘といえよう。

（3）虐待に関する社会的な認識の深まりとその社会的背景

1989年、厚生省は合計特殊出生率1.57人であることを発表した。この「1.57ショック」をきっかけに少子化の問題が大きく取り上げられるようになり、1993年には子育て支援のためのエンゼルプランがスタートし、子育て一般への社会的支援の必要が認められるようになった。また、同年、国連で「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択された。宣言では、男女間の不平等な力関係の結果、女性に対する暴力がふるわれること、それは女性を従属的な地位に置く社会構造上の問題だと明確に述べられ、夫の暴力・強姦、女の子への性的虐待、持参金殺人、性器切除などの家族による暴力、強姦・性的虐待、セクシャル・ハラスメント、人身売買及び強制売春などの社会における暴力、国家による暴力の3つに分類し、その防止、救済のための法律上の制裁の発展を求めている（『家族データブック』，2000）。また、1992年に福岡地裁でセクシャル・ハラスメントを実質的に認める初の判断が行われ、1997年には均等法の改正で企業のセクシャル・ハラスメントへの配慮義務が規定されるなど、それまで沈黙を強いられてきた女性たちが実名で裁判を争うケースが出てくるようになり、認定される判決が相次いだ。

前報告（保坂ら，2005）で指摘したように、おそらく1980年代に池田や中谷などの女性研究者たちが性的虐待を取り上げてきたことや、こうした社会的状況とが相俟って、性的虐待を扱った報告が数多く見られるようになっていった（西川，1990；福井，1992；生地，1992；斉藤，1993；ジョンソン，1993；カー，1993など）。その中で佐藤（1993）が、「...ともかく人々は二千年、並びに、二百年の沈黙を破って、いま、ようやく語り始めたところ。子ども時代に受けた親からの無慈悲な扱いや子ども時代、そして大人になってからも受け続けている性的被害についてようやく語り始める地点に到達したのである」と指摘しているが、それはこの年代の大きなうねりを感じさせるものと言えるだろう。

こうした中で、内藤（1993）は、女性差別、女性への暴力といった問題での認識的枠組みと照らし合わせて、児童虐待の問題を構造的力関係の悪用として見て取れるとし、次のように述べている。「親と子という構造的力関係としての固有性を考えてみると子どもは親に依存している。親との関係において子どもは状況を定義する力をもたず、そこから逃れることはできない（親が加害者であっても子どもは親機能を必要とする）。加えて、子どもは不当な人間的尊厳の侵害に抗して自分を主張し、

自分を守る十分な力をもたない」。このように、力の強い立場の者が力の弱い立場の者に向かう「暴力という構造」、それはまさに児童虐待そのものであり、そうした視点が児童虐待への社会の関心を高めていったと言えるだろう。

また、1. で概観したように、1990年代を通して、虐待に関連するルポタージュやノンフィクション作品が数多く出版され、性的虐待を含む児童虐待に関する一般の人々への関心の高まりに大きく影響したことはまちがいない。

(4) 児童虐待の定義

専門家間の実務上、研究上の交流がすすみ、「子どもの人権」という視点が共有されて行った中で、曖昧だった児童虐待の定義もかなり一致していった。ほぼ共通して、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトの4つが児童虐待の内容としてあげられ、それは2000年の児童虐待防止法の定義に通じている。とりわけ、それまで「近親相姦」という言葉で語られてきた性的虐待という用語が、これまで述べてきた流れの中ではっきりと確立されていった意味は大きいだろう。

さらに、坂井(1998)が指摘するように、これらの虐待は互いに錯綜し、決して厳密に分けられるものではないが、「そのすべてに共通しているのは、子どもに対する『不当な扱い：Maltreatment』であること」「愛され、守られ、成長を保障されるべき子どもがその保護者によって不当に傷つけられ、蔑まれ、放置され、性的欲求の対象にされること」とされているように、90年代後半には広く、子どもの心身の正常な発達の保障を妨げることが児童虐待として位置づけられるようになったといえるだろう。たとえば、「児童心理学の進歩」(1993年度版)に池田が「子どもの虐待」を書いている。(なお、上記に関連していえば、この中で池田は「性的虐待・近親姦」と記している。)

我々は、1980年代には、ネグレクトが用語上、概念上混乱し、専門家の間でも十分認識されていなかったこと、1987年の池田の『児童虐待』以降にようやく用語として定着していくが、「その概念と定義が一般に広まるまでにはまだ相当な時間がかかることになる」と指摘した。この点から言えば、1990年代の特集では、ネグレクトは確かに「養育(保護)の拒否・怠慢」としてほぼ共通な定義がみられる。たとえば上記の池田(1993)では「ネグレクト・保護の怠慢と拒否」と記されている。しかし、それでも坂井(1998)が『保健婦雑誌』において、積極的な加害行動であるabuseとその対極にある、怠ける、省略するという意味を持つneglectからなる児童虐待のスペクトルを理解する必要性を強く主張しているように、定義上は常識となっても必ずしもそれが浸透しているわけではないことがうかがわれる。

この中で坂井は、ケースワーカーが「ネグレクトを虐待というのは抵抗がある」と述べたことをとりあげ、「日本語の虐待という言葉が持っている積極的な加害行動のイメージが、ネグレクトという言葉から喚起されるそれとはずれ」、「虐待という言葉の意味を巡る問題」があるとし、「虐待のスペクトルをきちんと把握することが家族問題の中でも最も対応が困難な問題に挑戦しようとする専門家にとってはきわめて重要な作業であり、(中略)繰り返し考察を要請されるテーマである」と述べている。ネグレクトを児童虐待として明確に認識しにくいところに(定義上はわかっていたとしても)

児童虐待の問題の難しさがあり、こうした記述からは現場で対応にあたる専門家の間でさえもまだ迷いがあったことが推察される。

第1章でもふれたように、1995年、オウム真理教の施設の一斉家宅捜索で収容された子どもたちに対して、三島（2005）は「当時の記事を見る限り、人々は子どもを段ボールで生活させ学校に通わせない状態を虐待とは認識していなかった」（p79）と指摘している。ネグレクトの概念は少なくとも90年代の中頃までジャーナリズムにおいても定着しているとは言えない状況であったと言えるだろう。しかし、その後の類似の事件報道に注目すると、児童虐待の定義と、それを含む人々意識の高まりは確認でき、2004年には、栃木県那須町などで共同生活をしていた自己啓発セミナー団体のホーム・オブ・ハートの事件で、学校に通わせないなどの疑いによって、児童虐待防止法に基づいて関係者の子ども5人が栃木県北児童相談所に一時保護されている（注4）。

（5）新たな援助の方向性

臨床事例の報告では、加害者の病理、被害者の生育歴はもとより、多世代に渡る家族関係を視野にいたした治療が行われている（西川，1990；植村，1992；川谷，1992；斉藤，1992ほか）。1990年代、家族療法がわが国でも流行するが、児童虐待の問題もまた、個人への治療、援助だけでは解決し得ない問題として認識され、「家族」に焦点が向けられていったものと考えられる。

こうした中、田中（1997）は、「健康な家族」モデルへの強迫に苦しみ、「良き母」ではなかったと責められ、深く傷ついた経験をもつ母親の事例を紹介し、家族の存在理由であった「親密性」や「愛情」すら変貌し、その自明性が危うくなっている社会的状況の中で、「家族心理学者や臨床家は従来の健康な『家族モデル』への懐疑と留保する態度が必要であろう」と述べ、「こうした点に無自覚なままに『健康な家族』『良き親』モデルを喧伝し、家族を管理・監視・支配することがあってはならない」と指摘している。

この他にも児童虐待の背景、要因を、家族を取りまく社会的状況から指摘しているものが多くみられ、少なくとも専門家の間では児童虐待を特別な家族の問題、あるいは特別な親の資質のみに帰するのではなく、その時代の社会的な背景と深く関わる問題として捉えられている様子がうかがえる。（なお、前報告（保坂ら，2005）で1章をさいて紹介した家族社会学者の落合恵美子氏による「家族の戦後体制の崩壊」という考え方は1997年に提出されている。）

こうした現代社会の価値観の変動の中で、母親個人の治療・援助だけでは難しく、夫や家族の支持、サポートが重要であり、またそれ以上に社会システムの充実が母子の保護に役立つことが指摘され（深津，1993）、予防、早期対応を含めたネットワーク作りの必要性が認識されていった。例えば内藤（1991）は、児童虐待の要因は、多くの複雑な積み重ねがあり、短絡的に個別特定のことがらとの因果関係が論じられるべきでないと断った上で、「妊娠・出産に関する要因」「育児に関する要因」「家庭内の状況」に分け、発生防止のための援助を検討している。とりわけ、育児に関する要因では、孤立と親子密着が表裏一体をなしている育児状況を指摘し、保健婦がキーパーソンとなる個別援助、さ

注4 第1章の注10を参照のこと。

らには保健婦が導き手となつての、小集団活動への親子の導入をあげ、保健婦の量的質的充実を重要な課題として指摘している。1998年の『保健婦雑誌』では、「母と子の育児グループによる虐待予防の試み」(中板)をはじめとして、埼玉県、大阪府吹田市、栃木県、愛知県知多市の子ども虐待への対応のためのネットワークづくりの状況が報告されており、1990年代の後半には、保健、福祉、行政などさまざまな領域の人々が連携を組んだ支援が少しずつ試行錯誤を重ねながら進められていった。

1990年代を通してそれまでにないほど活発に議論され、提起されていったこれらの問題は、現在の児童虐待への取組へとつながる重要な動向といえよう。

<引用・参考文献>

- 池田 由子 (1994)「子どもの虐待」児童心理学の進歩 (1993年版) 金子書房, 244-268
西澤 哲 (2002)「子どもの虐待」児童心理学の進歩 (2001年版) 金子書房, 213-238
内田 春菊 (1993)「ファザーファッカー」文藝春秋
久武 綾子・戒能 民江・若尾 典子・吉田 あけみ (2000)「家族データブック」有斐閣
三島 亜紀子 (2005)「児童虐待と動物虐待」青弓社

(その他の文献については、表5～8に掲載している。)

(保坂 亨 柴橋 祐子 渡邊 智子)

表5 1990年代の児童虐待に関する書籍（和書）

出版年	著者	書籍名	出版社
1991	池田 由子	汝わが子を犯すなかれ 日本の近親姦と性的虐待	弘文堂
1992	川名 紀美	親になれない ルポ・子ども虐待	朝日新聞社
	齋藤 学	子供の愛し方がわからない親たち 児童虐待、何が起きているか、どうすべきか	講談社
	千田 夏光	幼児虐待	汐文社
	津崎 哲郎	子どもの虐待 その実態と援助	朱鷺書房
1993	森田 ゆり	沈黙をやぶって 子ども時代に性暴力を受けた女性たちの証言	築地書館
	椎名 篤子	親になるほど難しいことはない	講談社
1994	児童虐待防止制度研究会	子どもの虐待防止 最前線からの報告	朱鷺書房
	石川 憲彦	わが子をどう守るか 不登校・虐待・治療・いじめ・教育・法律	学苑社
	大阪母子保健研究会	子どもなんて大きい 被虐待児への援助	せせらぎ出版
	北山 秋雄	子どもの性的虐待 その理解と対応を求めて	大修館書店
	齋藤 学	児童虐待(危機介入編)	金剛出版
	西沢 哲	子どもの虐待 子どもと家族への治療的アプローチ	誠信書房
	穂積 純	甦える魂 性暴力の後遺症を生きぬいて	高文研
山口 遼子	セクシャルアビューズ 家族という他人 ―広がる性的虐待の実録レポート 性的虐待の衝撃的真相	サンドケー出版局	
1995	浅井 春夫	子ども虐待と性教育	大修館書店
	椎名 篤子	凍りついた瞳が見つめるもの 被虐待児からのメッセージ	集英社
	森田 ゆり	子どもの虐待 その権利が侵されるとき 岩波ブックレット	岩波書店
1996	上野 加代子	児童虐待の社会学 Sekaishiso seminar	世界思想社
	木下 淳博、泉 薫	カリフォルニア旅行記 子どもの虐待問題をたずねて	ヘルスワーク協会
	ささやななえ、椎名 篤子	凍りついた瞳 子ども虐待ドキュメンタリー	集英社
	園田 美幸	私も虐待ママだった 虐待連鎖を超えて	悠飛社
1997	浅井 春夫、奥山 真紀子	保育者・教師のための子ども虐待防止マニュアル	ひとなる書房
	子ども性虐待防止市民ネットワーク	子ども性虐待防止白書 ウィメンズブックス・ブックレット 子どもポルノ・子ども買春・家庭での性虐待・スクール	松香堂書店
	女性ライフサイクル研究所	子ども虐待(いじめ)の防止力を育てる 子どもの権利とエンパワメント	法政出版
	中村 季代	保母の子ども虐待 虐待保母が子どもの心的外傷を生む	鹿砦社
	日本家族心理学会	児童虐待 家族心理学 家族臨床の現場から	金子書房
弁護実務研究会	児童虐待ものがたり ものがたりシリーズ 法的アプローチ	財務省印刷局	
1998	井垣 章二	児童虐待の家族と社会 児童問題にみる20世紀 Minerva社会福祉叢書	ミネルヴァ書房
	齋藤 学	児童虐待(臨床編)	金剛出版
	日本弁護士連合会	家族・暴力・虐待の構図	読売新聞社
1999	秋場 美智子、母子衛生研究会	子ども虐待 その発見と初期対応	母子保健事業団
	川崎 二三彦	子どものためのソーシャルワーク1 虐待	明石書店
	齋藤 学	依存と虐待 こころの科学セレクション	日本評論社
	ささやななえ、椎名 篤子	続 凍りついた瞳 子ども虐待ドキュメンタリー	集英社
	中嶋一成、宮城由江	心への侵入 性的虐待と性暴力の告発から	本の時遊社
	保坂 涉	虐待 沈黙を破った母親たち	岩波書店
	穂積 純	解き放たれる魂 性虐待の後遺症を生きぬいて	高文研
	明治学院大学法学部立法研究会	児童虐待 わが国における現状と課題	信山社出版
森田 ゆり	子どもと暴力 子どもたちと語るために	岩波書店	

表6 1990年代の児童虐待に関する書籍（訳書）

出版年	著者・訳者	文献名	出版社
1990	ジェニー・ハートソン/著、田上時子/訳	『わたしのからだよ!』教則本 子どもを性的虐待から守るための入門書 不快なふれあいには、「いや」と言うことから	ビデオ・ドック
1991	J.エニュー/著、戒能民江〔ほか〕/訳	狙われる子どもの性 子ども買春・ポルノ・性的虐待	啓文社
	エレン・バス、ルイス・ソートン/編、森田ゆり/訳 ハトリア・キーホー/作、キャロル・ディーチ/絵、田上時子/訳	誰にも言えなかった ―子ども時代に性暴力を受けた女性たちの体験記 ライオンさんにはなそう いやなことがあったけど、はなすのがこわいの 性的虐待を受けた子どものために	築地書館 ビデオ・ドック
1992	英国保健省/編、南彩子、武田加代子/訳	児童虐待 ソーシャルワークアセスメント	ミネルヴァ書房
	バルバラ・カーフェマン、イングリッド・ローシュター/著、中野京子・五十嵐菫子/訳	強姦する父 娘への性的虐待	未来社
1993	Stephan J.Rose/著、児童虐待防止協会/訳	目で見える児童虐待発見の手引き	関西テレビ放送
	ウェンディ・ステートン・ロジャース/著、福知栄子/訳	児童虐待への挑戦	法律文化社
1994	アリス・ミラー/著、山下公子/訳	沈黙の壁を打ち破く 子どもの魂を殺さないために	大修館書店
	リンダ・シンガロ/著、田上時子/訳	あなたが悪いのではない 子ども時代に性的虐待を受けた女性たちをカ ウンセリングする	ビデオ・ドック
1995	イヴリン・ロー/著、松岡葉子/訳	14歳のランナウェイ 虐待・麻薬・売春からサバイバルした少女の手記	バンドラ
	デイビット・N.ジョーンズ/著、鈴木敦子、小林美智子/訳 トニ・A.H.マクナロン、ヤロー・モーガン/著	児童虐待防止ハンドブック 記憶の底から 家庭内性暴力を語る女性たち	医学書院 青弓社
1996	E.クレー・ジョーゲンセン/著 門真一郎/訳	虐待される子どもたち	星和書店
	トリ・L.ヘイデン/著、入江真佐子/訳	シーラという子 虐待されたある少女の物語	早川書房
1997	エリアナ・キル/著 西沢哲/訳	虐待を受けた子どものプレイセラピー	誠信書房
	クリア・パーク・ドラッカー/著 北山秋雄/訳	子どもの性的虐待サバイバー 癒しのためのカウンセリング技法	現代書館
1998	ジル・ウィルソン/著 松村京子/訳	子どもの虐待をなくすために 親になるための学校テキスト	東信堂
	デイヴ・ヘルサー/著	“IT(それ)”と呼ばれた子	青山出版社
1999	ローレンス・ライト/著 稲生平太郎/訳	悪魔を思い出す娘たち よみがえる性的虐待の「記憶」	柏書房
	リンダ・ウォルグート・ジラード/著 北沢杏子/訳	わたしのからだはわたしのもの 性暴力被害をはねかえす絵本	アーニー出版
	リンダ・ウォルグート・ジラード/著 北沢杏子/訳	いや!というのはどんなとき? 性暴力被害をはねかえす絵本	アーニー出版
	シェリル・L.カーブ、トレイシー・L.ハトラー/著 マーシャ・キャメロン/著 桃井健司/訳	虐待を受けた子どもの治療戦略 被害者からサバイバーへ ブロークンチャイルド 母に虐待されて育った私	明石書店 共同通信社

表7 1990年代の児童虐待に関する雑誌特集号

発行年	雑誌名	特集名	特集の目次	著者
1990	日本医師会雑誌 103(9)	児童虐待	小児科臨床に見る児童虐待 鑑定例にみる児童虐待 座談会 児童虐待の実態と対応 児童虐待の実態と対応 児童虐待の病理 小児科の日常診療にみる虐待 救急外来(外科)にみる虐待 性的虐待 虐待する親の背景 愛情欠性小人症 子どもを代理としたMunchausen症候群 児童虐待加害者の精神鑑定 被虐待児屍の鑑定	大久保 修 内藤 道興 木島 昂, 池田 由子, 大国 真彦, 小川 敬, 中尾 清崇, 山本 昇 池田 由子 大久保 修 行岡 哲男, 島崎 修次, 松田 博青 西川 祐一 石川 知子 諏訪 誠三 南風原 幸子 中田 修 内藤 道興
1991	家庭科学57(4)	家庭環境と児童虐待	児童虐待と法的対応 児童虐待と母子保健活動・育児援助活動 家族の連帯の重要性 青年期の生き方と結婚 母性の健康と保育 子どもの成長と親の役割	樋口 範雄 内藤 和美 岡野 雅子 望月 嵩 浮須 婦紗 津止 登喜江
1992	法と民主主義267	児童虐待—家族の機能障害と司法の課題	精神科医からみた児童虐待 子どもの虐待ホットラインの実務から 児童虐待の周辺 アンケートからみた医師通告義務制度 カリフォルニア州における児童虐待報告制度 被虐待児の保護と適正手続きの保障 児童虐待について弁護士からみた援助・ケア 児童虐待—英国における法的対応 審判前の保全処分の活用について 児童虐待の根本的解決のために 被虐待児の受託施設からの問題提起 児童相談所における児童虐待への対応 児童虐待研究への想い	斉藤 学 加藤 曜子 手塚 一朗 岩佐 嘉彦 西澤 哲 吉田 恒雄 木下 淳博 許未 恵 泉 薫 児玉 勇二 長谷川 重夫 上出 弘之 浅井 春男
	児童青年精神医学 とその近接領域33	児童虐待をめぐって —変貌する社会・家庭・子ども— (シンポジウム)	大阪府の6歳以下で発見された虐待の実態 —児や家族および援助機関の実態 児童虐待 —福祉機関の援助と課題— 養護施設と児童虐待 児童虐待の対応をめぐって	小林 美智子, 田辺 浩子, 岡本 仲彦, 納谷 保子, 鈴木 敦子 津崎 哲郎 高橋 利一 岩田 泰子 指定討論: 坂井聖二, 岡田隆介
	精神分析研究 36(2)	虐待	性的虐待、特に近親相姦を生活史に持つ患者の治療について 虐待、マゾヒズム、そして自己愛 性的外傷体験の取り扱いをめぐって 繰り返し暴言を与える母親とそれを受ける子供 虐待と家庭内暴力	福井 敏 館 直彦 生地 新 植村 彰 川谷 大治

1993	imago 4(6)	幼児虐待	<p>一掬の涙 性的虐待とその影響 子殺しの深層 乳幼児を虐待する母親 児童虐待に関する文化的背景への考察 児童虐待問題の一側面 私の出会った子供達 親権と子どもの人権 エンパワメント 母として女として。わたしの闘い</p> <p>「小ささ」の発見と書き込まれたその「意味」 暴力の一形態としての児童虐待 子供への性的暴行</p> <p>幼児虐待症候群</p>	<p>池田 由子 斉藤 学 稲村 博 深津 千賀子 佐藤 紀子 内藤 和美 坂井 聖二 木下 淳博 森田 ゆり ジョンソン・由美子</p> <p>本田 和子 芹沢 俊介 ブレット・カー</p> <p>C・H・ケンブ</p>
1995	小児内科27(11)	小児虐待	<p>小児虐待の定義と歴史 なぜ親がわが子を虐待するのか？ 児童文学にみる虐待の親子像 躰と小児虐待 アメリカにおける小児虐待の実態と対策 わが国における小児虐待に実際と対応 小児虐待のリスク因子：親側の要因 小児虐待のリスク因子：子ども側の要因 わが国の児童虐待に対する制度の現状と課題 年齢による虐待の特徴 小児虐待の診断のポイントとアプローチ 心理的虐待を疑うポイントとアプローチ 性的虐待を疑うポイントとアプローチ 小児虐待と突然死 養護施設と児童虐待 ネグレクトによる成長障害 Munchausen syndrome by proxy 棄児，親子心中 虐待を受けた子どもへの初期対応 当院における小児虐待への対応 栃木県における小児虐待への対応 小児虐待と児童相談所の役割 子どもの虐待電話相談の活動 小児虐待に対する法的な援助</p>	<p>池田 由子 長畑 正道 松井 一郎 他 広岡 知彦 奥山 眞紀子 小林 美智子 他 斉藤 学 谷村 雅子 他 柏女 靈峰 納谷 保子 他 大久保 修 他 郭 麗月 北山 秋雄 河野 朗久 他 長谷川 重夫 伊藤 義也 他 田平 公子 廿楽 昌子 西澤 哲 橋本 信男 他 下泉 秀夫 津崎 哲郎 平田 佳子 泉 薫</p>
1997	家族心理学年報15	児童虐待 家族臨床の現場から	<p><i>I 児童虐待と家族心理学</i> 家族心理学からみた児童虐待 児童虐待を受けた思春期女性 児童虐待と境界性人格障害</p> <p>育児不安と児童虐待 児童虐待とアダルト・チルドレン 児童虐待のケースワークとスーパービジョン</p> <p><i>II パートナーシップの心理学</i> 『パートナーシップの心理学』について ～異なるもの間の理解と協同 男性性と女性性の問題 夫婦間コミュニケーションへ関係構築と維持のために 夫と妻の拒性症 離婚に対する夫と妻の反応</p> <p><i>III 家族療法とその技法</i> 家族療法における「ゆるし」 文脈療法の理念と技法へナージ理論の真髄を探る</p>	<p>亀口 憲治 松本 良枝 石川 元, 松下 恵美子</p> <p>花沢 成一 田中 ひな子 デイビッド・ゴフ</p> <p>瓜生 武</p> <p>国谷 誠朗 佐藤 悦子 阿部 輝夫 山口 恵美子</p> <p>国谷 誠朗 平木 典子</p>

	臨床精神医学 26(1)	児童虐待	児童虐待の歴史と現況 被虐待児の精神医学 被虐待児の治療とケアー 児童虐待を(して)悩む親たち 被虐待児の既往を持つ成人症例をめぐって—性的虐待は身体的虐待や養育欠如より重篤か—	池田 由子 亀岡 智美 奥山 真紀子 石川 知子 堀 史朗 他
1998	保健婦雑誌54(8)	児童虐待—保健婦の役割	子供の虐待のスペクトルとメカニズム 虐待する加害者のさまざまなタイプと対応の基本 法的側面からみた保健婦への期待 母と子の育児グループによる虐待予防の試み 子供虐待支援ネットワークに保健婦活動の原点をみた ネットワークづくりと保健婦の役割 事例を通して保健婦の役割を考える 地域で築きあげた子育てネットワーク 保健婦さんに望むこと望むこと 手元におきたい参考書	坂井 聖二 徳永 雅子 磯谷 文明 中板 育美 渡邊 好恵 仕田中 アヤ子 椎名 良子 加藤 恵子 椎名 篤子 山田 和子
	児童青年精神医学 とその近接領域	児童福祉ワークショップ「児童虐待に関するセミナー」	基調報告 児童虐待増加と厚生省の取り組み 北九州市における児童虐待防止の取り組み 児童虐待に関するセミナー	山家 均 才村 純 安部 計彦 益本 佳枝
1999	子どもプラス(3)	やめよう、とめよう子どもの虐待	子ども虐待論 子どもの命が最優先されていない！ (いま何が問題か 小児科医坂井聖二氏に聞く) <i>対談</i> それは寂しさの病。私たちの病。 二十一世紀を子どものエンパワメントの時代に まほうの ほしの かけら	芹沢 俊介 広岡 智子, 久田 恵 森田 ゆり 泉 啓子
	現代のエスプリ No.383	ファミリーバイオレンス 家庭内の虐待と暴力	概説 ファミリー・バイオレンス <i>夫婦間暴力への理論的アプローチ</i> 夫婦間暴力への社会学的視点 家族心理学からみた夫婦間暴力 夫婦間暴力の深層心理 <i>ドメスティック・バイオレンス—夫の妻への暴力</i> ドメスティック・バイオレンスについての最近の状況 被害者への対応・社会的支援の現状と課題 シェルター・サポートの現場から 加害者対策の可能性 <i>子どもへの虐待</i> 子どもの虐待と心理学的観点 児童相談所における児童虐待への対応 幼児虐待の実態と支援ネットワーク 性的虐待の実態と被害者支援の現状 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち(CAPNA)の活動 <i>高齢者への虐待</i> 老人虐待の実情と支援の視点 高齢者虐待を防止するために 呆け老人を抱える家族への支援	岡堂 哲雄 関井 友子 岡堂 哲雄 滝口 俊子 服部 範子 原田 恵理子 近藤 恵子 豊田 正義 西澤 哲 甲能 迪 三橋 順子 須藤 八千代 石川 洋明 杉井 潤子 杉岡 直人 安田 美弥子

世界の児童と母性 47	子ども虐待と心のケア	<p>ひとこと</p> <p>子どもの虐待と心のケア</p> <p>被虐待児の行動の特徴と臨床的意味</p> <p>虐待を受けた子どもへの心理的ケア—トラウマへの包括的アプローチ</p> <p>土もない荒廃</p> <p>子ども虐待とソーシャルワーク</p> <p>心のケアの実際</p> <p>児童相談所の立場から</p> <p>虐待を受けた子どもへのケア—児童養護施設の取り組み</p> <p>里親から児童自立支援施設へ—もうひとつの捨て子体験</p> <p>発達障害と虐待—情緒障害児短期資料施設でのケア</p> <p>乳児期のかかわりで大切にしたいこと</p> <p>母子生活支援施設における子ども虐待</p> <p>B.S.Cを通しての心のケア—子ども家庭支援センターの活動</p> <p>被虐待ケースの里親委託</p> <p>子どもたちと暮らして思うこと—自立援助ホームの活動から</p> <p>外国の実情</p> <p>ケアの終焉?—英国におけるソーシャルワークの変化と子ども虐待防止</p> <p>アメリカにおける子どもたちへのケアとそのシステムの成り立ち</p> <p>トピックス・児童福祉施設における心のケア</p> <p>トピックス・乳児院における家庭支援専門相談員の配置について</p>	<p>柏女 霊峰</p> <p>村瀬 嘉代子</p> <p>奥山 眞紀子</p> <p>西澤 哲</p> <p>祖父江 文宏</p> <p>才村 純</p> <p>樋口 美佐子</p> <p>側垣 一也</p> <p>小林 英義</p> <p>門 眞一郎</p> <p>平田 ルリ子</p> <p>大澤 正男</p> <p>濱田 多衛子</p> <p>櫻井 奈津子</p> <p>三好 洋子</p> <p>田邊 泰美</p> <p>丸山 恭子</p> <p>森 望</p> <p>庄司 順一</p>
ネオネイタルケア 12(7)	NICU退院児と乳幼児虐待	<p>虐待ハイリスク児発見と予防のための院内・外システム</p> <p>揺さぶられっ子症候群</p> <p>乳児虐待発生予防のための入院中からの援助介入</p> <p>NICUからの乳児院入所</p> <p>新生児期からの援助のありかた —乳児期虐待の母子への援助—</p> <p>NICU退院後硬膜下血腫を起こした児への看護</p>	<p>小泉 武宣</p> <p>北野 昌平</p> <p>後藤 彰子</p> <p>藤江 のどか</p> <p>赤坂 敬子, 関 京子</p> <p>金井 のり子</p> <p>安藤 恭子, 中川 香織</p> <p>石崎 文</p>
望星30(9)	なぜ「我が子」を虐待するの!?	<p>子どもたちが「いまを生きられない」のが虐待だ</p> <p>日本の虐待への反応はまだ“夜明け前”</p> <p>虐待があぶり出す現代社会の家族病理</p> <p>グループ活動を通して回復への出口を</p> <p>育児は母親が一人で背負うものではない</p> <p>医療機関は「虐待の親子」をどう救うのか?</p>	<p>芹沢 俊介</p> <p>編集部</p> <p>保坂 渉</p> <p>野村 一枝</p> <p>武田 京子</p> <p>佐藤 千穂子</p>

自由と正義50(12)	<特集2>児童虐待救済の実情とこれからの課題	ネットワーク…しませんかー福岡県における虐待防止ネットワーク作り・私の活動報告 子ども虐待への児童相談所の対応についてー横浜市児童相談所の取り組みの現状から NPOとしてー子ども虐待防止ネットワーク・あいち(CAPNA)の活動から	稲村 鈴代 名倉 亘子 祖父江 文宏
児童心理53(6)	児童虐待ーこどもいじめの背景と対応	児童虐待とは何かーその要因と実態 子どもいじめの心理と歴史 虐待された子どもの心理と行動 わが子を虐待する親の心理ー虐待を生みやすい家族の背景 少子化の背後にー新たなる親と子の関係性 スティグマからの解放と関係の回復 教師・カウンセラーにできる虐待への対応と予防 虐待の発見と専門機関への通告のポイント 虐待を解決するための子どもへの指導 癒されない心の傷と暴力 [親から虐待を受けた子への援助] 虐待されている子に学校は何ができるか 指導事例 虐待の発見のきっかけと対応 [虐待をやめられない親への援助] 虐待をやめられない親の悩みー電話相談の窓口から どこまでが適度なしつけかー自己コントロールできる親 指導事例 体罰に走る前にどう対応するか [教師の体罰をなくすために] 教師の体罰問題の再検討 教育者の人権間隔を問いなおす 子どもの人権とエンパワメント ー国際社会における虐待防止のあゆみから21世紀を展望する 家庭裁判所における児童虐待事件の諸相 データから見る 子ども虐待・ネグレクトの実態	佐藤 紀子 小西 聖子 奥山 真紀子 中嶋 真知子 田中 千穂子 石川 憲彦 山縣 文治 生越 詔二 崎尾 英子 大木 みわ 金井雅子、山崎洋史、梶山有二、内野希代子、山口容子 子どもの虐待防止センター電話相談員 武田 京子 今井和子、小沢美代子、丸岡玲子 下村 哲夫 根本 秀夫 森田 ゆり 中谷 正昭 高橋 重宏

表 8 2000年の児童虐待に関する雑誌特集号

①特集に“虐待”と明示されているもの(「子どもの虐待とネグレクト」を除く)

	雑誌名・巻号	特集タイトル
1	福祉労働 89	障害者・子どもへの虐待を止められるか
2	母子保健情報 42	虐待をめぐって
3	月刊福祉 83(14)	虐待問題を考える
4	ジュリスト 1188	児童虐待の実態と法的対応
5	ペリネイタル・ケア 19(13)	虐待から子どもを守りたい！そして親も守りたい！
6	月刊学校教育相談 14(11)	子どもの虐待防止を考える
7	時の動き 44(8)	児童虐待を防ぐ
8	公衆衛生 64(5)	児童虐待の防止に向けて
9	家庭フォーラム 5	子どもの虐待
10	心と社会 31(1)	第37回 精神保健シンポジウム茨城 増加する子ども・成人・高齢者への虐待を考える
11	保健の科学 42(3)	虐待
12	児童養護 30(3)	第3回 児童養護セミナー 児童養護施設における被虐待児処遇の実際—ケース報告
13	現代刑事法 2(10)	児童虐待の実態と対策
14	厚生 55(9)	児童虐待の防止等に関する法律の概要
15	こども未来 347	ドイツ・ノルウェーの子育て環境とアメリカの児童虐待対策を探る—「児童環境づくり等総合調査研究海外調査」参加者座談会
16	警察学論集 53(7)	警察政策フォーラム・DV及び児童虐待と刑事司法

②“虐待”とは明示されていないものの、近接領域に関する特集

	雑誌名・巻号	特集タイトル
1	Psiko 1(2)	トラウマの研究
2	教育と医学 48(8)	子育てのメンタルヘルス
3	教育と医学 48(11)	家庭における暴力
4	みんなのねがい 396 (全国障害者問題研究会)	体罰してませんか

第3章 児童相談所の事例分析から捉えた1990年代の特徴

1. はじめに

1980年代は1979年の「国際児童年」を契機に、専門家のあいだで児童虐待が深刻かつ緊急の課題であるとの認識が広まった時期であった。児童相談の第一線行政機関である児童相談所でも児童虐待に対し関心が高まり、児童相談所が扱った事例を集めて毎年厚生省児童家庭局が監修し編纂してきた「児童相談事例集」の1981年から1990年までをみても、その掲載事例の半数近くが児童虐待と考えられるケースで占められていた。そして、前報告（保坂，2004）で述べたように、児童相談所ではそれまでの判定や心理治療といったクリニック機能から、措置機能や一時保護機能などが見直され、児童虐待などの養護ケースへの対応へとシフトあるいは回帰が起きてきた時代でもあった。

ところが、児童相談所の児童虐待に対する捉え方は、子どもを虐待する親が問題であり、児童虐待を生む家族が問題であるという認識の範囲を超えることはなかった。これは、児童虐待の問題も虐待する親や家族に対してカウンセリングなどの援助を行い、親や家族が変化すれば問題が解決するであろうという、児童問題の原因を家族化してしまうものである。このような見方は、非行や不登校などの児童の問題は児童個人の心の病理であるとみなし、それを治療すれば問題が解決するという児童問題の原因を個人化してきた視点と同様であった。このため、児童虐待への児童相談所の援助も狭い意味での家族療法が取り入れられるようになり、児童相談所でも盛んに行われるようになった。

しかし、このような児童問題の原因の個人化や家族化は、非行や障害などの児童虐待よりもより表面的に目につきやすく個人化されやすい問題や、経済的貧困や大家族といった家族化されやすい問題があると、児童虐待がそれらの裏に隠されてしまうという「マスキング現象」を引き起こしてしまうことも指摘された。

一方で、社会の側はすでに児童虐待は社会問題でもあるとの視点が示され始めており、そこに児童相談所の認識と社会の側の認識との間にズレが生じてきていた。このため、学校や地域から児童虐待事例として児童相談所に通告されたケースに対し、児童相談所が社会的ニーズに応えられずに、「弱腰の児童相談所」との評価を受けてしまうなどといった事例も報告されている。

つまり、児童問題などを極端に個人化したり家族化したりしてしまうと、その援助として相談対象者との信頼関係を大切にしていた、悪しきカウンセリングの「信頼関係妄想」に縛られてしまう。そのため、児童虐待といった関係者のニーズがそれぞれ異なるような危機介入ケースに対して身動きできなくなるジレンマに、児童相談所職員が気づき始めた時期でもあった。

それでは、児童相談所は児童虐待に対して、1990年代にはどのように対応していったのであろうか。今回も、前提した厚生省児童家庭局監修の「児童相談事例集」に収録された児童相談所が取り扱った事例を通して、1990年代の児童相談所の児童虐待への取り組みについてまとめ、考察を加えることにした。

ところで、資料として用いた「児童相談事例集」は、1998年の第30集までで発行が終了してしまう。そこで、その他の虐待事例を扱った文献を参照することも考えたが、1980年代との整合性をつけるこ

とと、全国の児童相談所の事例をこの事例集ほど網羅していた文献が見つからなかったことなどから、1990年代とはいっても、実際には1990年（第22集）から1998年（第30集）までの児童相談事例集を資料とした。

2．事例集および事例の分析

1) 1990年

前報告（保坂ら，2004）にも資料として用いた、第22集（1990年）の特集テーマは「心身障害児に対する援助」であった。このため、直接的に児童虐待を扱った事例はなかったが、掲載された22事例中5事例（22.7%）に児童虐待の記述がみられた。この5事例中児童相談所が明確に児童虐待と認知していたものは1事例だけで、他の4事例では児童虐待との認識がみられない。ここに、心身障害という目につきやすい他の児童問題がある場合に、その主訴の裏にある児童虐待が隠されてしまう「マスキング現象」が認められる。

1980年代を通して児童虐待についての社会的認識が急速に広まり、児童相談所も児童虐待への対応を強化していった時期である。しかし、児童虐待が明確な主訴ではない場合の児童相談所の対応としては児童虐待の視点が欠けてしまうことが、1990年においてもまだみられていたと言える。これは、相談の個人化あるいは家族化とも関係しており、特に心身障害のような問題や相談の原因を個人化や家族化しやすい事例においては、その傾向が顕著になりやすいと考えられる。

つまり、1990年の事例集からは、児童相談所がいまだ1980年代の児童虐待認識や対応の範囲から踏み出していない状況が理解される。

2) 1991年

第23集（1991年）の特集のテーマは「電話相談」であり、これは厚生省が1989年（平成元年）から企画した「家庭支援相談等事業」の一環として、「家庭支援電話相談事業（通称：子ども家庭110番）」の実施成果をまとめたものである。このため、事例集といっても電話相談件数などの統計的な資料が多く収録されており、個別の事例は15事例のみである。電話相談では匿名性が保障され、どこからでも気軽に、また誰でもが相談できるなど、それまでの児童相談所の面接相談とは異なるメリットがあり、それまで児童相談者が扱ってこなかった様々な相談が寄せられている。

たとえば、東京都児童相談センターの「母を支える電話相談～繰り返し50回に及んだ相談事例から～」では、「電話相談を担当してまず気づくことは、子どもに関する親の心配や悩みがいかに多様で広範囲であるかということである。面接相談にはみられないような種類の相談、あるいは面接相談は受けたくないという相談、さらに面接相談ではとりあってもらえなかったという相談もある。現在を生きる親子の直面する問題はこれまで考えていた児童相談の範囲をはるかに超えていることを知らされる。」とまとめている。

また、北海道の児童相談所全体の電話相談の統計的状況をまとめた「北海道児童相談所における電話相談の統計分析と考察」では、「電話相談は、これまでの児童相談所の心身障害・非行・養護を主

体とした相談を、一般の児童の健全育成に関する相談へ広げたのみならず、更に、今までにない新しい相談へ内容を大きく広げた。これも、児童相談所にとって重要なことと考えたい。」と考察している。

このため、第23集に掲載された事例も多岐にわたるため、15事例の中で児童虐待が直接扱われていた事例は5事例（33.3%）である。しかし、統計的資料を詳細に検討してみると、直接児童虐待の相談ではなくても「しつけ相談」の割合が高く、その裏に児童虐待が潜んでいたり、あるいは児童虐待に発展したりしそうな事例があることを指摘している論文も多い。

長野県中央児童相談所がまとめた、『『ふれあい110番』電話相談の考察 - 1年間の実施状況から - 』では、養護相談（1.7%）は少ないがしつけ相談（13.2%）が多いとしている。また、茨城県中央児童相談所の『『家庭支援相談等事業』の展開とその考察』でも、育成相談がもっとも多くその中でも、しつけ相談は154件（20.2%）と最多となっており、秋田県中央児童相談所の「電話相談サービスシステムについて」においても、養護相談の6件（1.7%）に対して、しつけ相談が33件（9.3%）と、電話による相談の中でしつけ相談の割合が高いことを指摘している。

そして、こうしたしつけ相談の裏に、母親などの養育者が育児に対しての不安や自信のなさを抱えていることに言及し、そこに児童虐待へと発展しかねない点を危惧している。

千葉県市川児童相談所の「電話相談事例を通して見た現代の育児不安」という論文では、育児不安をあおるマスコミ報道、母親の孤立化、良い母親であろうとする焦り、反抗期などの子ども側のハイリスクといった、児童虐待が起きやすいと今日いわれている状況を電話相談事例の中から抽出している。前提した東京都児童相談センターの「母を支える電話相談～繰り返し50回に及んだ相談事例から～」でも、まとめの中で「核家族化し、地域とのつながりは弱く、子育てや教育に関する情報はあふれかえり、競争は激化する、こういった状況の中で多くの、そして普通の親が様々な子どもの問題で悩んでいる。最初はさ細なことでも、それをきっかけに悪循環に陥り、場合によっては虐待などの重大な事態に発展する可能性を常にはらんでいる。」として、相談の裏にある児童虐待への兆候や発展性についても警告している。

さらに、この電話相談事業はそれまでの児童相談所の相談体制そのものを問うきっかけにもなっている。

たとえば、鳥取県倉吉児童相談所は統計分析の考察として、「電話相談は、『日常のちょっとした相談をしたい』『名前を伏せて相談したい』という人にとっては、まさに好都合な相談手段であり、電話帳を調べて管轄外からかける人もある。」と、それまでの地域担当制であった児童相談所の相談体制の壁を越える意味が電話相談にはあることを示唆している。

徳島県児童相談所の「家庭支援相談等事業の展望と考察」においては、児童相談所の相談援助活動のみならず福祉行政全般について、その「はじめに」の部分で「厚生省が今般提唱した家庭支援政策は、旧来の保護主義から脱皮して、福祉の考え方において大きな発想の転換を図ったものである。今までの福祉は、とかく、特定の貧困層の人々、あるいは特定の障害を持った人々の家庭を支援するといった考え方であった。ところが、今般の福祉政策では、すべての人々が福祉のサービスを受けるこ

とができ、かつ、人々が主体性をもって、自分がやれることについては、自分でやり、他者に対してもサービスの提供者にならねばならない、自分達の地域に起こった問題は、自分達で解決していく姿勢が必要だという考え方である。こうした新しい21世紀を視野に入れた福祉の転換に対して、我々現場の実務家は、今まで自分達が実践してきた実践活動を顧みて、反省的に検討して、この政策の具現化に努力していかねばならないと考える。」と述べ、福祉全体のあり方が転換期に来ていることにも言及している。

加えて、先に述べたような匿名性が保障され、どこからでも気軽に、また誰でもが相談できるなどの、それまでの児童相談所の面接相談とは異なる電話相談のメリットから、児童本人からの相談も寄せられる点も特徴である。香川県児童相談所は、このことを取り上げ「児童本人から寄せられる電話相談について」としてまとめている。しかし、その中で「両親との人間関係において非常に気になる点が訴えられる。それを聞く私たちはその子らの背景に対して直ちに働きかけ、調整に乗り出すことができれば、といらだちを感じることもしばしばである。」と記述し、電話相談の限界をも指摘している。

この本人からの相談と、電話相談だけでは限界が感じられることは、1990年代の児童虐待問題を考える上で重要な視点となる。つまり、当事者の声が上がりに始める時期であり、対応としても電話相談などの個人へのアプローチの限界に気づいていくことになるからである。

3) 1992年

第24集(1992年)は、「学習障害とその周辺」が特集テーマとして取り上げられている。この時期に学習障害がマスコミでも取り上げられるようになり、今日の軽度発達障害に対する特別支援教育へとつながるきっかけとなっている。このため、この特集では論文総数19本中に事例が22事例収録されているが、児童虐待と思われるものは5事例(22.7%)と少ない。しかし、それらの事例からは、学習障害などによる児童の育て難さが、児童虐待のハイリスクとなりやすいことが見て取れる。

秋田県中央児童相談所の「読字障害児に対する一指導事例」では、経済的にも恵まれ両親とも穏やかな家庭に生活してきていたが、小学校に入学後の学習不振をきっかけに母親を児童虐待と思われるような行動に走らせてしまう。たとえば、「母親も、居住地から車で2時間以上もかかる京都の病院まで、本児のことで何度も通うなど、養育に熱心なようである。しかし、この熱心さが反対に、T君に対しては怠け者で勉強しないから字も読めないし学力もつかないとの考えにつながっていた。そして、小学生のT君に夕食後5～6時間の勉強を強制したり、字を覚えさせようと徹夜させるなど、時には厳しすぎると思われるほどの仕方に関わってきたと言う。」といった対応となる。また、母親の不安が「母親もますます不安定になり、民間の整体療法士のところにT君を連れて行ったりしている。そこで『てんかんの薬が臓物に悪影響を与えているため』と言われたと、母親は勝手に服薬を中止してしまっていた。」などの不適切な行動を母親が取らせてしまうことが指摘されている。

また、仙台市児童相談所の「多動の特徴をもつLD児の発達経過とパーソナリティについて」の事例では、「養育環境についてみると、本児が幼児期に発達相談に来所して以来、継続的な相談や療

育活動に携わるのはもっぱら母親の役目であった。そのためか本児の発達の特徴の理解や問題行動の受け止め方については父母間にギャップが生じがちで、母親は早期から本児の障害について深刻に受け止めていたが、父親のほうは少し言葉の発達が遅れたききわけのない子どもという程度に本児を捉えていたようである。そのため小学校低学年からみられた乱暴などの問題行動についても母親は時に手を上げるなどの厳しい態度で臨むことが多かったが、父親は男の子なら誰にでもみられる一時的な問題ととらえてその都度口で諭すという対応をとっていた。父親は母親の厳しい対応に批判的で、本児の問題で学校に呼び出された際にも、悪いのはむしろしつけに厳しすぎる母親の方だと教師の前で非難したり、母親にしかられた本児を自室にかくまうことなどもあったようである。こうした父母間にみられる養育態度の不一致とそこに生じる葛藤や養育環境上のあつれきは、価値規範の定まらない不安定な状況として本児の適切な行動形成を図る上で問題が大きかったと考えられる。」との記載があり、障害に対する両親の認識や理解度の違いが児童虐待へのハイリスクとなりやすいことを示唆している。

これらの事例からは、この時期になっても児童虐待が学習障害にマスキングされやすいことも示している。しかし、興味深いのは京都府福知山児童相談所の「小学校4年生の時に再開された相談事例」で、考察の中に「子どもの症状をめぐって生じる関係の問題の方が、深刻な場合も多い。具体的な解決に導かなければならないのは、むしろ子どもをめぐる関係・システムの中で生じた様々な二次的な問題に対してではないか。これらが主訴の背景にある。」と指摘している点である。つまり、主訴の裏側にある児童虐待などの問題や、それを捉える視点としての関係性・システムへの言及がなされてきたのである。

4) 1993年

第25集(1993年)の特集は「不登校」である。収録された総事例は25事例であるが、児童虐待が考えられる事例はその中の6事例(24.0%)である。これまでは不登校というと、不登校児童の心の問題といった観点か、学校側の要因といった視点で捉えてしまう原因の個人化が中心であった。これに対して、不登校特集の24%が不登校の背景やその対応過程に児童虐待が考えられるとの記述は、非常に興味深いものである。

特に、埼玉県熊谷児童相談所の「家庭環境不遇による姉弟二人の不登校事例」は、相談初期から児童虐待による養護性が認められてはいたが、「児童相談所としてはこうした学校不適應のケースの取扱いとして、(1)改善に向けての援助を受入れる体制が家庭に整っている場合は原則的に在宅での援助を優先し、(2)放任や親自身が多くの問題を抱えているなど児童の心身の発達にとって好ましくない養育環境が基底にあり、その結果として種々の問題が引き起こされている場合には家庭から離すという処遇も検討していく方法を援助として考えてきた。そして(2)の場合、家庭環境に問題があるという点で広義の意味の養護問題としてとらえるようにもなっている。」と考察している。ここに、学校不適應や不登校というマスキングを、児童相談所が積極的にはずしていこうとする姿勢が見て取れる。

5) 1994年

第26集(1994年)は、「機関連携」が特集のテーマとして取り上げられている。この背景には1994年が、国際家族年であり「児童の権利に関する条約」に日本が批准したことがある。そのため、収録20事例中17事例(85.0%)が児童虐待に関連するものとなっている。

これらの事例を検討してみると、それまでの児童相談所だけでケースを抱え込んでしまう体制や、問題を個人化したり家族化したりしてカウンセリングや家族療法などで対応しようとする姿勢から、児童虐待などの児童問題を社会の問題として捉えて対応していこうという大きな変化が見て取れる。

東京都杉並児童相談所がまとめた、「崩壊の危機に瀕した家庭へ援助活動 - 幼児虐待に関係機関の連携で取り組む - 」では、序の中で「この事例では、近年社会的関心が高まっている幼児の虐待に対し、児童相談所がコーディネーターの役割を果たし、地域社会の関係機関と施設が連携して援助に当たっている。」と、児童相談所のコーディネート機能に言及している。

新潟県中央児童相談所の「相談援助活動におけるシステムアプローチの実際～連携からシステム化への方法論の確立に向けて～」では、「これらの連携は、とかく担当者が変わったり、時間が経過したり、援助活動の対象が変わったりすると、周囲のさ細な条件に左右されやすくなり、次第に弱体化してしまうという特性が見られている。今後、児童相談所が児童健全育成活動の専門的中核機関として、地域住民や関係機関の信頼を得るためには『連携からシステムへ』という視点が不可欠であると考え。」として、連携をいかに援助システムとして機能させていくかが大切であることが論じられている。そして、事例を通し「本事例のような養護相談については、児童相談所や施設だけが全面的に処遇を展開していくことには限界がある。」として、この事例では福祉事務所がキーステーションとなりコーディネート機能を果たしたことを述べて、事例によってコーディネーターの役割を果たす機関は柔軟に変わることの必要性を指摘している。さらに、このような視点から「複雑な多問題ケース、緊急対応を要するケース、長期的な支援を要するケース、特に機関連携を要するケースであることを踏まえ、ケースの問題状況の特殊性や地域関係機関の状況に応じた連携の方法について類型化することを試みたものである。」という、問題の個人化のための見立てや判定ではない、新たなケースの見立てを提案している。

このような対応は、大阪市中央児童相談所の「養育環境の不安定な乳児ケース - その在宅支援と乳児院入所 - 」において、こうした連携とコーディネーターの援助システム化による援助を「本事例では、ごくありふれたケースではあるが…」と記述しているように、いくつかの児童相談所ではすでに行われていたことも伺われる。このため、すでに連携を行ってきた児童相談所と新たに始めた児童相談所との間に、連携に対する考え方の違いが明らかにされてきている。

たとえば、宮城県中央児童相談所の「精神病の養母をもつ養護女児の事例」では、連携の困難さとして、「どの機関がリーダーシップをとり、どう指導体制を作っていくべきだったのかあいまいである。また、こうした家族に対しどう介入すべきかのコンセンサスが不十分であった等多くの点で反省させられる。」との記述がある。また前提の東京都杉並児童相談所がまとめた、「崩壊の危機に瀕した家庭へ援助活動 - 幼児虐待に関係機関の連携で取り組む - 」でも、「連携のネットが広がれば広がる

程難しい問題が生じてくる。その一つが『情報の拡散』であり『秘密保持』がどのようになされるかということである。その意味で連携の相手を選ばなければならない。援助技術とその援助者の倫理性が同時に問われなければならないのである。地域に根ざした援助が強調されるあまり、これらの原則を軽視しては真の援助にはなり得ないことを痛感する。この故に『援助の専門性』が大きな課題であることを指摘しておきたい。」として、連携と守秘義務という臨床援助活動の矛盾点を指摘するにとどまっている。

これに対して、前提の大阪市中央児童相談所の事例では、「機関連携が効果的、かつ柔軟に行われるためにも、常時稼働準備体制のあるネットワーク・システムの構築が必要であると思われる。」と、一歩踏み込んだシステム構築に言及している。高知県中央児童相談所の「幼児虐待への初期介入について～有機的連携への問い～」においても、「家庭全体が援助対象となる時、どうしても専門領域によって分化されている我々の社会では、その専門領域ごとに異なる立場で各関係者が家族に関わらなければならない。そして専門領域ごとに家庭を分断して見てゆけば、最後にその寄せ集められた援助とは、現実の家庭にとって脅威となるものかもしれない。機関連携とは、単に関係機関が集まって事をなせばよいというようなものではない。」として、「ケア・コーディネーションの役割をとる場合の我々の態度決定に関連してくる。また、フォーマルな機関ばかりの連携ではなく、その家庭で現在必要とされているものに応えうる機関や個人が柔軟に対応していける援助ネットワークこそ大切であるように思われる。」と、公的な児童相談所にあってより効果的な援助を行うためには民間との連携の必要性にまで視野を広げて考えている。さらに、「ケア・コーディネーションをリードしていく機関は、その援助過程においてはフォーマルでマニュアル的な対応に従事すべきではなく、ケースの援助過程に応じ柔軟でダイナミックな視点からの対応（E.Morinはそれをストラテジーと呼ぶ）が要求されること。」と要約して、連携のマニュアル化に警鐘をならしている。

このように、全体的にみると関西圏の児童相談所の方が他機関との連携をすでに行っていており、実際のケースに対していかにその連携システムを効率的援助的に動かしていくかという点が今後の問題とされてきている。一方で、関東以北の児童相談所では今後どのように他機関と連携していくのか、その場合の問題点は何かといった指摘が多い傾向にあるといえる。

さて、もう一点非常に興味深いことは、前提の東京都杉並児童相談所の「崩壊の危機に瀕した家庭へ援助活動 - 幼児虐待に関係機関の連携で取り組む - 」の中に、「私たちは、市民の行政ニーズ（この場合幼児虐待の防止と家庭の再構築のための援助）を担う第一線の専門職としての自覚に立ち、Y家の苦しみに共感し、各々の所属の勤務条件を乗り越えて連携してきた。法的権限を持つ児童相談所は、このことを強く自覚しなければならないと思っている。」（下線は筆者による）とあり、児童相談のニーズがクライアントなどの相談当事者だけが持ち込むものではないことに触れている点であろう。ここにも、事例の個人化や家族化を超えようとする、児童相談所の動きが感じられる。

6) 1995年

第27集（1995年）は、第26集に引き続き「機関連携」が特集のテーマとして取り上げられている。

この第27集には、掲載15論文に16事例が示されており、そのうちの15事例（93.8%）が児童虐待事例である。そして、その援助として積極的に家庭裁判所や警察と連携をとって対応した事例が示されている。

たとえば、横浜市中心児童相談所の「子の引き渡しおよび保全処分・子の監護者の指定の申し立て認められ実母に引き取られた被虐待児の事例 - 家庭裁判所との連携による援助経過 - 」では、「前住地で本児たちが施設入所となった前後に、再三関わっていた警察署は、父について『幼児を監護する意思および能力は全くなく、幼児も父のことを話すときは“父ちゃん怖い”とおびえており、このまま保護者に監護させることは幼児の健全な育成は期待できない』との処遇意見を出し、当該児童相談所に通告している。」のであるが、その当該児童相談所は適切な保護を行ってこなかった。これに対して横浜市中心児童相談所は、「この時点で関係機関が連携をとり、危機状況に介入して安全を保障する配慮や援助の協働体制がとれなかったことは残念であった。」と述べ、家庭裁判所との連携を行う。そして、「本ケースの場合、家庭裁判所が積極的に関与し、子どもの福祉、教育を守る視点に立って調整、問題意識を持たない父に、調査官が審判による強権的解決ができることを説明。司法の権威を背景に成功に至ったケースと考えられる。」と考察し、「今後の課題として、虐待ケースについては、司法との連携は不可欠であり、法の不備と共に問題を提起しておきたい。」「複雑で、かつ、深い社会病理である虐待問題の処遇に当たっては、社会資源を柔軟に活用できるシステム化と援助ネットワーク体制の確立が望まれる。」とまとめている。

また、大阪市中心児童相談所の「家庭裁判所・弁護士との連携による介入 - 被虐待児の処遇事例 - 」では、「近年、児童相談所に持ち込まれる児童虐待の相談が増加しているのは周知の通りであるが、その対応については以前と比べるとずい分変わってきているという実感を持つ。少し前までは親権は絶対的なもののように考えられ、ひどい虐待であることが分かっているにもかかわらず、親が同意しなければ施設で保護することもできず、（ごく一部、家庭裁判所へ申し立てるケースもあったが）ケースワークによる関わりに終始していた。

しかし、ここ4～5年、子どもの権利についての認識が深まる中、本市の児童相談所では子どもに不利益をもたらす親権について制限的に考えてよいのではないかと、そのために、もっと家庭裁判所や弁護士の活用を考えて良いのではないかとという考え方でケースへの対応を行っている。

その結果、一般的には、虐待相談を受けると、まずケースワーカーが中心となり、虐待をしている親への関わりを始め、それがどうしてもうまくいかず虐待の改善につながらない場合には、家庭裁判所に親権喪失や児童福祉法第28条の申し立て等をして、親と児童相談所との間に入って調整してもらうという方法を取ることが多い。

また、申し立て後、家庭裁判所が主導的にケースの前面に立ち、親や親族関係を調整し、児童相談所が裏方となって関わりを持つことで問題の解決を図ったというケースもあり...」と述べ、家庭裁判所などとの積極的連携の必要性を指摘している。さらに、ここでは「父は児童相談所とは、子どもを施設に入所させる機関というイメージを強く持っていたため、祖母や叔母は、当所が直接的に関わることを拒否した。そのため、当所が前面に出ないよう配慮し、弁護士や家庭裁判所が前面に出て対応

した。その結果、父の攻撃が家庭裁判所や弁護士に向き、反対に親族関係の調整がうまくいったケースである。」としている。

このように、児童相談所が警察や家庭裁判所といったどちらかという強権的と思われやすい機関とも、事例によっては十分に連携していくことの必要性が再認識されている。また、強制力を児童相談所が用いることが臨床援助的ではないとの考え方は、一方的であることも理解されていくようになる。

また逆に、警察や司法も児童相談所との連携をとり福祉的な視点を取り入れることで、より援助的な関わりができるという相互効果が示されている。その一例として、新潟県中央児童相談所の「教護院における処遇困難児童に対する家庭裁判所との連携事例」では、家庭裁判所調査官が「司法福祉専門職」と位置づけられ、福祉と司法の橋渡しを始めていることが紹介されている。

そして、厚生省児童家庭局のあとがきには、「これらの事例は、統計上の相談種別としては主として養護相談、非行相談に分類できるが、いずれも極めて処遇困難な事例であることは、本事例集を一読いただければ明らかである。今回は15の事例を収録しており、それらすべてが夫婦不和、離婚等による家庭崩壊や親の養育機能の未熟さから子どもが放任、虐待されている事例、劣悪な養育環境を背景として児童が非行に走る事例であり、多くの問題を抱え養育基盤の脆弱な状況のなかで児童の福祉が阻害されている実態を伺うことができる。通常、児童相談所はクライアントに対する受容的な関わりを重視して指導を進めているが、親権を濫用する親あるいは非行を繰り返す児童に対しては、掲載された事例から強制的な指導や司法権限を介在させて児童の福祉を確保することが有効であることが、ご理解いただけるものと言えよう。」としており、厚生省自体がマスキングへの注意と、信頼関係神話（秋山，2005）に囚われた臨床援助活動の限界について言及したものと言える。

7) 1996年

第28集（1996年）は、「心のケア」をテーマとして特集されている。これは、阪神・淡路大震災の被災者支援とオウム真理教信者の子どもたちに対する援助に、児童相談所も深く関与したことによる。震災後の大量の一時的養護ケースや、震災による児童の心のケアも重要な児童相談所の業務となった。そして、被災したり特殊な環境で生活したりしてきた子どもたちの心のケアが、緊急の課題とされた。

さて、第28集には10事例が掲載されており、そのうち5事例（50.0%）が児童虐待事例である。そして、オウム真理教による特殊な環境での児童の生活は、すべて児童虐待と捉えている（注1）。

ところで、このような社会を揺るがす事件や災害後の援助には、児童相談所の機能だけでは十分に対応しきれず、ここでも関係機関との連携をさらに深めるきっかけにもなったとも考えられる。しかし、特集の主旨から心理的なケアの流れをテーマとした事例が大半となっている。

その中で、オウム真理教とは関連しない児童虐待を扱った事例として、愛知県一宮児童相談所の「被虐待児の処遇をめぐる一考察」では、「養育相談の多くは虐待をともなっている場合が多いが、この事例も家庭基盤が軟弱で家族の絆が成熟しておらず、精神的に不安定で家事、育児能力に乏しい

注1 本報告第1章注10参照。

母親と、母親の財産を目当てに働かず怠惰な生活をおくる父親のもとで、頻繁に施設の入退所を繰り返し、不適応行動を起こす児童に親が対応できずに、しつめに名をかりて虐待が繰り返し行われてきた。」と記載し、養護相談の裏には児童虐待が有り得るという視点が強く表明されている。つまり、この時期になると児童虐待に関しては、児童相談所も他の問題によるマスキングに十分な配慮をするようになってきたことが理解される。

8) 1997年

第29集(1997年)の特集テーマは、「接近困難事例へのアプローチ」である。21事例が収録されており、そのうち児童虐待事例は19事例(90.5%)と非常に高い割合である。

厚生省児童家庭局の「はじめに」には、「社会経済状況が大きく変化し、児童虐待の増加や少年事件の凶悪化等、児童や家庭の問題が深刻化しています。これに伴い、児童相談所が扱う事例も年々複雑・困難化しています。特に、最近では第三者からの通告に基づき、児童相談所が介入していかなければならない事例が増えています。これらの事例は、当事者の自発的な意志に基づく相談とは異なり、児童相談所の介入を拒否するケースが多く、児童相談所としては知恵をしばりながら粘り強く援助を展開しています。」と述べている。

ここにも、児童相談所に持ち込まれるケースの多様化と複雑さが見て取れる。さらに、いわゆる一般的な福祉援助である、悩んでいたたり困っていたりする人が自発的に解決を求めて来談するという相談の構造から、本人や家族は関わらないで欲しい、あるいは積極的に援助を拒否しながら、その周囲が困ったり悩んだりして援助を児童相談所に求めてくる事例が増加していることがわかる。たしかに、これまでも非行や不登校ケースの中には援助を拒否するものもあったが、特に児童虐待ケースのような場合はその抵抗は非常に強いものとなる。

たとえば、大阪府岸和田子ども家庭センターが警察からの要保護児童通告(身柄付き)で関わった「攻撃的感情をあらわにする親への接近について」の事例では、児童相談所の児童福祉法第28条の申立てに対し、保護者側が弁護士を立てて異議申し立てを行ってきている。そこで、児童相談所も「親が弁護士に相談したことで、訴訟ということも考えられるため、法的な対応を念頭におき、当方も弁護士に相談することになる。」と、弁護士との連携を行っている。そして、要約では事例によっては「法的な準備が必要であると強く感じるのである。」としており、ともすると、臨床的な視点が重視されケースワークによる話し合いで解決しようとしてきた、これまでの児童相談所の対応とは大きく異なっていることがわかる。

また、広島市児童相談所の「児童虐待事例への多面的アプローチ」事例では、「本事例の場合、いろいろ関係機関への協議をしたけれども、最終的には従来の方法であるケースワーカーの説得(押し引き)の駆け引きをしながら)で施設入所に至ることができた。(中略)最終的には実母と対立することなく施設入所へと処遇することが出来た。しかし、もし実母が施設入所に同意しなかったならば、児童福祉法第28条による家庭裁判所への審判申立をしていたであろう。保護者(親権者)との関係を考えると、同意により施設入所させる方法がベストであるということはいうまでもない。本

事例の場合も、保護者（親権者）との対立が最終的に避けられたため、本児の施設入所後も実母の面会が続くこととなり、また、引取りに対しても、実母・児童相談所・施設の三者で協議しながら進めていくことができた。とはいえ、2回目の入院を予防できなかったことは、本児に対して申し訳ないことと、今も深く心が痛むところである。また、継父に接触できなかったことは心残りである。昨今の虐待件数の増加、また死に至ったケースもあるという現状から、虐待ケースには素早い対応が求められている。そのためには、今後は関係機関が一堂に集まり、虐待ケースについての救済方法を各々の立場で考えていけるような体制を整える必要がある。また、今までは『親権』という大きな壁に阻まれて躊躇していたが、生命に関わる困難ケースについては、強硬手段（家庭裁判所の審判による施設入所や親権喪失宣告）に訴えることも必要となるだろう。全国的にも審判による施設入所や親権喪失の事例も増えてきている。本事例を通じて、警察・家庭裁判所・弁護士が存在が身近になったことはいうまでもなく、また、当所における虐待に対する認識も非常に高まったように思われる。」と考察している。そして、「ここでは、施設入所に立ちはだかる『親権』という『壁』に対抗するためには、家庭裁判所や弁護士等の活用が必要である。」とも述べている。

他にも、大阪府中央児童相談所の「初期介入をはかった児童虐待事例について」では、はじめにとして、「児童相談所の援助課程はケースワークを基本とし、友好的関係に基づく対象者の意向を尊重したサービスが原則とされるが、児童虐待においては、第三者の通報で関わりを開始することが多く、虐待の加害者本人の援助へのニーズは乏しい場合がほとんどである。そのため、介入の方法を工夫する必要があり、警察や裁判所などの関係機関と連携した強力な危機介入が必要な場合もある。」と、危機介入という視点で児童虐待を取り上げ、危機に対する介入としての連携の必要性を論じている。

このように、ケースワークによる対応を基本としながらもそれに囚われることなく、事例によっては関係機関と連携をとりながら、それぞれの機関の専門性を最大限に活かして援助にあたる必要との認識がみられる。

そして、兵庫県姫路児童相談所が「虐待が作り出した接近困難状況へのアプローチについて」の中で「児童相談所は、まず、地域の情報・不満を整理し、また、地域と学校との関係を調整することによって地域の家庭への理解が深められるように努めた。」「関係機関との共通理解とそのコーディネート、そしてクライアントを理解し、そのニーズを引き出しながら真の援助者として関係を作っていく基本的な姿勢を改めて実感した。」とまとめているように、関係機関間の調整といった児童相談所のコーディネート機能が、今後ますます重要になることを他の掲載事例でも示されている。

さらに、ここでは児童虐待を今日的な広い意味で捉えた事例も見られるようになる。宮崎県延岡児童相談所の「接近困難事例へのアプローチ - 虐待介入の試み - 」では、「身体的、性的虐待しか判断しきれず、ネグレクトや心理的虐待については介入することがためらわれていた。」「特にネグレクトについては、児相職員間、関係機関間で何を以ってネグレクトと判断するかという共通認識が持てていなかったために、対応が遅れることがあり、養護相談かしつけ相談の中で虐待の確証を得られず埋没してしまうケースがあったようである。」と、それまでの対応を反省している。そして、児童虐待をチャイルド・マルトリートメント（子どもへの不適切な関わり）としてみて、ネグレクトへの対応

事例を示している。これは、専門家であってもネグレクトを児童虐待として見極めることが難しい時代であったことを示している事例であろう。

9) 1998年

第30集(1998年)の特集テーマは、「施設入所措置後の援助活動」である。12の事例が収録されており、そのうち児童虐待事例は9事例(75.0%)である。本特集は、厚生省児童家庭局の「はじめに」において、「児童相談所においては、施設入所措置後も引き続き施設と連携しながら、虐待を受けて施設に入所している児童の心の傷を癒すための心理的援助並びに早期家庭復帰に向けた家庭環境調整など、児童の自立支援を図っていく努力が一層必要になってきております。」と記しているように、児童虐待で児童養護施設入所に至った児童への援助と、家庭復帰に向けての取り組みをテーマとしたものである。

緊急性の高い児童虐待ケースでは、児童の生命の安全を最優先とし児童相談所への一時保護し、家庭復帰が難しい場合には児童養護施設や里親といった措置が取られることになる。現在の日本では、里親への措置は非常に少なく大半が児童養護施設に措置されることになる。日々、様々なケース対応に追われている児童相談所にとっては、児童養護施設という専門機関に子どもをお願いしたことで、そのケースはとりあえず一段落したと考えたくなる。しかし、施設に措置された子どもたちは虐待をする親から離れたことで、安心するわけではない。知らない場所での新たな生活への不安や、施設での集団生活への不適応、どんなに虐待をする親でもそこから半ば強引に離されたことでの動揺など、様々な心理的問題を抱えることになる。

秋田県中央児童相談所の「施設処遇3ヶ月の援助とその後」の事例では、父親からの性的・身体的虐待から保護され施設入所に至った女兒から、「相談所は、お父さんから私を守ってくれるって言ったのに、もっとひどい所にやった」と言われ、「私たちスタッフは大きなショックを受けた。」と書いている。そして、「性的虐待は分離が前提、という認識でかなり強く施設入所を進めたが、施設への不適応からわずか3ヶ月で退所し、児童福祉司指導の措置をとり、中学校卒業まで見守った事例である。」として、マニュアル的対応の問題と、施設措置後の援助の重要性を指摘している。

また、新潟県上越児童相談所の「精神障害の両親を持つ児童の事例を通して～施設入所措置後の援助活動を含めて～」では、「児相におけるケース処遇の常態として、この事例のように、保護者の精神疾患に起因する家庭養育機能上の問題を持つケースを取り扱う場合に、制度や法律の体系などの束縛から、家族を一体的な相互作用のグループとして捉えることなく、保護者の精神疾患のみに着目した対応に終始し、児童に関しては、養護施設に入所させるだけの処遇をしてしまう傾向はないだろうか。」と、やはり児童相談所の対応のマニュアル化に警鐘を鳴らしている。

また、兵庫県豊岡児童相談所の「継父子関係による虐待ケースへの援助事例～家庭復帰に向けて～」の事例でも、「児童虐待への対応に際し、受付直後、児童の身の安全を確保するため半強制的に親子を分離し、一時保護及び施設入所措置を図ることがある。この場合、そのほとんどが、後の家庭復帰が困難となることを多く経験する。」としている。そして、「日常的な施設とのきめ細かい連携の必要

性：施設入所措置をとったケースの場合、措置後、施設と日常的に連携して指導を展開することは正直いって少ない、どちらかといえば、施設任せになりがちである。しかし、児童虐待のケースに限らず、施設入所が長期化しつつある現状から考えても、措置後の指導は重要な課題である。」と、措置後の援助の必要性を示している。

このように、これまでは児童虐待の発見から保護や措置までの児童相談所の役割や機能について多く検討されてきたものが、この時期から保護や措置後のケアや家庭復帰などにも児童相談所が関心を払うようになったと考えられる。

3.まとめ

(1) 児童相談の広がりや課題

第23集(1991年)の電話相談の特集にみられたように、児童相談所で扱うケースの幅が広がってきている。これまでは、電話で受け付けた相談であっても、その多くは相談者に直接会って援助を開始することが、児童相談所の援助活動の中心であった。しかし、「家庭支援電話相談等事業」によって、面接によらない相談が増えることになる。このため、それまでは児童相談所に相談に来なかったような相談にも児童相談所が対応していくことになった。

特に「しつけ相談」といった、日常的な保護者の育児の悩みなどの相談が増えることになった。そして、そうした相談の中には児童虐待へと発展していきそうなケースもみられ、児童相談所に早期発見、早期予防機能が付加されることになったと考えられる。

また、この電話相談では虐待されている児童本人からの相談もあり、これまでの相談ではみられなかった当事者からの声が聞かれるようにもなっている。この、当事者の声が上がり始めるのも、電話相談に限らず1990年代の特徴であろう(注2)。

ところで、それまでの面接を中心に援助を行ってきた児童相談所職員にとっては、電話相談という関わりに疑問も感じていく。特に児童虐待といった相談では電話でのカウンセリング的対応だけでは歯痒さが残り、直接的な援助につなげたいとの思いを持つようになったという事例も報告されている。

これは、児童虐待に対してはカウンセリングといった対応だけではなく、児童の安全確保のために介入的な対応も必要であることが、徐々に児童相談所の職員の中にも浸透してきた現われでもある。つまり、児童問題を個人の問題としてだけ捉えないという視点である。個人の問題とだけ捉えてしまうと、たとえば育児ノイローゼになっている母親がいたとしたら、その母親が電話相談やカウンセリングで元気になれば、問題も解決するという考え方になってしまう。しかし、実際の児童虐待などの児童問題では、簡単に個人化して対応できない事例の方が多い。

したがって、電話相談で対応可能な事例と直接介入が必要な事例とがあることを認識していかなければならず、この時期の児童相談所では徐々にそのことが理解され始めたと考えられる。

また、阪神・淡路大震災とオウム真理教事件もまた、児童相談所の相談活動の範囲を広げる契機となっている。特にオウム真理教の事件では、警察、家庭裁判所、弁護士などとの連携が必要不可欠で

注2 本報告第2章を参照。

あった。このことが、児童虐待に対する児童相談所の援助にも少なからず影響を与えていると思われる。それまで児童虐待に対して臨床的なケースワークを中心に行ってきた児童相談所も、積極的に警察や司法との連携をとるようになっていく。

(2) 児童相談所のコーディネート機能

そして、ここに他機関との連携のあり方が問われることになり、児童相談所のコーディネート機能が求められていく時期でもある。ところが、すでに他機関と連携しこのコーディネート機能を発揮していた児童相談所と、これからそれらを行っていかうとする児童相談所との間の格差が認められるようになったのも、この時期の特徴であろう。全体的にみると、関西圏の児童相談所ではすでにこの連携とコーディネートが行われてきており、そこでは民間との連携もなされていた。一方で関東以北の児童相談所では、守秘義務の問題や連携におけるマニュアルの無さなどから、いまだ模索状態にあったといえる。

ここに、児童虐待への援助として関西圏の児童相談所が民間との連携をいち早く行っていたのに対し、関東圏の児童相談所がなかなか民間との連携を行えないできた背景的要因があるように思われる。

たしかに、人を相手とする福祉の現場では矛盾することが多い。守秘義務と連携による情報交換もその一つであろう。そして、そこにはマニュアル化できない問題もたくさん生じてくる。そのため、連携には優れて専門的なコーディネーターが必要になり、児童問題では児童相談所にそのコーディネーターが求められているのである。もちろん、いくつかの事例で指摘されていたように、常に児童相談所がコーディネーターを行う必要はない。ケースの流れに応じて、その時々で最も適切な機関がコーディネートすればよいが、やはり児童相談においての第1のコーディネーターは児童相談所であろう。したがって、いかにコーディネート機能を充実させていくかが、今後の児童相談所の課題として明らかになった時期とも言えよう。

(3) 児童虐待事例への積極的介入

1990年代の児童相談所の児童虐待に対する大きな変化は、他機関との連携を背景にしたケースへの強制的な介入が行われるようになった点でもある。先にも述べたように、それまでは臨床的なケースワークのみを武器として、児童虐待事例に関わってきた児童相談所が、保護者と対峙してまで子どもの生命と権利を守ろうとする姿勢である。

これまでの臨床心理学や福祉の考え方には、相談対象者との信頼関係を非常に重視する考え方があった。たしかに、信頼関係ができていない場合よりも援助しやすいということは言えるが、実際の現場では信頼関係が形成できない場合の方が多い。特に児童虐待への援助の場合、虐待している保護者との間に信頼関係を形成することは非常に難しい。

また、その保護者と信頼関係を結ぼうと時間をかけて関わっているうちに、児童の生命に危機が及ぶこともある。さらに、保護者との信頼関係にばかり目を向けていると、周囲の関係者との信頼関係が崩れることもある。つまり、臨床現場はニーズとニーズのぶつかり合いであることを、児童相談所

などの臨床現場に関わるものは知らなければならない。

ところが、それまでの「お願いします」とクライアントの方から頭を下げてもらって臨床しか知らない、つい信頼関係妄想に囚われてしまいがちになる。「お願いします」臨床の場合は、すでにお願ひされた段階でこちらに対するある程度の信頼をクライアントが持っているのである。しかし、児童虐待などのケースでは「お願ひされたくない」という場面で援助を開始することになる。そこでは、当然信頼関係を作るようにも努力はするが、それに囚われては動けなくなる。

事例の中には、あえて信頼関係を作らず反対に悪役をとることで、他機関と親との関係を良くして結果的には援助的になったものも示されている。このように、信頼関係妄想の呪縛から自由になることで、1990年代は児童相談所の援助の幅が少し広がった時期でもあったと考えられる。

そして、ここにも他の専門機関などとの連携の必要性が指摘されている。つまり、児童相談所が強制力を使う対応をした場合に、その相手の逃げ場をふさがないためにも、役割分担や協働可能な機関との連携は重要となるのである。

加えて、1980年代にみられた他の目立つ児童問題に児童虐待が隠されてしまうマスキング現象に対しても、児童相談所がすべての児童問題には児童虐待が隠されているとの視点を持つようになっていく。また、虐待より広くマルトリートメント（不適切な関わり）との観点を児童虐待に取り入れて対応した事例の報告もなされ、身体的虐待だけではなく、ネグレクトや心理的虐待への目配りも児童相談所が行うようになっていくのも、1990年代の特徴である。一方で、ネグレクトや心理的虐待が視野に入ってきたからこそ、専門家ですら虐待との線引きが非常に難しくなり、児童虐待への対応がより困難になってきた時代であると総括されよう。

<参考・引用文献>

秋山 邦久（2005） 転換期の児童福祉臨床 こころの科学 119号 日本評論社

保坂 亨，増沢 高，秋山 邦久，大川 浩明，佐々木 宏二，渡邊 智子，石倉 陽子（2004）戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析（虐待の援助法に関する文献研究第2報：1980年代）子どもの虹情報研修センター研究報告書

北海道児童相談所機能強化検討委員会（1990）北海道における児童相談所の機能強化に関する報告書

厚生省児童家庭局監修 児童相談事例集（第23集から第30集）日本児童福祉協会

（秋山 邦久）

表9 児童相談事例集 年度別の虐待事例掲載状況（1990年代）

年度	西暦	集番	特集	論文総数	事例総数	虐待事例数	虐待率(%)
平成2年度	1990	22集	心身障害児に対する援助	24	22	5	22.7
平成3年度	1991	23集	電話相談	20	15	5	33.3
平成4年度	1992	24集	学習障害とその周辺	19	22	5	22.7
平成5年度	1993	25集	不登校	25	25	6	24.0
平成6年度	1994	26集	機関連携	22	20	17	85.0
平成7年度	1995	27集	機関連携	15	16	15	93.8
平成8年度	1996	28集	心のケア	11	10	5	50.0
平成9年度	1997	29集	接近困難事例へのアプローチ	20	21	19	90.5
平成10年度	1998	30集	施設入所措置後の援助活動	12	12	9	75.0
合計				144	141	81	57.4

* 詳細が記されたもののみを事例としてカウント

表10 児童相談事例集の事例タイトルと児童虐待に関する記述：平成2年度（1990年度）～平成10年度（1998年度）まで

第22集 平成2年 1990	目次（事例タイトル）	虐待分類/内容	虐待 認識	職名	都道府県	備考	
特集 心身障害児に対する援助 I 療育システム事例 1. 東大阪市の早期療育システムの構築と大阪府東大阪児童相談所の役割 2. 心身障害児に対する援助 ～援助システムを中心に～ 3. 都府における乳幼児の療育援助活動について ～保健所との連携～ 4. 地域における心身障害児療育体制と児童相談所の支援システム 5. 地域における障害幼児の援助システムについて 6. 在宅重症心身障害児(者)とその家族への援助 ～地域援助システムの構築づくりのための母子グループ指導の試み～ 7. 障害幼児をめぐる母親指導とネットワークづくり ～わんぱく学級(障害幼児療育相談事業)～ II 集団指導事例 8. 関係機関との連携による障害幼児の援助事例 ～発達遅滞を呈する幼児とその母親に対する集団指導～ 9. 発達障害幼児のグループ指導 ～母子関係促進へのアプローチ～ 10. 心身障害児集団指導訓練について 11. 母子グループ通所を中心とした発達援助 ～昭和63年度水曜グループを中心に～ 12. 障害幼児の集団指導 ～母子へのアプローチ～ III 個別指導事例 13. 発達に遅れのある子を抱え苦悩する母親への援助事例 14. 通所指導により親の障害受容をばかったケース 15. 施設機能の活用による在宅精神薄弱児と家族へのアプローチ 16. 通園施設のない地域で心身障害児をどのように支えるか 17. 行動障害を伴う精神発達遅滞児への指導・援助 ～コミュニケーション態度の改善～ 18. 中等度難聴児K君への援助 ～相談者との出会いと信頼、そして中央児童相談所との連携～ 19. 里親など社会資源を活用した障害児と家族への援助 20. 家庭指導と関係機関へのコンサルティング							
				同	大阪・東大阪		
				心	栃木・中央		
				主任	新潟・中越		
				心	福井・敦賀		
				心	徳島		
				無	PHN・心	三重・中央	
			事例M 家族のネグレクト	心	心	福岡市	
				司	奈良・中央		
				心	千葉・中央		
				心	秋田・中央		
				心	札幌市		
				司	岡山・津山		
				相談員	北海道・北見		
				無	心	埼玉・川越	
			実母のネグレクトと身体的虐待 相父母からの心理的虐待傾向		司	神奈川県・横須賀	
					心	静岡・西部	
			心	兵庫・姫路			
			心	群馬・太田			
			同・心	愛知・半田			
			無	心・心	長野・諏訪		
		両親のネグレクト				養護問題との認識	

第23集 平成3年 1991	目次(事例タイトル)	虐待分類/内容	虐待認識	職名	都道府県	備考
特集 電話相談 I 電話相談事例	1. 電話相談における継続通話事例				愛知・中央	
	2. 不登校の継続電話相談事例				埼玉・中央	
	3. 母を支える電話相談 一繰り返し50回に及んだ相談事例から一	母親の育児不安、心理的虐待、ネグレクト			東京	
	4. 思春期の子どもを持つ親の期待と不安				岡山・中央	
	5. 拒食を訴えた女子中学生の事例				栃木・中央	
	6. 2人目の婚外子を妊娠し電話でSOSを発してきた親子の事例	母親のネグレクト			静岡・中央	
	7. ケースの流れの中で電話が転機になった事例	主訴は兄の盗み・家出であるが、父親からの身体的・心理的虐待			山梨・都留	
	8. ある養護相談を通してみる電話相談の今後の課題	身体的虐待			新潟・中央	
	9. 電話相談を通しての不登校児との関わり				熊本	
	10. 電話相談事例を通して見た現代の育児不安				千葉・市川	
	11. 電話相談を組み立てる条件をめぐっての一考察 一継続的相談の事例から一				神奈川・中央	
II 電話相談統計分析等事例						
12. 「ふれあい110番」電話相談の考察 一1年間の実施状況から一					長野・中央	
13. 北海道児童相談所における電話相談の統計分析と考察					北海道・中央	
14. 児童本人から寄せられる電話相談について					香川	
15. 「家庭支援相談等事業」の展開とその考察					茨城・中央	
16. 平成2年度「子ども・家庭110番事業」統計分析と考察					長崎・中央	
17. 電話相談の統計分析と考察					鳥取・倉吉	
18. 電話相談サービスシステムについて					秋田・中央	
19. 家庭支援相談等事業の展望と考察					徳島	
20. 家庭養育機能促進等事業(ファミリーワーク運動)の展開					石川・中央	

第24集 平成4年 1992	特集 学習障害とその周辺	母親からの心理的虐待傾向	心理	秋田・中央 福島・中央 埼玉・所沢 千葉・柏 東京 神奈川・中央 新潟・中央 富山・中央 長野・佐久 静岡・東部 愛知・豊田 京都・福知山 大阪・東大阪 奈良・中央 岡山・中央 仙台 仙台 横浜・中央 川崎・中央	認識無し きつい折檻との記載 認識無し しつげ 認識無し
	特集 学習障害に対する一指導事例	母親からの心理的虐待傾向	心理	秋田・中央	認識無し
	1. 誦字障害児に対する一指導事例	両親からの身体的・心理的虐待		福島・中央	きつい折檻との記載 認識無し
	2. 『僕の傷ついた気持ち、わかってよ』二次障害としての非行へのアプローチ			埼玉・所沢	
	3. 学習障害児の情緒的問題を中心に関わった事例	祖父から身体的虐待		千葉・柏	しつげ 認識無し
	4. 環境因を伴って集団不応行動を示した学習障害児の事例			東京	
	5. 『学習障害』と言われ障害児学級に転級したことをきっかけに不登校に陥った小学5年男児			神奈川・中央	
	6. 学習能力障害を疑われる児童と母親に対する援助			新潟・中央	
	7. 注意欠陥多動障害児の発達経過について ―二つの事例を通して―			富山・中央	
	8. 学習障害児と考えられる児童の処遇 ―思春期における関わり―			長野・佐久	
	9. 学習障害児への継続的な関わり			静岡・東部	
	10. 不登校を主訴として来初した学習障害児の一事例 ―診断・療育と地域への指導―			愛知・豊田	
	11. 集団不応児二例の比較検討 ―2年間の経過を振り返って―			京都・福知山	
	12. 小学校4年生の時に再開された相談事例 ―学習障害児への児童相談所的な理解の視点とその援助方法をめぐって―			大阪・東大阪	
	13. 多彩な不応行動を示したLD(学習障害)・ADD(注意障害)児の指導 ―養護施設における長期処遇事例―			奈良・中央	
	14. 学習障害児の家族支援			岡山・中央	
	15. 学習障害児の集団不応について			仙台	
	16. 多動の特徴をもつLD児の発達経過とパーソナリティについて			仙台	
	17. 特異な発達経過を示す子どもへの援助について			横浜・中央	
	18. いわゆる学習障害児のグループ指導について			川崎・中央	
	19. 多動と幼稚園不応を主訴として来所したA君の事例				

第25集 平成5年 1993	特集 不登校						
I 集団指導・ネットワークづくり							
1.	フリータイム3年の歩み ―その経過と事例紹介―					大阪・岸和田	
2.	情緒障害児等集団児童 ―『体験広場』―					兵庫・中央	
3.	不登校児童のグループ指導(通所・宿泊指導)の実践から					岩手・中央	
4.	不登校ケースに対する集団アプローチ ―親グループ・子供グループにおける関わりを中心に―					群馬・中央	
5.	療育事業(サイクリング)を通しての不登校児童へのアプローチ					京都・宇治	
6.	子どもグループ活動について ―二条アゴラの歩み―					京都	
7.	地域における障害幼児のための親子集団療育について					大阪・中央	
8.	不登校児のグループ指導について ―女子中学生の場合―					神戸	
9.	不登校児童へのサポートネットワーク ―学校と家庭が共に支え合うための運動にむけて―					神奈川・小田原	
II メンタル・フレンド							
10.	ある不登校児童へのアプローチ ―メンタルフレンドと共に歩んで―					愛知・津島	
11.	不登校児童への援助とメンタルフレンド事業 ―香川県児童相談所における取り組み―					香川	
III 種々の援助方法の活用							
12.	強いいきこもり等を示す不登校児の家庭訪問治療について					秋田	
13.	4回の面接を経て登校することを選んだA子の事例					福島・尻尾	
14.	両親の変化から改善に向かった不登校ケース事例				父親から身体的虐待	茨城・下館	暴力的手段との記載 し
15.	家庭環境不遇による姉弟二人の不登校事例				前夫からの身体的虐待	埼玉・熊谷	認識有り
16.	登校を再開した幼なじみの男女中学生の事例					新潟・上越	
17.	勇捨てられ不安からの不登校					福井・中央	
18.	養護性を背景とする不登校の事例					静岡・西部	
19.	家庭分離による不登校児童の事例					奈良・高田	
20.	登校しぶりを主訴とした兄妹の成長への相談援助活動について ―個別通所、キャンプ及びグループ指導を通じて―					鳥取・米子	
21.	家族療法と施設処遇を併用した中I女子の事例					大分・中津	
22.	転校のために不登校が生じた中学生男子の事例					宮崎・延岡	
23.	養護施設入所により登校に結びついた不登校児の事例					札幌	
24.	グループ指導、家族療法等を通して専門学校へ進学した女子の事例					名古屋	
25.	不登校児童通所指導のまとめ					東京・品川	

特集	機関連携	母親からの身体的・心理的虐待	母親からの身体的虐待	母親からの身体的・心理的虐待	東京・杉並	認識有り
第26集 平成6年 1994	1. 崩壊の危機に類した家族への援助活動 —幼児虐待に関係機関の連携で取り組む—	母親からの身体的虐待	事例1 母親のネグレクト	事例2 母親からの身体的・心理的虐待	神奈川・相模原	認識有り
	2. 虐待防止へむけてのネットワーク	母親からの身体的虐待	事例1 母親のネグレクト	事例2 母親からの身体的・心理的虐待	新潟・中央	認識有り
	3. 相談援助活動におけるシステムアプローチの実践 —連携からシステム化への方法論の確立に向けて—	養母からの心理的・性的虐待	事例1 母親のネグレクト	事例2 母親からの身体的・心理的虐待	宮城・中央	認識有り 広く虐待を捉える
	4. 精神病的養母をもつ養護女児の事例				高知・中央	
	5. 幼児虐待への初期介入について —有機的連携への問い—				大阪・中央	
	6. 養育環境の不安定な乳児ケース —その在宅支援と乳児院入所—				香川	認識有り
	7. 機関連携による虐待ケースへの援助の事例 —虐待から、心の癒しを求めて—				静岡・中央	
	8. 虐待ケースへのチーム指導と機関連携				滋賀・中央	認識有り
	9. 機関連携 —アルコール中毒症家庭の援助から—				茨城・土浦	認識有り
	10. 被虐待児童の施設措置事例 —連携を中心に—				愛知・岡崎	
	11. 不登校対策におけるN市教育機関との連携と児童相談所の役割				千葉・中央	認識有り 暴力と表現
	12. 地域関係機関との連携による家庭支援 —家出・同棲する姉と妹の養育に關連して—				奈良・中央	
	13. 不登校相談における機関連携の必要性とその在り方について —児童委員と中学・養護学校との連携—				大分・中央	認識無し
	14. 母子関係の歪みから様々な問題行動を呈し、女児神経症と診断された女児の指導例 —一事保護所で対応及び養護施設、学校との連携を中心に—				名古屋	
	15. 養護施設入所児童の問題行動への援助活動 —関係機関の連携を通じて—				岡山・倉敷	
	16. 岡山県情緒障害児連絡協議会の活動から —10年間の実践をふりかえって—				鳥取福祉	
	17. 窃盗を繰り返した児童の事例について —7年間の関わりを振り返って—				福島・会津	認識有り
	18. 地域との連携により施設入所に至った事例 —母の養育放棄により非行をくり返した兄弟—				兵庫・豊岡	認識無し
	19. 巡回相談と関係機関との連携				大阪・中央	
	20. 豊原川市における五者協議会について				仙台	
	21. 仙台市における発達相談および早期療育システムと仙台市児童相談所の役割 —機関連携「ネットワーク・システム事例」—				埼玉・越谷	
	22. 幼児相談からみた地域との連携 —現状と課題—					

第27集 平成7年 1995	特集 機関連携	1. 子の引渡しおよび保全処分・子の監護者の指定の申し立てが認められ —実質に引き取られた被虐待児の事例— 2. 家庭裁判所・弁護士との連携による介入 —被虐待児の処遇事例— 3. 離婚した両親に翻弄された三姉妹の援助活動について —特に家庭裁判所との連携を図る中で— 4. 特別養子縁組をめぐる家庭裁判所との連携 5. 非行と不登校を繰り返す少年の事例 6. 愛情欲求が満たされず非行を繰り返す事例への援助 7. 「大人はもう信用できない」 —教護院長期滞り児童へのアプローチ— 8. 触法行為を繰り返す児童の処遇をめぐって 9. 県外無断外泊を繰り返す児童の処遇できなかった13歳男子中学生の事例 10. 教護院から無断外出を繰り返した児童の事例 11. 養護性の強い教護院の処遇について —施設入所も拒む親への関わり— 12. 教護院における処遇困難児童に対する家庭裁判所との連携事例 13. 保護者から施設入所の同意が得られなかったケース —援助経過を振り返って— 14. 暴走族から抜けるために、保護を求めた女子中学生の事例 15. 家庭裁判所との連携 —調査官と児童福祉司の役割分担—	父親からの身体的虐待 父親からの身体的虐待 両親からの心理的虐待の疑い 幼児童年期に虐待有り 幼児童年期に虐待有り 幼児童年期に虐待有り 幼児童年期に虐待有り 幼児童年期に虐待有り 幼児童年期に虐待有り 幼児童年期に虐待有り 幼児童年期に虐待有り 幼児童年期に虐待有り 幼児童年期に虐待有り 幼児童年期に虐待有り 幼児童年期に虐待有り	横浜・中央 大阪・中央 鳥根・中央 千葉・市川 鳥取・倉吉 香川 兵庫・西宮 滋賀・中央 奈良・中央 岐阜・東濃 愛知・豊橋 新潟・中央 群馬・高崎 埼玉・所沢 神奈川・横須賀	認識有り 認識有り 認識無し 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り
第28集 平成8年 1996	特集 心のケア	1. 被災者周辺地域における震災の影響 —不登校小学校事例を通して考える— 2. 震災を機に分離不安を示した児童 3. 震災後の電話相談(児童の心の相談110番)を契機として関わった母子の心のケア 4. 機能不全家庭で生じた不登校児を援助する 5. 不登校児童・生徒への援助 —児童相談所における多面的な援助活動について— 6. 被虐待児の処遇をめぐっての一考察 7. 社会復帰を目指して —乳幼児期から隔離集団で育った姉妹の事例— 8. A教団信者の子どもに対する社会適応への援助 9. A教団信者の子どもを保護しての状況 10. A教団信者の児童への対応と経過 —一時保護とケース移管までの集団ケア— 11. A教団信者の母子に対する社会復帰支援の事例 —拡大ネットワークの活用とその有効性をめぐって—	父親からの身体的虐待 虐待と考えられる 虐待と考えられる 虐待と考えられる 虐待と考えられる 虐待と考慮される 虐待と考慮される 虐待と考慮される 虐待と考慮される 虐待と考慮される 虐待と考慮される	大阪・中央 兵庫・中央 神戸 埼玉・浦和 神奈川・厚木 愛知・一宮 秋田・中央 東京 山梨・中央 静岡・中央 和歌山	認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り 認識有り

第29集 平成9年 1997	特集 接近困難事例へのアプローチ	1. 虐待が作り出した接近困難状況へのアプローチについて 2. 攻撃的感情をあらわにする親への接近について 3. 児童虐待の機関連携との家族支援について 4. わたし、家を出たいの ―地域の支えで保護に至った被虐待児ケース― 5. 児童虐待の処遇における機関連携上の困難事例 ―初期対応ワークショップ(試案)の作成 6. 児童虐待事例への多面的アプローチ 7. 初期介入をはかった児童虐待事例について 8. 幼児虐待の事例報告 ―関係機関との連携を中心に― 9. 親の主張・子の主張 ―指導困難な虐待事例を通して― 10. 多問題家族を支援する困難さ 11. わが子の存在を認めない母親からの保護事例 12. 接近困難事例へのアプローチ ―虐待介入の試み― 13. 児童の権利を守るために 14. 多問題家族における不登校児へのアプローチ 15. 子どもを長期間登校させなかった 事例へのアプローチ 16. 接近困難な家族へのアプローチ 17. 引きこもりを続ける親子の事例 18. 対人不安が強く、接近困難な事例への関わり 19. 手紙と越しの面接を繰り返した不登校事例 20. 子どもにしがみつく母親 ―関係機関の連携による援助―	兵庫・姫路 大阪・岸和田 愛知・刈谷 神奈川・中央 静岡・長岡 広島 大阪・中央 高知・中央 和歌山・紀南 静岡・真部 長野・飯田 宮崎・延岡 香川 東京 大阪・堺 三重・北勢 熊谷 岡山・中央 奈良・中央 福井・中央
第30集 平成10 年 1998	特集 施設入所措置後の援助活動	1. ある家庭内暴力児への処遇 ―社会的自立をめざして(保護受諾者制度の活動)― 2. 春よ来い ―虐待を繰り返す母親への援助活動について― 3. 性的虐待を受けた子どもの施設入所後の援助について 4. 「自立」への道を歩んだ中学3年生男子への援助 ―自立支援事業を活用した事例― 5. 施設処遇3ヶ月の援助とその後 6. 精神障害の両親を持つ児童の事例を通して ―施設入所措置後の援助活動を含めて― 7. 養護施設に入所中の思春期児童の自分探しの指導 8. 施設入所初期の不安への対応 9. 実父の性的虐待とその後経過 10. いじめを恐れて保護を求める児童・家族への援助 ―被害の深刻さと家庭基盤の弱さから施設入所に至った事例― 11. 親子関係による虐待ケースへの援助事例 ―家庭復帰に向けて― 12. 酒癖の父と離別させた男児の事例	山形・中央 東京・太田 東京・世田谷 神奈川・横須賀 秋田・中央 新潟・上越 山梨・都留 静岡・賀茂 愛知・半田 大阪・吹田 兵庫・豊岡 奈良・高田

第4章 性的虐待と「バックラッシュ」問題を考える

はじめに

第2章において、我々は1990年代を「1. 当事者（大人になった被害者や加害者）が声をあげ始め、2. それをふまえて社会全体に子どもの虐待について危機意識が広がっていき、3. そうした中でさまざまな専門家が実践的な援助活動に取り組んだ時代」と総括した。そこで見たように、1990年代になると、虐待（特に性的虐待）の被害者を中心とした手記やルポルタージュが多く出版され、それが社会に対する危機意識を醸し出し、それに押されるように虐待対応が進んでいった。こうした意味では、これらの「当事者の声」は大きな役割を果たしてきたといえるが、一方では、非常に微妙で扱い難い（現在はそれほど顕在化していないが、将来いつ「爆発」するかわからない）問題を内包してしまったとも考えられる。それが、1980年代後半から1990年代にかけて、アメリカやイギリスで大きな社会問題となった、虐待対策に対する「バックラッシュ（backlash）」である。

ここでは、アメリカを中心に、性的虐待事件とそれに続いて起こった「バックラッシュ」の問題についての文献を中心に概観したうえで、バックラッシュに対する反論、日本における状況について言及する。

1. バックラッシュ（backlash）とは何か

アメリカを中心とする児童虐待「先進国」からの情報が数多く「輸入」され、対応等を含め多くの文献で紹介されてはいるが、性的虐待と「バックラッシュ」について取り上げているものはそれほど多くない。ここでは、上野加代子（1996）の『児童虐待の社会学』（第2章）と三島亜紀子（2005）の『児童虐待と動物虐待』を底本として紹介する。

まず、その前提となる「バックラッシュ」とは何か。辞書には「（機械などの）急激な逆回転；〔政策などに対する〕反発、抵抗」とある。上野（1996）は「児童虐待対策に抗議する反対運動」と定義する。児童虐待対策について異議を申し立てることは日本では考え難いが、アメリカとイギリスでは、以下に述べる性的虐待事件の被疑者に対する社会の反応から、児童虐待対策へのバックラッシュが生じた。

（1）アメリカ

アメリカにおけるバックラッシュを引き起こすきっかけとなった事件は、ミネソタ州ジョーダンで起こった集団性的虐待の裁判事件とカルフォルニア州ロサンゼルス郊外にあるマクマーティン保育園の性的虐待裁判事件^{注1}と言われている。上野（1996）はこれらの事件を以下のように詳細に報

注1 マクマーティン保育園の性的虐待裁判事件については、Butlerら（2001）による『マクマーティン事件の深層（黒沢・庭山他訳：2004）』が出版されている。また、この事件を追った映画『誘導尋問 - 歪んだ法廷』が全米で公開（当時の日本では未公開）された。子どもの虹情報研修センター研究報告書「アメリカにおける児童虐待の対応 視察報告書」（2004）でも、この事件について触れている。視察報告書によると、当時のアメリカ、特にロサンゼルス郡では、大きな社会問題となり、この事件をきっかけに、性的虐待を受けた子どもへのインタビュー方法（Forensic Interview）が開発され、そのトレーニングセンターが設立されたと紹介されている。

告している。(これらの事件については、三島においても触れられている。)

「メディアが児童保護システムの失敗例を再三取り上げるようになったのは1980年代後半である。その大きなきっかけは、ミネソタ州ジョーダンでの集団的虐待の裁判事件である。集団で子ども達を性的に虐待したとの容疑で、60人も大人が取り調べを受け、最終的には25人が告訴され、そのなかには警察関係者も含まれていた。事件の突飛さも手伝って、サミット会議を思わせるようなジャーナリストの一群が、この小さな町に押し寄せたことから、ニュースは全米に知れ渡った。そして、多くの報道カメラ、世論が見守るなかで、1984年に裁判が始まったが、一人に有罪、二人に無罪が確定した段階で、他のすべての被告に対しての告訴は取り下げられたのである。[Hechler,1988]

その後、ミネソタ州の司法長官は、FBIの協力を得て、ジョーダンの事件全容を明らかにするための調査に着手している。その調査では、警察の一連の捜査方法の問題点が数々指摘された。たとえば、子ども達の証言の取り方も、子どもたちはすぐに親もとから離され同じ場所に収容されていった。子どもたちは、繰り返しインタビューを受け、他の子どもの供述内容まで知らされ、おまけに調査官に対し、愛情的に依存するようになっていった。子ども達の証言は信頼性を欠いて、再告訴は難しい、という結論になったのである。[Hechler,1988]」(p71)

「ジョーダンの事件とならんでメディアが大きく報じたのは、カリフォルニア州ロサンジェルス郊外にあるマクマーティン保育園の性的虐待裁判事件である。1983年、ひとりの母親が、2歳になる自分の子ども(男児)が保育園経営者の息子である教師から性的虐待を受けた、と警察に告げたことに始まり、数多くの容疑が保育園経営者や教師たちに向けられた事件である。その調査過程で出てきた事件の内容とは、ボルノ写真をとられたといったことから、ソドミー、動物や赤ん坊を殺す悪魔の儀式、排泄物を食べることの強要、誘拐といったことにまでおよんだ。検察は事件の裏づけをとるために在園・卒園児の200以上の家族に手紙を送り、証人となる子どもを探し、そして約400人の子どもの身体的・心理的状态を医師とセラピストにチェックさせた。その結果、検察は、ほとんどの子どもが性的虐待を受けていたとの確信を持ったのである。しかし、7年後、このケースは、1600万ドル(18億円)の莫大な公費を使い、アメリカ裁判史上例をみない28ヶ月という長期にわたる裁判でひとつの有罪もとれずに結審する、という結果に終わった。[Nathan&Snedeker,1995]」(p72)

1993年6月に発行された(日本語版は1993年6月17日号)のニューズウィーク誌に“Rush to Judgment(日本語版『児童虐待の表と裏』)”という記事が掲載されているが、ここでも、アメリカにおける児童虐待事件(特に性的虐待)とバックラッシュの問題が取り上げられている。「アメリカでは子どもへの性的虐待が重大な社会問題に。だが過剰反応が“魔女狩り”につながるおそれも(日本語版)」というリードで、アメリカで起きた2つの性的虐待事件に対する訴訟を中心に、問題の深刻性とともに行き過ぎた状況を冷静にレポートしている。(以下、引用者要約)

1990年春、両親(祖父母)からレイプされる夢を頻繁にみるようになった娘(当時24歳)は、自分たちの子どもたち(孫)についても、両親(祖父母)から性的虐待を受けているのではないかと疑いはじめた。そういう疑いの目で観察すると、子ども達(孫)には性的虐待を受けたとされる徴候の行動が目について見られたため、心配した娘(母親)がセラピストの所に行くと「母親の態度が影響している」と言われた。別の

セラピストは「PTSD」「性的虐待による典型的な症状が見られる」と診断したという。娘（母親）はもちろん後者のセラピストを当然信じ、両親（祖父母）を相手に10年をかけて裁判が行われた。子ども達（孫）には実の父親からの性的虐待もあり、両親（祖父母）からの性的虐待について確証がないものの、子ども達（孫）の証言により、否定もできないとされ、あいまいな形のまま、裁判の幕が閉じることとなった。（p52 - 55）

児童虐待で刑に服していた幼稚園教諭のケリー・マイケルズ氏（31歳）に対する有罪判決が控訴裁判所で破棄された事件である。マイケルズはニュージャージー州のウィークア幼稚園の園児を虐待した容疑で法廷に立たされ、懲役47年を宣告されるのだが、その証拠とされたものは園児たちの証言であった。しかし、「子ども達への判事の質問のしかたに問題がある」という理由で、マイケルズへの判決を破棄する判決を控訴裁判所が下したというものである。こちらの事件も真相が明らかになったわけではなく、被害者とされる女兒も、虐待を受けはじめた時期になると悪夢にうなされ、情緒不安定になるという。一方のマイケルズにとっても、5年間の刑務所暮らしを強いられ、その上「世間の人々は私の名前を聞くたびにあの事件を思い出す。すべてを白紙に戻すことはできない」（p56）と語るほどの影響を受けているという。この事件も、両者に大きな痛手を残す結果となった。

これらの事件そのもののインパクトも大きいですが、加害者への非難よりも「児童虐待防止活動への行き過ぎの声（三島2005, p31）」が生じたと言われる。そして「メディアの性的虐待問題への報道姿勢を変え（上野1996, p73）」「バックラッシュ報道を開始するものも出てきた（上野1996, p73）」という事態へと至る。そして、ここから「バックラッシュ」という社会問題へと展開し、性的虐待を行ったとされる親達を援護する動き（「児童虐待関連の法律の犠牲者」を援護する「ヴォーカル（Victims of Child Abuse Laws : VOCAL）」という団体の創設など）が生まれてくる。

（2）イギリス

同様の現象がイギリスでは「クリーブランド事件」を契機に起こっている。

クリーブランド事件については、北山（1994）、三島（1999）、三島（2001）が取り上げている。以下、三島（1999）から紹介する。

「1987年の5月頃から、クリーブランド・カウンティにあるミドルスバラ総合病院で性的虐待と診断されたケースが突発的に増加した。地元の新聞社は6月、わずかヶ月の間に200人も子どもが性的虐待を受けたと診断され、地方行政当局のソーシャルワーカーに保護されたというニュースを流した。スキャンダルなこの事件は、瞬く間にイギリス全土の関心の的となる。しかしながら、そこでの批判の矛先は、子どもを虐待した親などへではなく、主にソーシャルワーカーや性的虐待の診断を下した小児科医に向けられた。高圧的な態度で子どもを家庭から引き離す専門家はまるで「ナチス親衛隊」のようだ」と「デイリー・メール」や「デイリー・ミラー」などの新聞に記されている。マスコミでは、家庭へ土足で踏み込んでくる権威主義的な小児科医とソーシャルワーカー、そして市民の権利を守り、特に親の権利を擁護する警察という構図が繰り返し強調された。そこでは、専門家によるマネジメントの至らなさが攻撃されたコルウェル事件、ベグフォード事件とは一

転して、家庭への過干渉が矢面に晒された。しかしながらそこで、ソーシャルワーカーが批判されることには変わりがない。(略)

こうした専門家バッシングの背景には、保護された子を持つ親(つまり虐待者として「診断」された親)が団結して抗議を行ったという事実がある。1980年代半ばから、安全地命令が多く発令されるようになったが、ちょうどその時、ケア決定の過誤に抗議する「不法に立ち向かう親の会(Parent Against Injustice,1985)」が結成される。この会は、いわば親の自由を代弁するものといえるが、クリーブランド事件に際しても大きな役割を果たした。彼らは、クリーブランド事件で保護された子を持つ親たちに支援や助言を行い、マスコミなどを通じて大々的に彼らの見解を主張していく。こうした活動はすぐに地元の聖職者や全国紙、そして地方下院議員の援護を受けることができた。

こうした世論の高まりを受けて、保健大臣(Minister of State for Health)はその調査にバター・スロス(Butler-Sloss,L.J.)高等法院判事を指名し、1988年の1月にはその報告書がまとめられた。この調査は、PAINの以前におこなっていた意見表明の多くを反映したものとなる。」

イギリスでは、クリーブランド事件以前にも児童虐待対応の手引書が策定されていたが、クリーブランド事件を経て編まれた「子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー」(2002)では、専門家と各機関は「親と協働」しなければならないことが強調されたのである。(三島,1999)

2. 「バックラッシュ」に対する反応

性的虐待とバックラッシュの問題は、加害者と被害者の問題だけにとどまらず、性的虐待の事実が無い被害者に対して虐待されたという偽りの記憶を植えつけたセラピストへの批判に波及し、被害者の会が結成されるまでの事態になった。

性的虐待を保護者から受けたという偽りの記憶「偽記憶」(矢幡,2003)がセラピストによって植え付けられたとされる問題、それは、子どもから訴えられた裁判で被告人とされた保護者からの反論のベースとなった。(三島、上野も取り上げているが、ここでは矢幡(2003)から引用する。)

「1992年には、「記憶回復療法によって蘇った性的虐待の記憶」によって訴えられた多くの親たちがフィラデルフィアで「偽りの記憶症候群対策財団(FMSF)」を結成した。結成直後から相談を申し込む電話が1日に平均60回殺到した。約1年間で記憶回復療法によって危機に陥っている4000以上にのぼる家族が、名乗り出た。財団は告訴ケースの調査活動を開始した。(p63)」

これに対して、当然ながら、セラピスト側も反論をおこなっていく。1992年(FMSF設立と同年)カルフォルニアでは「幼児虐待のサバイバー」という治療センターが、性的虐待の記憶が抑圧されている場合に起こるとされる症状を列挙し、「近親姦と幼児期の虐待、それを思い出すことこそ癒しへの第一歩」というスローガンとカウンセラーの無料電話番号を載せた大々的な広告を出した。こうして、幼児期に行われたとされる性的虐待の「記憶」の信憑性をめぐり、被害者である子ども(この時点では成人となっている場合が多い)とその加害者とされる保護者、被害者の治療に当たっているセ

ラピスト、そして世論を巻きこんでの大論争がまきおこる。

これらの「バックラッシュ」によって、「誰もが簡単に性的虐待の容疑で訴えられること、そして“性的虐待はあった”“子どもは性的なことについては嘘をつかない”と信じて疑わない専門家や検察官を相手に無罪を主張するのがどれほど難しいか、という被疑者・被告寄りの見方も伝えられて」（上野1996, p73）いくことになるのだが、この「バックラッシュ」に対する反論や「やり戻し」も当然ながら生まれることとなる。

1980年代後半児童虐待に対するバックラッシュが大きな社会問題になったことと、その後にバックラッシュに対する反論が起こるなど、アメリカ社会の混乱状況は想像するに難くない。そこで、必然的に現れてきたのが、性的虐待を受けたとされる子どもの発言を科学的に中立な実証データとして聴取する方法であるForensic Interview（司法面接）（藤川他訳，2003）である。この面接は、性的虐待の事実を証明するために行われる特殊な面接である（注2）。この面接を行う担当者は、研修と訓練を行った上、その後も訓練が必須とされる。その上、面接を行う者は、その後、子どもの治療的関わりには関与しないなどの、中立性が強調されている。これは、先述のマクマーティン保育園での性的虐待事件等を契機に開発されたものだが、アメリカが訴訟社会であり、そのような社会状況のなかから生み出されたものであることは確認しておきたい。

この性的虐待をめぐるバックラッシュが生じた時期には、「虐待が原因のトラウマを扱う専門家やその理論や療法への批判」（三島，2005）も多くなり、「記憶戦争」（矢幡，2003）と言われる論争へと発展していった。ここでは、『心的外傷と回復』（1992）を記したJ.ハーマンと『抑圧された記憶の神話』（1994）のロフタスとの対立した主張を紹介したい。

この論争の経緯については矢幡（2003）、Slater（2004）が記述している。（ただし、矢幡はロフタスの立場に近いところから、Slaterはロフタスをやや批判的に論じている。）

ハーマンがPTSDの治療方法とする「抑圧（あるいは解離）されていた記憶を蘇らせ、言語化する」というアプローチは「記憶回復療法Recovered Memory Therapy」と呼ばれ、1980年代後半から1990年代にアメリカの深刻な社会問題となり、マスメディアや法曹界を巻きこんで世論を二分した論議が行われた。「記憶回復療法問題は、90年代の米国精神衛生界のビックバン」と評されるほどの激震を精神医学・臨床心理学の世界に呼び起した。

何が起こったのかを手短かに言うと、クライアントの訴えに対して、精神科医やカウンセラーが「あなたは幼児期に性的虐待を受けており、あなたの症状はその時のトラウマのPTSDなのだ。あまりにもショッキングな体験だったために、その記憶を抑圧していたので、今まで思い出せなかったのだ」と決めつけ、「その記憶を

注2 性的虐待を受けたとされる子どもへの証言については、先述のニューズウィーク誌でも重要なこととして取り上げられている。Forensic Interviewそのものに関する文献も日本で紹介される機会が多くなってきている。大阪府の子ども家庭センターのスタッフを中心に構成されている性的虐待事例への援助方法に関する研究会（2005）は、日本の実情にあわせて、「司法面接」の導入の前に、児相職員（児童心理司などを想定している）が「被害確認面接」を行うことなどを提案している。（Forensic Interviewに関しては、2000年以降注目され、出版も増えてくる。このことについては、次報で詳しく取り上げる。）

はっきり思い出すことによって、あなたの症状は治る」として「記憶を蘇らせる」ために催眠療法やグループ療法を施行し、そういう精神療法を受けているうちに、「記憶が蘇ってきた」クライアントが「父親（時には母親や他の人物）から性的虐待を受け、そのPTSDが続いている」として親を告訴する、という裁判が爆発的に増大したのである。（矢幡p30 - 31）

「セラピーによって蘇った（とされる）記憶に基づいた性的虐待の告発の大フィーバー」は、『生きる勇気と癒す力』（エレン・バス&ローラ・ディビス，1988）の影響が大きいとされる。そして、ハーマンも『心的外傷と回復』のなかでもこの本を数多く引用するなどの貢献をしているという。『生きる勇気と癒す力』（第三版以降）では、「ハーマン推薦」とブックカバーに書かれるまでに至り、お互いがお互いを引きたてるといった現象が生じていたという。

性的虐待を受けた娘が父親を訴訟し、「蘇った記憶」だけで物証が伴わなくても勝訴する刑事訴訟が続く。有罪判決が降りた「ポール・イングラム」事件や「ジョージ・フランクリン」事件をはじめとして、訴訟ブームが起こるが、ロフトス（1994）の反論により、抑圧された記憶の真実性にまつわる論争はメモリー・ウォーズ（記憶戦争）といった様相を呈した。

ロフトスは、実験を繰り返すことで、誤った記憶を「植えつける」ことが可能であることを実証する（注3）。そして、1992年に発表した「ショッピング・モール迷子記憶実験」を通し、「実際にはなかった出来事の『偽りの記憶』を形成できることが可能である」と主張する。その後も、「社会学者のオフィシーが、マインドコントロールに関する豊富な研究結果を用いながら、記憶回復療法に対して辛辣な非難を続けた」（矢幡，2003）と言う。その一方で、ハーマンらも『幼児期外傷の成人サバイバーの間に見られる健忘・部分健忘および後年になっての想起』（1994）、『犯罪と記憶』（1995）等の論文を発表、巻き返しを計る。しかし、この記憶戦争は、マスコミの多くが「蘇った記憶」の事実性に対して懐疑的なトーンを帯びてきて、一旦は親を訴訟したものの、その事実はセラピーによって導かれたものだったとする「リトラクター（撤回者）」が現れるようになると、ロフトス側に追い風が吹き出した。そして、今まで親を訴訟の対象としていた者は、記憶を植えつけられたとして、「虐待が原因のトラウマを扱う専門家やその理論や療法への批判」（三島，2005）やセラピストに対して訴訟を行うという（逆転）現象までに至る。最終的に、アメリカの各心理学会も記憶回復療法を批判、2002年には「記憶回復療法の論争は死んだ」、2003年には「記憶戦争は終結した」と言われ、文字通り終結を迎えたという。

こうしたアメリカでの出来事が全くの「対岸の火事」ではないということは誰もが頷かざるを得ないだろう。海外で生じたこれらの出来事について、「児童虐待」をめぐる歴史として、まず、何よりも認識しておくことが必要である。その上で、改めて日本における性的虐待とバックラッシュについ

注3 その詳細については、矢幡（2003）をはじめ、ロフトス（1994）の『抑圧された記憶の神話』（仲真紀子訳（2000））が詳しい。逆にロフトスらの反論に対する反論も存在する。メアリー・R・ハーヴィー（1999）は、ロフトスの「ショッピング・モール実験」から得られたパラダイムなどを批判的に検討し、トラウマ・サバイバーへの精神療法の可能性について述べている。

て、起こりうる危険性を考えてみたい。

3 . 日本における状況

1990年代を特徴的に表しているのは、第二章でもふれた、性的虐待を受けたとされる女性の「告白」本の相次ぐ出版である。これらの本がアメリカで問題となった「偽記憶」の産物とは考えられないが、日本では「告白」することが一種の「ブーム」になっていたようにも思える。ここでは、その「ブーム」化を問題としたい。有名人が過去の虐待という歴史を語り始め、そのことに勇気を得て、今まで誰にも言えなかった性的虐待の事実を少しずつ言葉にして語ることで、慰められたり、怒りを表現したりすることができ、そのときの傷が少しでも癒されるという面ではとても意味あると思うが、「流行」にのり、相手を選ばずに性的虐待を受けた「過去」を告白することが、本当に傷を癒すことにつながるのかは危惧される。この「流行」に拍車をかけたものが、1990年代に同時に起こった「トラウマ」「AC」「PTSD」ブームであると考えられよう。

いうまでもなく、1990年代は日本にとって、未曾有の事件や天災が起こった時代である。その1つ、1995年3月に起こった「阪神・淡路大震災」の記憶は10年以上経つ現在でも色あせることはない大災害であった。また、オウム真理教によるサリン事件が起こったのも奇しくも同年であった。それらの災害や事件に遭遇した人々の心の問題が話題となり、「トラウマ」「PTSD」という言葉が流行語となり、いまや定着した日常の言葉となっている。

また、アルコール依存症の親を持つ子どもの特性として「アダルトチルドレン (AC) 」という概念が紹介され、その「アダルトチルドレン (AC) 」ブームが瞬く間に日本中を席捲した。さまざまな分野で「アダルトチルドレン」に関する解説が行われ、自称「アダルトチルドレン」が増えたことは記憶に残っているだろう。また、臨床的にこの概念の有効性を認めつつも、ACブームにより被害を被った者（逆に利益を得た者）も多かったのではないだろうか。

この1990年代の「トラウマ」「AC」「PTSD」ブームについて、齊藤（2003）は「心理学化する社会」という言葉で時代を捉えている。その時代性を裏づけるかのように、先行した形ではあるが、小沢（2003）による「こころの専門家はいない」「こころを商品化する社会」等が出版されている。また、矢幡（2003）も「PTSD」の概念拡大を懸念している。

また、三島（2005）も、先の齋藤（2003）を引用しながら、児童虐待と「トラウマ」という言説（神話）の持つ危険性を指摘している。

齊藤環は、虐待の記憶を含めたトラウマ告白本と「トラウマ・フィクション」が流行する状況を、「トラウマ語り」が若い世代を中心とした人々の「実存への欲求」を代弁することになったことと関連づけている。トラウマとは誰もがもつことのできる極小の物語であり、「政治にも思想にも、みずからの『実存』を仮託するようなりアリティが感じられないとき、ひとはより断片化、細分化された物語にしがみつくほかない」(p59)

アメリカの比ではないにしても、心理学化された日本の社会は、「心を目に見えて、コントロール可能なもの」(齊藤 , 2005) として扱うことを促した。その結果、カウンセリング (セラピー) への

敷居が低くなりつつある。そのことは、心的不調を訴えるクライアントがカウンセリングを通して、自らの「過去」について語るということを促進しつつある。「我が子をかわいいと思えない」と相談にきた母親が、自身が過去に虐待されたと語ることもあるだろう。当然、性的虐待の「告白」もあるだろう。カウンセリングを通して、虐待されたと「告白（カミングアウト）」することが「免罪符」となり、自分の子どもを虐待したという事実に対する「責任」を軽減し、我が子を虐待しているという事実に対する責任を虐待した自身の親に向けるという事態が生じるかもしれない。場合によっては、親を訴訟する事例も出てくるだろう。日本においても、アメリカのような土壌が少しずつではあるが醸成されているのではないかと考えるのは杞憂であろうか。

一方で、アメリカやイギリスで生じた性的虐待とバックラッシュの問題が正確に日本に紹介されていない現状が危惧されるので、最後にふれておきたい。2.でも述べたが、アメリカやイギリスでのこれらの問題は日本では大きく紹介されることなく、まさに「対岸の火事」として扱われていたにすぎない(注4)。

一方で、アメリカやイギリスの文献がそのまま「直輸入」され翻訳された結果、性的虐待とバックラッシュの問題を全く踏まえていない(と受け取られる可能性のある)書籍が日本に散見される。

そのことを象徴的に示しているものの1つとして、「儀式としての虐待」という項目を取り上げているカウンセリング事典がある。

(Colin Feltham&Windy Dryden (1993) 北原歌子監訳、国際カウンセリング協会 (2000))

儀式としての虐待 (ritual abuse)

子どもに対する性的虐待、侮辱、身体損傷および殺人のうち、「悪魔的 satanic」なあるいはその他のお祭りの一部として行われるものをいう。確たる証拠がないことがほとんどだが、個人または団体によってそのような虐待が行われているという証言が数多くある。子どもへの虐待を求める特異で邪悪な儀式を個人で行っていることもあろう。赤ん坊というのはのちに人間の犠牲者として差し出されるために故意に儲けられてきたとの主張もある。これは、最近になって報告されるようになった現象である。まだほとんど証明できるような証拠がなく、その現実性や程度に関しては憶測も含まれている。しかし、この現象が現実にある場合、その心的外傷体験の結果は、一般に子どもへの性的虐待の結果と似ており、寡黙、不信そして恐怖に覆われることになる。臨床家の中には、子ども時代における儀式としての虐待と多重人格障害の発達との間には関連性があると考えている者がいる。(p53)

「儀式としての虐待」ということ自体が現在の児童虐待の定義に含まれていないだけでなく、悪魔崇拝としての儀式のために虐待が行われていたという証言自体に対する信憑性には疑問が残る。また、

注4 1990年代の文献で、この問題を正面から取り上げているものとしては、斎藤学(1999)が挙げられる。日本では、矢幡(2003)に対する反論が雑誌に掲載され、それに矢幡が再反論するなど、2000年以降ロフタスとハーマンの日本版「記憶戦争」が展開することとなるが、このことについては、次報で改めて取り上げたい。

「悪魔崇拜」を教義とするカルト宗教と児童虐待の関連は、キリスト教圏の欧米でこそ生じる俗信であり、日本とは文化が大きく違うことを考慮しないままでは、場違いな印象しか残さない。欧米と日本の文化的な差異を差し引いても、性的虐待とバックラッシュの問題を踏まえれば、訳出するときにもう少し現実に沿った形での表現や訳注などを加えることが必要ではなかったか。ここでは、訳者を批判しているのではなく、文化的背景や歴史が無視された形で(というよりも全く吟味されないまま)欧米から「直輸入」された情報が一人歩きしてしまうことを危惧しているのである。「儀式としての虐待」を一例として挙げたが、他にも「世代間連鎖」「児童虐待と多重人格」など、現在は児童虐待における「神話」というべき言説が直輸入されてしまったのが、この1990年代ではなかったか。(おそらく、これらへの反省を踏まえ、2000年以降様々な文献において修正が行われているが、前出したカウンセリング事典のように「ネグレクト」されてしまっている文献もあると思われる。この問題についても、次報において重要なテーマの1つとして取り上げる予定である(注5。))

<引用文献・参考文献>

- Colin Feltham&Windy Dryden (1993) : DICTIONARY OF COUNSELLING (北原歌子監訳、国際カウンセリング協会訳(2000) : 「カウンセリング事典」ブレーン出版)
- Department of Health, Home Office, Department for Education and Employment : Working Together to Safeguard Children - A Guide to inter-agency working to safeguard and promote the welfare of children (イギリス保健省・内務省・教育雇用省(松本伊知朗・屋代通子訳)(2002) : 「子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー 児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン」医学書院)
- Edgar W.Butler,Hiroshi Fukurai,Jo-Ellan Dimitrius,Richard Krooth (2001) : ANATOMY OF THE McMARTIN CHILD MOLESTATION CASE (黒沢香・庭山英雄・仲真紀子他編訳(2004)「マクマーチンの裁判の深層 - 全米史上最長の子どもの性的虐待事件裁判」(法と心理学会業書)北大路書房)
- Elizabeth Loftus and Katherine Ketcham (1994) : The Myth of Repressed Memory: False Memories and Allegations of Sexual Abuse St. Martin's Press,NewYork, (仲真紀子訳(2000)「抑圧された記憶の神話 - 偽りの性的虐待の記憶をめぐる」誠信書房)
- Herman,J.L. (1992) : Trauma and Recovery (中井久夫訳(1999) : 「心的外傷と回復」みすず書房)
- INDICTMENT : THE McMARTIN TRIAL (1995) : DVD 『誘導尋問 歪んだ法廷 / マクマーティン事件の真実 (JSB)』(2001)〔製作米国、上映時間132分、劇場未公開、ビデオ・DVD現在廃盤(子どもの虹情報研修センターにて所蔵)〕
- 北山 秋雄(1994)「クリーヴランド事件(1987) - 英国を席捲した「子どもの性的虐待」の衝撃 - 」CAPニュース第12号(1994年10月)子どもの虐待防止センター事務局

注5 ここで取り上げた『カウンセリング事典』は原著が1993年に発刊されている。(ちなみに、原著の第二版が2004年に発刊されている。「儀式としての虐待」の項目が第二版でどうなったかは現時点では確認できていない。)世代間伝達や多重人格と児童虐待の問題に関しては、棚瀬(2005)や白川(2005)の論文等を参照されたい。
棚瀬一代(2004)「児童虐待によるトラウマと世代間連鎖」 森茂起編(2004)「埋葬と亡霊 - トラウマ概念の再吟味」人文書院
白川美也子(2004)「歴史とトラウマと解離」 森茂起編(2004)「埋葬と亡霊 - トラウマ概念の再吟味」人文書院

- 子どもの虹情報研修センター（2004）「アメリカにおける児童虐待対応の対応 視察報告書」子どもの虹情報研修センター平成15年度研究報告書
- Lauren Slater（2004）：Opening Skinner's Box : Great Psychological Experiments of the Twentieth Century（岩坂彰訳（2005）：「心は実験できるか - 20世紀心理学実験物語」紀伊国屋書店）
- メアリー・R、ハービー（家族機能研究所訳）（1999）「記憶の研究と臨床活動 - 3つのパラダイムの分析とトラウマ・サヴァイヴァ - への精神療法の枠組み - 」 『アディクションと家族』第16巻3号
- 三島 亜紀子（1999）「社会福祉の学問と専門性 児童福祉領域における議論を中心として」大阪市立大学修士論文（<http://www.arsvi.com> 立岩真也のホームページで閲覧可能）
- 三島 亜紀子（2001）『『ポストモダニズム』と相対化されたsocial work theory - 契機としてのクリーブランド児童虐待事件』ソーシャルワーク研究第104号，相川書房
- 三島 亜紀子（2005）「児童虐待と動物虐待」青弓社
- 西山 明（1995）「アダルトチルドレン - 自信はないけど、生きていく」（三五館）
- ニューズウィーク日本版（1993）「児童虐待の表と裏」（1993年6月17日号）
- 落合 恵子・森田 ゆり（1993）巻頭対談「子どもの人権とエンパワメント」月刊子ども論1993年9月号 クレヨンハウス
- 小沢 牧子（2003）『『こころの専門家』はいらない』洋泉社（新書y）
- 小沢 牧子・中島 浩篤（2004）「心を商品化する社会」洋泉社（新書y）
- 斎藤 学（1999）「封印された叫び」講談社
- 斎藤 環（2003）「心理学化する社会 - なぜ、トラウマと癒しが求められるのか」PHPエディターズ・グループ
- 斎藤 環（2005）「解離の時代にアイデンティティを擁護するために」上野千鶴子編『脱アイデンティティ』勁草書房
- 笹生 博夫（1995）「イギリスの子どもの虐待について」CAPニュース第16号（1995年10月）子どもの虐待防止センター事務局
- 性的虐待事例への援助方法に関する研究会（2005）「児童相談所職員のための性的虐待相談ガイドライン」
- Wendy Bourg, Raymond Broderick, Robin Flagor, Donna Meeks Kelly, Diane, Lang Ervin, Judy Butler（1999）：A Child Interviewer's Guidebook（藤川洋子，小澤真嗣監訳（2003）：「子どもの面接ガイドブック - 虐待を聞く技術」日本評論社）
- 矢幡 洋（2003）「危ない精神分析」亜紀書房
- 上野 加代子（1996）「児童虐待の社会学」世界思想社

（大川 浩明 保坂 亨）

第5章 まとめと総括

第1章から第4章までの記述から、1990年代が、児童虐待を中核とした「子どもの危機的状況」における転換期にあたるのが浮き彫りになったといえよう。それは、ひとつにはさまざまな専門家たちの臨床実践が新たな時代に突入したことであり、またもうひとつには児童虐待への一般社会の認識が確実に広まっていったことを指す。

第1章では、そうした背景を社会と家族の変容として大きくとらえて、家庭での養育が困難な要保護児童の増加を描き出した。そして、そうした中から生まれてきた2つの重要な流れ（民間活動の活発化、子どもの権利擁護の拡がり）を指摘した。こうした90年代を通した大きな動向の中から、弁護士など法律分野の専門家をも巻き込んでの多分野横断的協働の実践が地道に行われていったことが、2000年の児童虐待防止法の成立へとつながったと考えられる。同時に、「子どもの危機的状況」に関する社会的関心は、1990年代前半におけるいじめを中心とした学校の問題から、後半は児童虐待という家庭の問題へと移っていったように見えるが、一見別の問題として扱われがちな両者の背景に、子どもの「自我の脆弱さ」という養育環境から見ると共通の問題が潜んでいる可能性を指摘した。

続く第2章では、1990年代の文献、特に書籍と雑誌特集号の論文を概観し、1990年代を、当事者が声をあげ始め、それをふまえて社会全体に虐待についての危機意識が広がっていき、そうした中でさまざまな専門家が実践的援助に取り組んだ時代、と総括した。90年代は80年代と比べ、実に多くの書籍が出版され、さまざまな領域の雑誌において特集が組まれており、児童虐待をめぐる活発な議論が展開されていったことが確認できる。日本における児童虐待をめぐる言説は90年代に増加し、質的变化を遂げたことはまちがいない。

さらに、第3章では、1990～98年に発行された「児童相談事例集」に掲載された事例を基礎資料として、第一線の行政機関である児童相談所が扱った児童虐待事例を通して、90年代の児童相談所の取り組みについてまとめて検討・考察した。そして、児童相談の拡がり と 課題 児童相談所のコーディネート機能 児童虐待事例の積極的介入 という3つの特徴を抽出した。ここでも、第1章で総括された多分野横断的協働の重要性が浮かび上がってきた。また、そうした実践を通して、80年代に見られたマスキング現象（他の目立つ児童問題に児童虐待が隠されてしまう）は消え、逆にすべての児童問題には児童虐待が隠されているという視点を児童相談所が持つようになってきたことを指摘した。これは、第1章でふれた養育環境からみた子どもの「自我の脆弱さ」という共通の問題とも通じあう視点といえよう。

最後に第4章では、これまで指摘した90年代の動向に大きな役割を果たした「当事者の声」を改めて取り上げ、それが児童虐待という問題に落とした影ともいえるべき側面について論じた。それは、性的虐待における子どもの記憶という非常に難しい問題をめぐる論争である。ここでは、アメリカとイギリスで1980年代後半から90年代にかけて大きな社会問題となった「バックラッシュ」について報告し、日本の状況についても言及した。

繰り返しになるが、90年代はまさに児童虐待という問題をめぐる転換期であったと総括できよう。

それは、ひとつには、当事者が声をあげ始めたことを中核とする社会の認識の拡がりであり、もうひとつにはさまざまな専門家の手による臨床実践が多分野横断的協働という新たな時代を切り開いていったことに象徴される。そうした中で、いわば大きなうねりが生まれ、80年代を通して指摘されてきた法律の整備という面で、児童虐待防止法へと結実していったといえよう。

資料 1945 - 2000年に見られる子どもの危機的状況を中心とした主な出来事

	子どもの「危機的状況」に関する主な出来事	法制度・施策
1945 (昭20)	東京の集団疎開児童、帰京を開始 戦災孤児・引揚げ孤児・家出浮浪児が激増	
1946	東京済生会病院に「捨子台」が置かれる	
1947	食糧難で欠席が増えている東京都の小中学校が夏休みの繰り上げを決定 少年による幼稚園児の弁当強奪事件多発(東京) 都市の小中学校で学校給食開始	教育基本法、学校教育法公布 厚生局に児童局を新設 児童福祉法制定 新学制(六・三制)実施 児童保護施設306ヶ所に増加 (敗戦直前)89ヶ所→('46)171ヶ所
1948	専産院 赤ちゃん大量殺人事件(赤ちゃん169人を殺害し、預かり料を着服) 全国一斉孤児調査(総数12万3,504人) 盗みの小学生を両親が折檻し死なす(東京)など 計4件	『こどもの日』制定 改正少年法(上限を20歳に延長)公布 母子寮開設
1949	山形県労働基準局「子どもの身売り 2500人以上」 第一次ベビーブームのピーク(年間出生数約270万人)	家庭裁判所、少年鑑別所発足 全国に児童相談所が設置される
1950 (昭25)	少女9人売り飛ばし事件	家庭裁判所に少年調査官、少年調査官補を設置 生活保護法制定
1951	母子心中多発 子どもの人身売買激増 全国で1年間に売られた児童 約5,000人 妻に逃げられ5才息子を虐待、殺人未遂で逮捕(東京)など 計3件	児童憲章制定 福祉事務所発足
1952	労働省婦女少年局(1951.7～1952.6) 身売りされた子ども(17才以下)1,488人 少年非行 第一のピーク 夫は服役中、若妻がミルク代に困り幼児殺す(東京)など 計3件	
1953	労働省婦女少年局(1952.7～1953.6) 身売りされた子ども(17才以下)1,833人	人身売買防止策決定
1954	警視庁 人身売買 事件被害者8,600人と発表(被害女性のうち1/3は未成年) 高校進学率90%を超える	学校給食法公布
1955 (昭30)	森永ヒ素ミルク中毒事件 死者138人(厚生省調査) 母親、足手まといと1歳の子を殺す(東京)	
1956	1年間に売り飛ばされた子ども(18歳未満)2,690人(男87人:女2,603人) 女性のうち2,348人は売春関係 集団就職列車第一号	地方教育行政法公布(任命制教育委員会発足)
1957	中2の娘をせっかんで鎖につなぎ監禁、親逮捕(福岡)	
1958	赤春で検挙された少女(16-19歳)は全国で616人、動機は生活苦が338人 養護施設 施設数554 在籍数(3/31付)34,682人 里親数 9,618('49には3,274)	学校保健法公布
1959	熱海署 少女56人を売買した女を逮捕	
1960 (昭35)	北海道で中学女生徒20人が売買される	
1961	サリドマイド児186人(約2割)の生存確認(1958～1963年まで936人出生) 校内暴力、教師への暴力が増加 胎児性水俣病が確認される(熊本) 学童保育所開設(東京) 父親、別れ話に赤ちゃん絞め殺す(岩手)など 計2件	児童福祉法改正により、三歳児健康診査制度発足 児童扶養手当法制定
1962	都内の中・高生の中でシンナー遊びが流行 夫婦げんかの挙句、23歳の夫が二児を殺し埋める(東京)	情緒障害児短期治療施設開設(大阪)
1963		
1964	厚生省調査 要保護・準要保護児童 164万人 文部省調査 欠損家庭 126万人 卒業を控え、中学校内で教師への暴行事件頻発 少年非行 第二のピーク デパートに幼い兄妹の捨て子(東京)など 計4件(うち無理心中:2件)	福祉事務所に家庭児童相談室が設置される 母子福祉法公布 厚生省「児童局」が「児童家庭局」と改称
1965 (昭40)	高校進学率70%を超える	大阪 施設児童に育英資金制度 母子保健法制定
1966	神奈川県警 暴力団組長逮捕(家出少女を芸者へ) 愛人に逃げられ、赤ちゃん放置し餓死させる(東京)など 計4件	特別児童扶養手当法公布
1967	久慈市(岩手)、武蔵野市 児童福祉手当の給付開始 岸和田市 24時間保育開始(厚生省指導で1ヶ月で中止) 東京都 長時間保育(朝夕2時間) 中野区 0才児保育開始 若夫婦、生活苦から赤ちゃん生き埋め(静岡)など 計5件	
1968	東京都 児童手当制度 「母子心中」「幼児虐待」「捨て子」などがマスコミに突然登場し始める 若い母、生後3ヶ月の子泣くのに怒り殺殺(埼玉)など 計3件(うち無理心中:1件)	児童権利宣言 国連で採決
1969	乳幼児虐待・殺人が急増 要児殺し 1～9月の8ヶ月間で132人が殺害される 夜泣きうるさいと母が赤ちゃん殺す(奈良)など 計6件	教科書無償配布 最初の情緒障害児学級開設(東京)

	子どもの「危機的状況」に関する主な出来事	法制度・施策
1970 (昭45)	コインロッカーベイビー事件 2件 「予定外の子」と夫婦で3歳の子を虐待し殺す(千葉)、酒乱の父親が赤ちゃんを振り回し殺す(大阪)など 計32件(うち無理心中:3件)	里親数ピーク時('58)の半数(4,729)に
1971	コインロッカーベイビー事件 3件 第2次ベイビーブーム(～'74) 睡眠薬中毒の20才妻、幻覚でわが子殺り重体(東京)、若い母、先妻の子を虐待殺し逮捕(大阪)、遺産もらえぬと父、三児を殺す(奈良)など 計40件(うち無理心中:3件)	児童手当法公布(全国で児童手当制度 3,000円/月)
1972	コインロッカーベイビー事件 8件 ペビーホテル繁盛 東京で捨て子ラッシュ(90人) 父、2児を1年半小屋に監禁、死の寸前救出(山梨)、自宅を釘付け二児置き去り、母逮捕(群馬)、心労の母、泣く幼女を棒で殴殺(徳島)など 計45件(うち無理心中:13件)	
1973	コインロッカーベイビー事件 46件 全国乳児院 未婚の母の子1割(316人) 赤ちゃん紛失事件(宮城)(産婦人科医が中絶を希望する女性を説得して出産させ、子どもの恵まれない夫婦に「実子」として紛失) 尊属殺人罪重罰規定違憲判決(性的虐待を受けた娘が父を殺害、初めて尊属殺人罪規定が無効とされる) 自殺の低年齢化が社会問題となる 厚生省「児童の虐待、遺棄、殺人事件調査」を実施 夫婦喧嘩の腹いせに父が娘を殺す(兵庫)、むずかる乳児に逆上、母が馬乗りになって殺す(神奈川)、新しい愛人で来た母、幼女を邪魔と殺す(埼玉)など 計47件(うち無理心中:16件)	厚生省 養護施設入所児童の高校進学を認める
1974	高校進学率90.8% 中卒就職率7.7%に低下 『ローラ、叫んでごらん』フライパンで焼かれた少女の物語』がベストセラーになる 泣きやまぬと母、双子の赤ちゃん殺す(福島)、愛人と同居、邪魔と娘殺す(富山)、離婚話こじれ、父、乳児を殺す(神奈川)など 計39件(うち無理心中:15件)	
1975 (昭50)	乳児死亡率(1年未満)2万人を割る(19,103人) 初の0歳児専門公立保育所開設(東京) 泣き叫ぶわが子を茶箱に入れて殺し埋める(神奈川)、父、泣き止まぬわが子を感電死させる(東京)、夫婦喧嘩の面当てに、父がわが子を殺す(鹿児島)など 計38件(うち無理心中:9件)	育児休業法公布
1976	大学進学率38.6% 父、2歳のわが子を木刀で殴殺(東京)、新しい愛人で、子ども邪魔と餓死させる(静岡)、赤ちゃんの夜泣き苦に子連れ心中(大阪)など 計37件(うち無理心中:15件)	児童扶養手当支給年齢を18歳未満に引き上げ
1977	小学生26.6% 中学生38%が通塾(文部省) 家庭内暴力に疲れ果てた父が高2息子を殺害(東京)、うるさいとごみ箱に入れられ赤ちゃん窒息死(広島)、子連れ逃亡、長男は学校に行けず次男は栄養失調死、父逮捕(神奈川)など 計40件(うち無理心中:9件)	児童福祉法一部改正(「保父」を認可) 一歳半健診開始
1978	家庭内暴力顕在化 合計特殊出生率1.89 暴走族少女リンチ事件(初の少女のみ暴走族摘発、神奈川) 父が酔って娘を投げ殺す(奈良)、父親が赤ちゃんに噛みついて殺害(福岡)、別れた夫への恨み、2歳のわが子を折檻餓死させた母親逮捕(北海道)、母、二児をトイレに投げ込み殺す(新潟)など 計56件(うち無理心中:31件)	
1979	育児に悩んだ母、赤ちゃん殺す(大阪)、3歳の子を折檻死させた父、逮捕(兵庫)、育児疲れ、赤ちゃん殺す(愛媛)、近所付き合いの悩み、母子心中(埼玉)など 計64件(うち無理心中:38件) サラ金など生活苦による一家心中多発	国際児童年
1980 (昭55)	校内暴力1,558件 家庭内暴力1,025件(警察庁) 予備校生が金属バットで両親を殺害(神奈川) 総理府「家庭内暴力に関する調査研究」を実施 父親がおわしした5歳長女を折檻死(茨城)、夜泣きうるさいと、わが子殺した父逮捕(大阪)、17歳、同様の邪魔とわが子殺す(埼玉)、夫に叱られ子連れ心中(東京)など 計60件(うち無理心中:28件)	
1981	校内暴力ピーク(～'83) 登校拒否のわが子を殺し、母も自殺(和歌山)、育児に疲れた母、二児を絞殺し自殺(群馬)、折檻で全身ヤケだらけ、わが子虐待の父逮捕(京都)、生活に疲れ、母子4人無理心中(熊本)など 計59件(うち無理心中:29件)	厚生省 ペビーホテル問題に対し、児童福祉法一部改正、全国一斉点検を行う。対策の一つとして乳児院の短期入所措置制度を実施。
1982	乳児死亡率が世界最低となる(出生1,000人当たり6.6人) 戸塚コトスクール事件発覚 18歳の母、夜泣きの赤ちゃんに布団かけ死なす(大阪)、食事を与えず、わが子を殺した両親逮捕(茨城)、いじめられ登校拒否の息子に思いやり、母が殺す(神奈川)、離婚し定職なし、酒ひたりの父、幼児道連れ無理心中(兵庫)など 計52件(うち無理心中:24件)	
1983	中学生ホームレス襲撃事件(神奈川) 少年非行 戦後第3のピーク(警視庁) いじめの仕返しに男子高校生、同級生に重症負わせる(愛媛) 私立か公立かで対立、母が小6の息子を殺し、自殺(東京)、生まれた子5人を次々殺し願っていた母逮捕(北海道)、寝起き悪いと3歳の子を折檻死させ、父逮捕(兵庫)、子育て自信ないと20歳の母、赤ちゃん殺し自殺(大阪)など 計52件(うち無理心中:24件)	
1984	小中学校でいじめが頻発 同級生2人でいじめ加害者を殺害(大阪) 警察庁 初めて『いじめ白書』を発表(84,531件) 3歳のわが子を折檻死させ、父逮捕(鳥取)、神のお告げと、母が9歳の長女殺す(愛知)、赤ちゃんの泣き声静めようと口にカーゼ、死なせた母逮捕(兵庫)、なつかぬと生後11ヶ月のわが子を父が折檻死させる(東京)など 計65件(うち無理心中:35件)	
1985 (昭60)	一時保護所で宿直中の保母が保護中少女2人に殺害される(愛知) 9人がいじめを苦に自殺(警察庁) 児童虐待調査研究会が「児童虐待」を刊行 赤ちゃんの夜泣きに悩む母、石・針・防虫剤飲ませ死なす(岡山)、21歳の父、寝付き悪いと2歳のわが子を折檻殺す(高知)など 計27件(うち無理心中:8件)	
1986	いじめを苦に自殺(東京・香川) アイドルあと追い自殺事件 東京で4月までに誘拐事件4件発生 女子中・高生のテレクラ利用が激増 文部省「いじめ体罰実態調査」を実施 夫の酒癖悪く、母子3人心中(愛知)、夫が浮気、妻が赤ちゃん殺す(千葉)、何回もおもらしと母、2歳の子を投げつけ殺す(兵庫)など 計40件(うち無理心中:24件)	
1987	育児疲れの母、2階から赤ちゃん投げる(神奈川)、父、生後8ヶ月の子の夜泣きに腹立て、口に粘着テープを貼り死なす(岡山)、子育てに悩む母、3歳児連れ焼身自殺(宮城)、育児に悩む母、発作的に生後10ヶ月の子殺す(大阪)など 計43件(うち無理心中:22件)	

	子どもの「危機的状況」に関する主な出来事	法制度・施策
1988	親から虐待された子ども、半年間で全国1,039人（全国児童相談所長会「子どもの人権侵害例調査」） 日本の総人口に占める15歳未満の子どもが20%を割る 幼児連続誘拐殺人事件 母蒸発し、3兄弟が自炊、栄養失調で学校へも行けず。幼児の死体見つける（東京）、紙袋に乳児の遺体、非婚の母が自宅で出産し放置（大阪）など 計31件（うち無理心中：12件）	特別養子制度創設
1989 (平1)	女子高校生殺害コンクリート詰め事件（東京） 児童虐待が年間2000人となる（読売新聞 6月10日） 4歳のわが子に折檻、死なせ1ヶ月放置していた母逮捕（宮城）、愛人の1歳7ヶ月の女児を殺して埋めた、20歳の男逮捕（千葉）など 計19件（うち無理心中：4件）※1989.1月～10月まで	国連『児童の権利条約』を採択
1990 (平2)	金融市場、円・株・債券相場がトリプル安に（バブル崩壊の始まり） 校門圧死事件（兵庫） いじめを苦に自殺した中学3年生の損害賠償訴訟で、学校に過失があったと認定される（福島） 家庭内暴力の子を父親が殺害（山梨） 校内暴力の生徒を校長が告訴	大学入試センター試験始まる 児童虐待防止協会設立（大阪） 厚生省 児童相談所における児童虐待相談処理件数の統計を取り始める
1991	ダイヤルQ2を大阪府警が摘発 文部省調査 全国の中学・高校の70%以上が校則を見直し緩和 私立矯正施設「風の学園」監禁事件 法務省 体罰で人権侵犯事件として処理した件数が5年間（85～89年）で451件と発表	子どもの虐待防止センター設立（東京） 育児休業法公布
1992	バブル崩壊	公立小中高校等、第2土曜日休校となる（学校5日制の開始） 文部省 登校拒否児が民間施設へ通うことを出席扱いにする方針決定
1993 (平5)	いじめマツト死事件（山形）	
1994	松本サリン事件 中学2年生がいじめを苦に自殺（愛知） いじめ問題が改めて社会問題化する 毎日新聞調査 小中学校の4割以上は今のクラスにいじめがあると答え、いじめにあった子も約3割と発表 小学生体罰自殺事件（兵庫：小学生が担任から体罰を受け、一時間後に自殺）	子どもの権利条約批准（世界で158番目） 国際家族年 自治省 住民票の記載は嫡出・非嫡出・養子等もすべて「子」で統一するとの通達を出す 不登校児童・生徒のための初の公立フリースクールが設立（神戸）
1995	阪神・淡路大震災 地下鉄サリン事件 警視庁 1年間（94年10月～95年10月末）にデートクラブで補導された13～19歳の少女は578人と発表 法務省人権擁護局調査 中学生の3人に1人が「いじめられた」経験ありと回答 指示に従わなかったという理由で教師に殴られた女子高生が死亡（福岡） 中学1年生がいじめを苦に自殺（新潟） 米兵3人が小学生女児を暴行（沖縄）	警察庁 いじめで悪質なものは今後事件として積極的に処理していくことを決め、全国少年課長会議で指示 文部省 全国学校でのいじめ「総点検」で約1万8000件と判明 文部省 4億円のいじめ対策費を要求 スクールカウンセラー活用調査研究委託事業開始
1996	O-157集団食中毒事件 高校生の覚醒剤汚染が広がる（覚醒剤購入資金欲しさに高校生がグループで「オヤジ狩り」をする等） 警視庁 平成7年度テレクラやツーショットダイヤル利用に関連した事件で摘発された未成年者が38%増加したと報告 いじめを苦に自殺（鹿児島、のちにいじめたとされた生徒の父親も自殺）	厚生省 「子ども虐待防止対応の手引き」作成 文部省 いじめ問題対策本部設置 日本子どもの虐待防止研究会（現「日本子どもの虐待防止学会」）設立
1997	文部省 不登校の児童生徒数が急増し9万4000人を越すと発表 酒鬼薔薇事件（神戸連続児童殺傷事件） TVアニメ「ポケットモンスター」を見た全国の子ども700人近くに痙攣などの症状が出る 酒鬼薔薇事件の影響で「子ども110番の家」が全国で急増、警視庁は7万1967ヶ所を正式に指定	厚生省 「施設長の監護権は親権の監護権に優先する」という通達を出す 東京都議会 全国初の「買春」処罰規定を盛り込んだ青少年健全育成条例改正案を可決 過労自殺が初めて労災に認定
1998 (平10)	国内総生産（GDP）成長率マイナス1%となる 完全失業率初めて4%台に（リストラによる自殺者が急増） 「キル」が流行語となる 黒磯市で女性教諭が中1男子生徒に刺殺される	改正児童福祉法施行 「児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について」の通知が出される 『児童相談所運営指針』大幅改定 警察庁少年課 少年によるナイフ使用の凶悪犯罪続発を受け、刃物販売店への指導強化等を緊急通達 特定非営利活動促進法（NPO法）施行
1999	「お受験」殺人事件（東京：幼稚園受験にからみ、嫉妬した近所の主婦が知人の幼女を殺害）	児童買春・児童ポルノに関わる行為等の処罰および児童の保護に関する法律公布
2000	新潟少女監禁事件 高校生が主婦を刃物で殺害（愛知） 佐賀バスジャック事件	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行 改正少年法公布（刑罰対象年齢を10歳から14歳へ引き下げる） ストーカー規制法公布

出典：柿沼 昌芳・永野 恒雄 編(2002)「学校の中の事件と犯罪 I 1945～1985」 批評社
 神田 文人・小林 英夫 編(2005)「戦後史年表」 小学館
 山本 健治(1989)「[年表]子どもの事件 1945-1989」 柘植書房
 * 児童虐待に関係する事件……斜字

平成17年度研究報告書
児童虐待の援助法に関する文献研究
(第3報：1990年代まで)
戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という
視点からの心理社会的分析

平成18年3月31日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045 - 871 - 8011 FAX. 045 - 871 - 8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 保坂 亨
共同研究者 増沢 高
秋山 邦久
柴橋 祐子
大川 浩明
佐々木宏二
渡邊 智子
石倉 陽子

印刷 (株)ガリバー TEL. 045 - 510 - 1341(代)